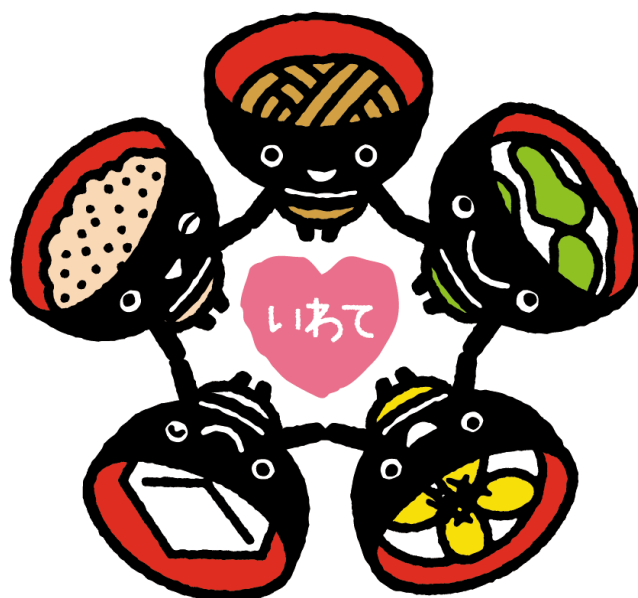


知的障がい者等金銭管理支援ガイドブック



®わんこきょうだい

岩 手 県

目 次

はじめに

- 1 本書作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 本書の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 本書の活用方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

《第1章 障がい特性と消費者被害の実態》

- 1 障がい特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 障がい者の抱える消費者被害の実態・・・・・・・・・・6
- 3 障がい者の抱える可能性のある消費者被害・・・・・・・・8

《第2章 お金とは》

- 1 お金に関する基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 金銭感覚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

《第3章 金銭管理》

- 1 お金の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
- 2 人生でかかる費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 3 ライフプランを考える・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

《第4章 金銭管理支援の実践》

- 1 実践活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
- 2 指導実践の工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
- 3 関係機関の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

《第5章 教材・支援制度》

- 1 教材の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
- 2 寸劇台本の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 3 相談窓口、支援制度一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

平成26年度研究会メンバー・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

はじめに・・・

1 本書作成の背景

知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者の就労支援や地域生活移行が推進される一方で、地域生活の自立に不可欠な金銭管理能力の支援については、本人の理解能力や社会経験の低さ、標準的な指導方法がないことなどから支援が難しく、地域における見守り支援者は押しなべて対応に苦慮しているというのが現状です。

また、特別支援学校においても、金銭管理に関する標準的なテキストや教材がなく、各学校において工夫しながら指導を行ってはいるものの、卒業後、普通学校卒業生と同じ社会環境で生きていくことを考えると、金銭管理面の指導は十分とは言えない状況にあります。

金銭管理面における支援の重要性についての認識や課題意識はあるものの、地域自立支援協議会関係者や施設関係者など、地域における見守り支援者間の情報交換や研修の機会もなく、また特別支援学校においてもこの分野にかかる共同研究や研修会などは特に行われてきませんでした。

こうした中で知的障がい者等の消費者トラブルの状況を見ると、多重債務、浪費（通信販売、携帯電話など）、通帳・カードの不適切な使用、お金の貸し借り、消費内容の歪み及びお金を使えないなどといった事例が後を絶ちません。

そこで、このような知的障がい者等の金銭管理をめぐる現状の改善に向け、「平成 26 年度知的障がい者等金銭管理支援事業」において、消費生活相談、障がい者福祉及び学校教育が連携・協力し、第一に本人の金銭管理能力の向上支援の在り方を、第二に地域での見守り支援体制の在り方や見守り支援者のスキルアップの方策などについて調査研究を行いました。

この調査研究の結果をまとめた報告書を、平成 27 年度において活用いただいた特別支援学校や障がい者福祉施設等の皆様から寄せられた御意見・御要望をふまえ、より実践的で活用しやすいよう改訂版として作成したのが、本ガイドブックです。

2 本書の目的

平成 26 年度知的障がい者等金銭管理支援事業では、「中軽度の障害レベルの方について、就労収入と障害年金を含めて 10 万円を超える金銭を自己管理できる力を身につかせる。」ことを共通認識として、①知的障がい者、②精神・発達障がい者、③特別支援学校それぞれを対象とした金銭管理支援の在り方についての 3 つの研究チームを立ち上げました。

各部会で調査研究する中で、報告書は、①障がい者を有する当事者、②支援者、③当事者の家族という 3 つの対象を想定しながら、それぞれにとって使いやすいものとなるよう取りまとめ作成することとなりました。

その結果、支援者及び家族を対象とした「報告書」と、当事者を対象とした「副読本」の 2 種類の冊子を作成することとなりました。

報告書は、支援者及び家族が手元において、日常の金銭管理支援の際に活用できる資

料としての役割を担い、また、副読本は、当事者が日常生活及び将来の生活設計の際の参考資料となるよう、その目的を定めています。

今回、これらの目的はそのままに、報告書の改訂版として作成したものが本ガイドブックであり、同時に副読本についても、知的障がい者等金銭管理テキストブックとしてさらに使いやすく改定を行いました。

本書の目的は、特別支援教育及び知的障がい者支援に係る地域の社会資源が連携し、特別支援学校から社会人初期の段階において金銭管理面の指導や支援が切れ目なく行われ、若者世代を中心に一人でも多くの知的障がい者等に金銭の自己管理能力を身につけていただくことにあります。

3 基本的考え方

(1) 調査研究の方向性

知的障がい者等が自立し、社会参加するためには、金銭管理の問題は避けて通ることができないものです。

調査・研究の大きな基本目標は、自立、就労を中心とした社会参加の中で、金銭管理が滞りなく行われるような支援体制を考えることでした。すなわち、支援者が、障がい者に対し生涯支援を継続し、その中で障がい者が生活を組み立てるのではなく、一定期間の試行を経て、それぞれが可能な生活にたどり着くというような観点での支援策の検討です。

そこでは、トラブルに遭わない「自己防衛力」を養うだけでなく、「私はこうした生活をしてみたい。だからお金をこう使いたい。」という思いを家族や支援者に伝え、周囲のサポートを活用しながら、生活する術を具体的に学んでいくことに資するような調査・研究内容となることを目指しました。

また、現時点での金銭管理に関わる生活を正常な形に持っていくだけでなく、将来を見据え、将来設計に資するような内容とし、今のくらしを乗り切ればそれで良いというのではなく、今のくらしが将来のくらしを支えるという点から成り立たせる、そういう取り組みが障がい者の中に自発的に生まれてくるような支援の仕方を検討しました。

さらには、人生の特定の場面のみを取り上げるのではなく、広くいろいろな場面で見えるものとするため、それぞれの場面においても、支援者が、障がい者本人の生活に対し一定の枠組みを決めてしまうのではなく、どのように本人の意思決定を支えていくのかという視点を常に持ちつつ、検討を進めるようにしました。

(2) 検討を進める上での留意点

まず、一般論としての金銭問題や金銭管理を扱うのではなく、障がいの特性を踏まえた内容としました。知的、精神、発達、それぞれの障がい全てに有効な方法というのはありえないとの認識のもと、知的障がい者をベースにして、すべての障がいにおいて活用できるもの、障がいごとに変容を加える必要があるものというふうに検討を進め、汎用性の高いものとしてしました。

次に、障がい者の生活実態、消費者トラブルの被害状況等を可能な限り把握して、現実的な内容となるようにしました。

大きな項目立てとしては、①金銭感覚の問題を含むお金に関する基礎知識の問題、②金銭管理の問題、③トラブルへの対処法の3つとしました。

支援の手法としては、単発的な指導・その場限りの実践ではなく、指導→実践→当事者の気づき→支援者側のよりよい実践指導のように、いろいろなことが円環的に回っているという認識（一足飛びではないということ）を前提に、繰り返し実践活動ができるようなものとなることを心掛けました。すなわち、障がい者に対し、支援・指導に見合った成果を即座に求めるのではなく、小さな成功体験を積み重ねることで、自立・社会参加に向けた知識やノウハウを定着させるという手法です。これは、長期間のアプローチを心掛ける、別な言い方をすれば、総論的なものと個別（スモールステップ）の往復を長い期間の中で繰り返し、成果が徐々に表れてくるといった基本的な考え方です。

また、障がい者それぞれの持つ能力を伸ばし、引き出すことの中から解決を図るというアプローチ（解決志向アプローチに近い考え方）も意識しながら検討し、実践を積み重ねるよう努めました。

（３） 障がい当事者への支援・指導の基本的考え方

欲しいものより必要なものを買うというように、優先順位、欲望のコントロールということをはっきりと意識し、きちんと認識したうえで、障がい者に身に付けてもらうよう検討を進めました。但し、理屈での説得はあまり効果がなく、感情的な納得を得られるようにすることにも留意しました。

文章にはルビを振り、イラスト、マンガなどを多用し、分かりやすい内容にし、また、相談しやすい体制づくりのように、システムとしての対策を提示するだけでなく、システム活用面としてのソフトの充実も図りました。

（４） 関係機関連携における基本的考え方

この事業は調査研究という性格を有する事業ではありましたが、関係機関相互の今後の連携作りをも意識しました。すなわち、消費生活相談、障がい者福祉及び学校教育の三者間の連携・協力の体制作りにも具体的な提言ができるよう、そして構築された連携の活動の実質化に資するよう検討結果をまとめました。

４ 本書の活用方法

知的障がい者等の金銭管理と一言で言っても、知的、精神、発達などの障がいの種類や程度などによっても、個々の金銭管理能力には大きな差が生じます。

例えば、これまで受けた教育の定着が十分にみられない知的障がい者の方であれば、悪質業者などの言いなりになりやすく、被害に巻き込まれやすいといった特徴を踏まえ、お金とはどういうものなのかといった、ごくごく基礎的な知識やお金は働くことによって得られるなどといったルールなどから始め、その方が受け入れやすい方法で、繰り返

し勉強を重ねるとともに、予防的な観点で周囲が異常にいち早く気づくことなども含め、長期的な視点で支援の定着を図っていくことが必要になるかもしれません。

また、発達障がいでは一般的な支援の効果が比較的定着しやすい方でも、こだわりが強いことから、通常では考えにくいところまで物を買ひこんだり、特定の習慣にのめり込んでしまうといった場合には、個別にその方のこだわりや特性を理解したうえで、こだわることの弊害について、具体的に、分かりやすく伝えながらの支援が必要なことも考えられます。

さらに、金銭管理の知識や方法等を十分に身に付けてきた精神障がいの方であっても、その障がいに伴う不調等により、注意力が落ちて、思わぬ被害に巻き込まれたり、一旦被害に巻き込まれても、不調が原因で被害回復に努めることができず、被害を放置し拡大させてしまうことも考えられます。

このように、知的障がい者等の金銭管理支援においては、その方が、できること、できないことを見極めたうえでの支援が重要になってくると考えられます。

そこで本書では、お金や金銭管理全般に関する基礎知識、具体的な実践事例、各種教材や支援制度といった汎用性の高い内容を網羅的に収録し、個々の特性や能力に応じて足りない部分を補足するといった使い方ができるように工夫しています。

また、金銭管理支援の実践活動や障がい者本人への説明の際に参照いただけるよう、本人向けのテキストブック「やりくり上手になろう！～かしこいお金のつかい方～」の対応ページや支援のヒント等も記載していますので、そちらと併せてお使いいただくことで、より効果的な金銭管理支援が可能となります。

障がい者に関わり様々な支援をされる皆様の、金銭管理支援の場面におけるバイブルとして、本書を御活用いただければ幸いです。

《第1章 障がい特性と消費者被害の実態》

1 障がい特性

障がい特性を考えるにあたってはひとまず、金銭管理に関し、困難につながる特性を幅広く有する知的障がい者の特性を踏まえることとします。

まず、知的障がい者の障がい特性としては、

- ① 導入には時間がかかるが、慣れたり、好きになったりすると比較的容易に継続することができる
- ② 融通を利かせにくい
- ③ 我慢強さにやや欠ける
- ④ 主観的な印象に従って物を見る傾向がある（同じ事象であってもその意味の把握が気分や感情に左右される）
- ⑤ 部分と部分、部分と全体を関連付けて知覚することが得意ではない
- ⑥ 非本質的部分の共通性に基づき分類をしてしまうことがある
- ⑦ 抽象的な思考が苦手
- ⑧ 他の2障がいに比べ、学校教育の成果を十分に活用できない可能性が高い

などが挙げられ、比較的初歩的な内容の理解の促進にも注意を払う必要があると考えられます。

次に、統合失調症、気分障害を中心とした精神障がい者の障がい特性としては、

- ① 十分な教育機会を得ている場合には、金銭管理に関し特段の支援が必要でない場合も想定しうる
- ② その時の感情が自分の置かれている状況そのものと考えがちになる
- ③ ゼロ百思考（白黒思考）に陥りやすい（考え方が極端になりやすい）

などが挙げられます。

さらに、発達障がいの障がい特性としては、

- ① 十分な教育機会を得ている場合には、金銭管理に関し特段の支援が必要でない場合も想定しうる
- ② 具体的なものを理解すること、短い言葉かけを理解すること、見通しの持てる活動に参加することは得意
- ③ 抽象的なものを理解すること、聴覚的に情報を理解すること、長い言葉かけを理解すること、創造性や変更を求められる活動に参加することはあまり得意ではない
- ④ こだわりが強い
- ⑤ 気分変動が激しい
- ⑥ 綿密に注意することができない（注意欠陥多動性障害・ADHDの場合など）
- ⑦ 後先を考えずに思いつきで行動してしまうことがある

などが挙げられます。

これらの特性を踏まえ、本ガイドブック及びテキストブックの内容については、抽象的な記述を控え、具体的ななしかも取り組みやすいところからやや高度な内容に、短い文

章を使いつつ、徐々にステップアップするようにし、また、関連付けの枠組みについても、混乱をきたすことがないように、一義的な記述を目指しました。

実践、指導に当たっては、集中しやすい環境を設定しつつ、混乱をきたさないような具体的内容に基づき、個別の記述についての理解の深まりを手助けするよう、また、テキストブック等の内容から推論する場合においても、本質的な部分を指摘しつつ、枝葉の部分で思考が展開しないよう注意しました。また、中庸、バランスについても思いが至るようにし、さらには、思いつきの入り込む余地を可能な限り排除しつつ、地道に一步步ずつという方針で当たることが重要になってくるものと考えられます。

2 障がい者の抱える消費者被害の実態

各部会の議論においても、障がい者に対する種々の被害の実態は報告されましたが、具体的な被害状況を把握するため、以下の項目について、研究メンバーの所属する施設、学校で調査を行いました。

【調査項目】

①お金の貸し借り、②有料サイト、③多重債務、④浪費一般、⑤携帯電話の契約、⑥ネットオークション、⑦ネット通販、⑧オンラインゲーム、⑨デート商法、⑩キャッチセールス、⑪資格商法、⑫モニター商法、⑬特定継続的役務提供取引、⑭内職商法、⑮送りつけ商法、⑯次々商法、⑰マルチ商法、⑱靈感商法、⑲その他

このうち実際に被害報告のあったのは、①お金の貸し借り、②有料サイト、③多重債務、④浪費一般、⑤携帯電話の契約、⑦ネット通販、⑧オンラインゲーム、⑲その他、でした。

具体的な被害状況は以下の通りです。

○ 知的障がい者等金銭管理事業消費者トラブル調査票（施設）

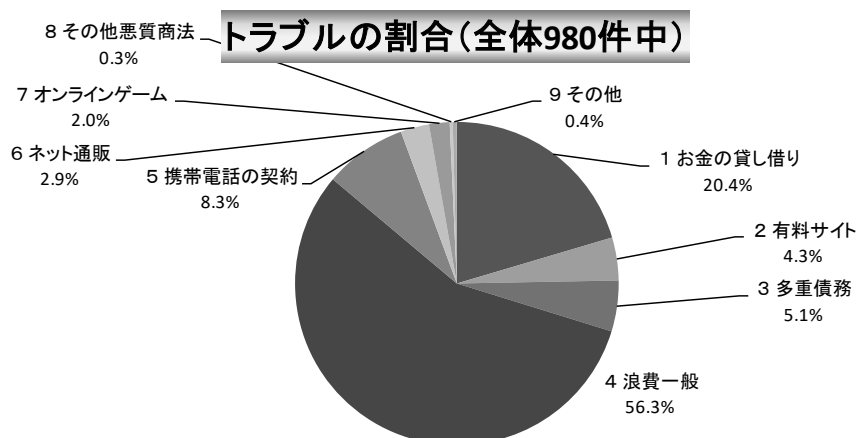
ト ラ ブ ル	平成 26 年度 現 認 数	平成 27 年度 現 認 数	平成 28 年度 現 認 数	平成 29 年度 現 認 数	合 計	割合 (%)
1 お金の貸し借り	36	46	51	63	196	<u>20.4</u>
2 有 料 サ イ ト	3	3	12	21	39	4.0
3 多 重 債 務	9	11	12	18	50	5.2
4 浪 費 一 般	124	125	144	157	550	<u>57.2</u>
5 携帯電話の契約	12	13	22	34	81	8.4
6 ネ ッ ト 通 販	2	4	7	13	26	2.7
7 オンラインゲーム	2	2	4	6	14	1.5
8 その他悪質商法	1	0	1	1	3	0.3
9 そ の 他	2	0	0	1	3	0.3
計	191	204	253	279	962	100.0

○ 知的障がい者等金銭管理事業消費者トラブル調査票（支援学校）

ト ラ ブ ル	平成 26 年度 現 認 数	平成 27 年度 現 認 数	平成 28 年度 現 認 数	平成 29 年度 現 認 数	合 計	割合 (%)
1 お金の貸し借り	1	3	0	0	4	<u>22.2</u>
2 有 料 サ イ ト	0	0	0	3	3	16.7
3 多 重 債 務	0	0	0	0	0	0.0
4 浪 費 一 般	0	0	1	1	2	11.1
5 携帯電話の契約	0	0	0	0	0	0.0
6 ネ ッ ト 通 販	0	0	0	2	2	11.1
7 オンラインゲーム	1	0	2	3	6	<u>33.3</u>
8 その他悪質商法	0	0	0	0	0	0.0
9 そ の 他	0	0	0	1	1	5.6
計	2	3	3	10	18	100.0

◎ 知的障がい者等金銭管理事業消費者トラブル調査票（全体）

ト ラ ブ ル	平成 26 年度 現 認 数	平成 27 年度 現 認 数	平成 28 年度 現 認 数	平成 29 年度 現 認 数	合 計	割合 (%)
1 お金の貸し借り	37	49	51	63	200	<u>20.4</u>
2 有 料 サ イ ト	3	3	12	24	42	4.3
3 多 重 債 務	9	11	12	18	50	5.1
4 浪 費 一 般	124	125	145	158	552	<u>56.3</u>
5 携帯電話の契約	12	13	22	34	81	8.3
6 ネ ッ ト 通 販	2	4	7	15	28	2.9
7 オンラインゲーム	3	2	6	9	20	2.0
8 その他悪質商法	1	0	1	1	3	0.3
9 そ の 他	2	0	0	2	4	0.4
計	193	207	256	289	980	100.0



これらの調査の結果、お金の貸し借りと浪費一般がトラブル全体の76%強を占める一方、悪質商法自体はトラブルの割合が少ないことから、障がい者に関しては、個々のトラブルに対する対処法を身に付けるよりは、金銭管理一般について身に付けること、適切な指導・支援がなされることの方がニーズが高いことがうかがわれます。

また今後は、情報通信技術の発展に伴い、オンラインショッピングやスマートフォン決済等、パソコンやスマートフォンの利用によるトラブルに注意していかなければならないと考えられます。

3 障がい者の抱える可能性のある消費者被害

(1) はじめに

知的障がい等の障がい者は、判断能力が十分でないことがあり、また、コミュニケーションをうまく展開できず、肯定するつもりもなく、「いいです」といったことが契約の意思ありと認められるなど、コミュニケーション能力不足からもトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、悪徳業者は、こういった特性のある障がい者をターゲットにして、お金をむしり取るなどの行為に走ることがあります。

トラブルに陥って、経済的な損失、精神的なショックを受けないためにもトラブルに関する知識、対処法を身につける必要があるでしょう。

以下、障がい者の抱える可能性のあるトラブルについて、契約をめぐるものと、契約すら介さないタイプに分けて、その内容、対処法、うまく対処した事例などを紹介します。

(2) 契約をめぐるトラブルとその対処法

●テキスト P27～29 参照

番号	名 称	内 容	対 策
1	浪 費	要らないものを買ったり、必要以上の数を買ったりして、買い物、携帯使用料、ゲーム費用などが生活を圧迫している状態。	金銭感覚、金銭管理能力を身に付ける。
2	お 金 の 貸 し 借 り	友人同士で気軽な気持ちでお金を貸し、予定通りに返済してもらえない。	原則的には、お金の貸し借りはしない。
3	デ ー ト 商 法	デートを装いアクセサリなどの高額な商品を貢がされる。自称デザイナーの女の子から、自分のデザインしたアクセサリの売り上げに貢献してほしいと頼まれ、アクセサリを購入してしまう。	難しい（場合によってはクーリング・オフ、民法信義則）
4	キ ャ ッ チ セ ー ル ス	駅や繁華街の路上で呼び止め、喫茶店などに連れて行き、応じない限り解放しない雰囲気にするなどして何十万円もする英会話教材などの契約をさせる。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）

番号	名 称	内 容	対 策
5	アポイントメントセールス	「海外旅行が当たった」などと勧誘目的を隠して営業所などに呼び出し、高額商品を契約させる。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）
6	資格商法	執拗な勧誘で講座を受講させる。最後まで面倒を見るとうそを言って受講させる。資格が取得できるまで契約は継続していると言って新たなコースを申し込ませる。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）
7	モニター商法	モニターになるとモニター料が入り、さらに人を誘うと紹介料が入ると言って、商品を購入させる。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は20日間）
8	ホームパーティー商法	ホームパーティーを装って主婦などを集め、高額な下着などを購入させる。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）
9	特定継続的役務提供取引	エステ（1 か月超）、外国語会話（2 か月超）、学習塾（2 か月超）、家庭教師（2 か月超）のサービス契約に絡んだ悪質商法（あと少し継続すると効果が出るというて延々契約させるなど）。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間、但し金額 5 万円を超えるもの）
10	業務提供誘引販売（内職商法）	当該商品を購入するとそれを使っての仕事をあっせんするとして商品を販売し、実際は仕事のあっせんが無い。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は20日間）
11	送りつけ商法	注文していない商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上支払をしなければならないと勘違いさせ支払うことを狙う。	ネガティブオプション
12	次々商法	人間関係を作り上げ、例えば、布団、スノコ、乾燥剤、絨緞と次々に売り込みをかけ、買わせる。	クーリング・オフなど
13	マルチ商法	商品を購入したうえで、自分もまた商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やすと大きな利益が入る。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は20日間）
14	催眠商法（SF商法）	プレゼントなどの名目で人を集め、締め切った会場で雰囲気盛り上げて興奮状態にし、最後に高額商品を売りつける。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）
15	点検・実験商法（かたり商法）	点検名目で自宅に上がりこみ、水道水を試薬で調べたら、試験紙が変色したから浄水器を取り付ける義務があるなどと、商品購入の義務があると勘違いさせ商品売りつける。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）
16	靈感商法	「購入すればたたりから逃れることができる」などと人の不幸・不安に付け込んで、高額な壺などを売りつける。	特定商取引法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）

番号	名 称	内 容	対 策
17	原 野 商 法	将来値上がりの見込みのない原野などを時価の何倍もの値段で売りつける。	宅建業法等によるクーリング・オフ（期間は8日間）
18	現 物 ま が い 商 法	金やダイヤモンドなどを業者が売りつけて、それを一定期間預かり、利子を付けて返すことを名目とするが、実際は商品が存在しない。	預託法等によるクーリング・オフ（期間は14日間）
19	先 物 取 引 商 法	取引のしくみなどを話して帰った後、「絶好のチャンス」と興奮した口調で電話してきて、その後「もう取引した」と契約を強要する。	先物取引のクーリング・オフはできないので注意が必要。
20	利 殖 商 法	「必ず儲かる」未公開株、「必ず儲かる」新しい金融商品などと称して売りつける。	クーリング・オフというよりもそもそも詐欺的なもの。
21	攻 略 本 商 法	この本を読めば常にパチンコで勝てる方法を身に付けることができると高額な本を買わせる。	詐欺的な感じもするが、解除等は難しい。
22	カ ー ド 枠 現 金 化	カードで不要な商品を買わせ、当該商品を手数料を減額した額で買い取る。実態は違法な金利での金銭消費貸借。	対抗は難しい。
23	ネ ッ ト オ ー ク シ ョ ン	落札はできた。でもいつまで待っても相手から商品が送られてこない・・・。	相手が確知できれば対処法はあるが難しい。
24	ネ ッ ト 通 販 (オンラインショッピング)	海外からの輸入品を購入したが、間に入ったどの業者に商品のクレームを言ったらいいかわからない。	対処は難しい。
25	オ ン ラ イ ン ゲ ー ム	フリーミアムといって、タダで利用させ、強くなるためには、アイテム購入が必要と誘導する。アイテムひとつ200万円。強くなるためには、そのくらいの出費は当然???	対抗は難しい。
26	サ イ ド ビ ジ ネ ス 商 法	副業で月20万円の収入。そのためには数万円の教材を買う必要がある。教材どおりやっても収入にはならない。	特定商取引法等によるクーリング・オフ(期間は20日間)
27	携 帯 電 話 の 契 約	新しい機種が出るたびに機種変更、古い契約の解約に伴う違約金を取られる、複数台契約して所有するなど。	そのような事態に至らないようにする以外、対処は難しい。
28	多 重 債 務	A社に返すためにB社から借り、B社の返済のためには、C社からの借り入れ資金で、というように複数の借入先があり、返済が困難になっている状況。	任意整理、特定調停、民事再生、破産

番号	名 称	内 容	対 策
29	アパート退去時のトラブル	2年間住んでいたアパートを退去したところ、壁紙の張り替え費用、ハウスクリーニング代など、合計13万円を請求された。5万円の敷金が返ってこないばかりか、8万円も足りない。	不注意やタバコ、ペットなどによる傷や汚れは、借主が負担しなければならないが、経年劣化については貸主の負担となる。 (国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」)

(3) 詐欺(恐喝など)の諸類型とその対処法 テキスト P26 参照

番号	名 称	内 容	対 策
1	振り込め(母さん助けて)詐欺	オレオレ、架空請求、融資保証金、還付金などの詐欺の総称。	支払ったお金の返還は難しい。
2	有料サイトの請求	架空である場合、利用料無料をうたいながら、登録料を請求する場合など。	無視する。使用履歴があれば、電子契約法等により契約の無効を主張する。
3	フィッシング詐欺	インターネットを通じて、個人の預金口座の所在、暗証番号などが釣り上げられる。	お金の返還は難しい。
4	おつきあい商法	年上のお金持ちの女性とのおつきあいを斡旋。お金をもらえて良い思いまでできる。ただし会員登録料が高額。	支払ったお金の返還は難しい。
5	カード履歴抹消詐欺	「パソコンを用いれば借入れの残高、使用履歴を抹消できる。そのためにはカードを貸してもらわないと。」などと言われ、結局限度額までキャッシングに利用され、多重債務に陥る。	支払ったお金の返還は難しい。
6	借りてみて詐欺	「ブラックリストに載っているあなたでも、実際に借りられたら、もっと融資が可能に。」などと言われ、借りたお金は証拠として巻き上げられる。	支払ったお金の返還は難しい。
7	紹介屋詐欺	「うちじゃ貸してあげられないけど、必ず貸してくれるところを紹介する。」などと言われ、相当の紹介料を巻き上げられる。	支払ったお金の返還は難しい。
8	整理屋詐欺	「整理のためには、整理手付金が必要。」などと言われ、お金を巻き上げられる。	支払ったお金の返還は難しい。

番号	名 称	内 容	対 策
9	還 付 金 詐 欺	年金、保険等の掛け金から還付金があるかのごとく装い、口座を聞き出し、ATM などからお金を振り込ませる。	支払ったお金の返還は難しい。
10	趣味につけこむ 詐 欺	「新聞の俳句欄に掲載してあげる。」などと偽り、掲載料を請求してくる。	支払ったお金の返還は難しい。
11	野 良 ア ク セ ス ポ イ ン ト	管理者不明でセキュリティーのかかっていないワイファイスポットで接続をすると、個人情報盗まれることもある。	セキュリティーのしっかりした場所でのみワイファイを利用する。
12	サ ク ラ サ イ ト 商 法	「相談に乗って欲しい。」などの勧誘に乗り、特定のサイトに登録、メール交換すること等により、高額な利用料を払うことになってしまう。	迷惑メールに返信しない。
13	買 え 買 え 詐 欺	架空の会社の社債などを買え、買えとしつこく勧誘。お金を振り込んで手元に届いた証券がただの紙切れの場合も。	クーリング・オフの対象になる場合もある。

(4) スマートフォンやインターネットでのトラブル ●テキスト P29～30 参照

番号	名 称	内 容	対 策
1	スマートフォン の利用やSNSで のトラブル	スマートフォンの過度な使用による日常生活への支障 (勉強や食事をしていても気になる、夜遅くまで使用している、歩行中も画面から目が離せないなど。)	利用のルールを話し合い、保護者や指導員が利用状況を把握する。
		コミュニケーションアプリ等での仲間外れや悪口 (グループ内の特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。その子にとって不快な写真や動画をグループ内で共有する。その子をグループから外すなど。)	メンバー以外は内容を見ることができないので発見が遅れがち。日常の様子や会話から変化に気付くことが肝心。
		SNS やインターネットで知り合った人による犯罪やトラブルの被害 (「同じ趣味や話が合う人に悪い人はいない」と考え、実際に会って事件やトラブルに巻き込まれてしまう。)	相手が本当のことを言っているとは限らない、またそもそも信用できるとは限らないので要注意。

番号	名 称	内 容	対 策
1	スマートフォンの利用やSNSでのトラブル	SNS などへの投稿からの個人の特定 (友人とシェアするつもりで写真を投稿したが、数日後、下校途中に後を付けられている感じがするようになった。投稿した写真で個人や住所が特定されたようだ。)	スマートフォンで写真を撮影すると、GPS 機能により位置情報が含まれることがあり、自宅を特定されることもある。
2	スマートフォンでのアプリのインストールによるトラブル	無料アプリは、なぜ無料なのか？ 個人情報と引き換えに「無料」となっているおそれがある。 (無料アプリをインストールして利用していると、電話番号やメールアドレス、電話帳のデータ、位置情報等が第3者へ送信される可能性がある。)	アプリをダウンロードするときは信用できるサイトから行う。またインターネットで検索する等、事前にそのアプリについての情報収集をする。
3	料金トラブル	高額請求トラブル (音楽ファイルのダウンロードやゲーム、動画の利用で通信量が増え、高額請求に繋がることもある。)	大容量のデータのダウンロードやオンラインゲームを行う場合は、パケット通信料の定額サービスへ加入したり、ワイファイ環境下で行う。

(5) 障がい者の被害の具体事例（内容は修正を加えており、実際の事案とは異なります）

事例1 浪費

車とゲームが大好きな知的障がいのAさん。車のパーツの広告を見たり、新しいゲームのコマーシャルが出ると、どうしても買いたくなってしまう。サラ金も限度いっぱい借り、返済にも困り、支援学校当時の先生に泣きながらお願いしてお金を借りたりして生活していました。どんな生活をしているか聞いてみたら、家賃は3か月滞納、食事もとれない日がほとんどでした。食べることができて、あんパンと牛乳だけでした。

事例2 お金の貸し借り①
裕福な両親の手厚い庇護の下で育った中度知的障がいのBさん。突然、相次いで両親が病気で亡くなりました。これまで一人で外に出ることがなかったのに、楽しそうな雰囲気誘われ、一人で街に出かけ、お友達を装った悪い人たちにお金を貸してくれるように頼まれ、あっという間に1千万円近くのお金がなくなってしまいました。そのあと、やっと相談機関の支援で、成年後見人が付されることになりました。
事例3 お金の貸し借り②
借りられるところであればどこからでも借金をしてしまう発達障がいのCさん。欲しいものを買うために、広告につられて駅のそばの消費者金融の店舗に入り、保証人も古くからの友人を拝み倒して、引き受けてもらい、簡単に50万円借り入れました。13,000円ずつ返せば、50回もかからずに返し終わると思っていたのに、5年たって、残金が40万と言われ、おかしいじゃないかとサラ金に文句を言ったら、友人の方に厳しい督促が行ってしまい、友人との関係も壊れてしまいました。
事例4 カード履歴抹消詐欺
借金のことが気になって体調まで崩しそうになっていた精神障がいのDさん。ハッキングの手法で、カード会社が保有するDさんのカード使用履歴を抹消できる（借金の記録が無くなる）との言葉を信じて、知人の知り合いのEさんに暗証番号を教え、カードを手渡したDさん。渡したカードの使用限度額まで利用され、多額の借金を負うことになってしまいました。当然そのEさんとは連絡はとれなくなりました。
事例5 有料サイト+恐喝
友達が少なく、彼女もいない発達障がいのFさん。パソコンで出会い系サイトを開いたら、登録料が15万円とのメールが届き、すぐに業者に電話を入れるようにと指示も書いてありました。困ってしまったFさんが業者に連絡すると、携帯電話を通話状態にして、サラ金のATMに向かうように指示されました。結局6か所のATMで260万円借金して、そのままレターパックに入れ、業者からの指示通りお金を送りました。業者との連絡はそれ以来つなくなり、残ったのは260万円の借金だけでした。
事例6 交際あっせん詐欺
お金持ちの女性との交際をあっせん。良い思いをした上にお金までもらえるとの広告を見て、クラブに入会を申込んだ軽度知的障がいのGさん。入会と交際のためのチケット購入代金として、自宅に抵当権を付けてサラ金から借り入れた1,500万円を業者に振り込みました。それ以来、業者との電話連絡が取れなくなりました。

(6) 効果的な対処法 ●テキスト P26～30 補充（相談の大切さを理解させ、誰に相談するか考えさせる）

上記のような様々なトラブルについては、手口を知り、そもそも巻き込まれないことが最も有効な対処法です。また、契約する前に、信頼できる人（施設の支援員等）に相談してから決めるということも大事なことです。

しかしながら、その手口は刻々と変化し、進化し、巧妙化するため、消費者（障がい者）がいくら賢くなっても、いたちごっこになってしまう可能性もあります。

振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺）の被害額は、平成27年の393.7億円をピークに高止まりの傾向にあり、平成30年に

は 349.0 億円(警察庁 H30 暫定数値)となっています。

また、認知件数については、平成 29 年に 17,926 件の最高を記録し、平成 30 年は 16,315 件となっています。

今後の被害防止につながることを期待し、上記以外にうまく対処する方法を紹介します。

ア 送りつけ商法

送りつけ商法については、結論から言うと何もしなくても構いませんが、料金着払いで当該商品を送り返すというのが、一番すっきりする解決方法です。

イ SF 商法

SF 商法に関しては、怪しい、おかしいと感じる会場へは誘われても近づかないようにしましょう。また会場の雰囲気に関わされたり、流されたりしないようにしましょう。

ウ 点検商法

点検商法に対しては、わざと点検をさせ、(実際は点検をしていないのだから)うちには地下に入る入口はありませんと相手を動揺させる、あるいは、職員証のコピーを取り、市役所などに在籍確認をするという対処法もあります。

エ ネットオークション

ネットオークションに関しては、エスクローサービス(第三者が代金を預かり、商品が送付されてから支払うシステム)が導入されている大手のオークションのみ利用するという方策があります。

オ 振り込め詐欺

振り込め詐欺に関しては、銀行、コンビニ店員、ヘルパー、ワーカーの方が異変に気づき、送金を未然に防いだという例はよくある事例ですので、周囲で見守るという意識が大切です。

カ 有料サイトの請求

有料サイトの請求は、法律の議論が通じない業者が相手であることが多いです。そこで、アドレスを変え、番号を変更して、相手からのアクセス手段を断つことで請求を免れることが可能となります。

キ 次々商法

次々商法に関しては、業者に対し、弁護士あるいは消費生活センターの相談員を間に立てて交渉し、既払い金の返還などを実現した例もあります。

《第2章 お金とは》

1 お金に関する基礎知識

(1) お金とは

ア お金の意味 ●テキスト P6 補充

お金のことを貨幣といい、貨幣自体は、紙幣と硬貨を包含した概念です。通常貨幣（通貨）の発行権限は、国の中央銀行にあります。

イ お金（貨幣）の機能

お金の機能として通常挙げられているのは、①価値の尺度、②支払い（決済手段）、③価値の貯蔵、④交換の媒体、その他の機能があります。

① 価値の尺度

貨幣は、計量可能な物の市場における交換価値を客観的に表す尺度となります。これによって異なる物の価値を、同一の貨幣において比較ないし計算することができます。例えば、本 20 冊とゲームソフト 5 本といった比較が客観的に可能になり、価格を計算できるのです。

② 支払い（決済手段）

計量可能な物を渡し、債務を決済する手段として使われます。

③ 価値の貯蔵

計量可能な物を貨幣に交換することで、物の価値を貯蔵することができます。例えば、物としての大根 1 本は腐敗すれば消滅するが、貨幣に換えておけば、将来大根 1 本が入手可能となります。つまり、「大根 1 本の価値」を貯蔵できるのです。

④ 交換の媒体

物と物を交換する場合には、直接物々交換をすることもできますが、持ち運びに大変だったり、あるいは相手が自分の欲しいものを持っていなくて、そもそも物々交換ができないという不便も考えられます。その際、一旦、お金を媒体とすることで簡便に交換ができる場合もあります。

ウ 新しいお金(キャッシュレス決済) ●テキスト P6～9 補充

少し前までは、お金は紙幣か硬貨（昔は貝なども使われた）でしたが、新しい支払い手段としてクレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済などが登場しました。

そのうち電子マネーは、実質的に貨幣という物品によってやり取りされていた所を、電子的なデータによって決済する手法です。

電子マネーにはいくつかの方法がありますが、銀行ないし金融機関と小売店をオンラインで接続する方法から、金銭価値を電子化（情報機器や記憶媒体に置き換えること）して磁気カードや IC カードなどに収納しオフラインで利用する方法、コンピュータネットワーク間取引だけで利用する方法など様々なものが存在します。

電子マネーの使用は、紙幣と硬貨の使用によるわずらわしさ（つり銭のやり取りなど）から買い物客を解放し、決済の迅速化・確実性の向上が期待できます。

具体的な種類としては、ICカード型電子マネー（ICチップに現金を入金（チャージ）することで繰り返し利用できる電子マネー。プリペイド型とポストペイ型がある。）とサーバー型（電子マネーのサービス提供業者が用意するサーバーに入れて管理・保護する電子マネー）があります。

キャッシュレス決済は、決済事業者により、ポイント還元等のサービスを行っている場合もありますので、情報収集をするなどして上手に活用しましょう。

【参考：各種カードについて】（「見えないお金」の物語手引書 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 から）

番 号	種 類	用 途 / 支 払 方 法	機 能
1	ポ イ ン ト カ ー ド	特定の店舗（グループ）のサービス	商品・サービスを購入したときにポイントが付く。貯まったポイントを買物の支払いに充てる。
2	プ リ ペ イ ド カ ー ド	代金を支払う/前払い	前払いで購入し、買い物代金を支払う（磁気式プリカ）。
3	電 子 マ ネ ー （カード式）	代金を支払う/前払い	前払いで購入し、買い物代金を支払う（IC型プリカ）。
4	電 子 マ ネ ー （カード式）	代金を支払う/後払い	買い物代金を後で支払う。
5	キャ ッ シ ュ カ ー ド	現金を引き出す	自分の銀行口座にある現金を出し入れする。
6	デ ビ ッ ド カ ー ド	代金を支払う/即時払い	キャッシュカードの付属機能。買い物代金が口座から引き落とされる。
7	ク レ ジ ッ ト カ ー ド	代金を支払う/後払い	商品・サービスの代金を後で支払う。
8	ロ ー ン カ ー ド	お金を借りる	金融機関のATMを通じてお金を借りる。

エ 電子マネーとクレジットカードのメリット・デメリット

電子マネーやクレジットカードなどは、とても便利な反面、使い方を誤ると、困ったことになる可能性があるということもきちんと理解して使う必要があります。それぞれのメリットとデメリットを確認しておきましょう。

◆電子マネー◆

	メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
IC カード型 電子マネー	・現金がなくても買い物ができる ・支払がスムーズ ・ポイントが貯まる ・クレジットカードと連携した場合、カードのポイントも貯まる ・環境に優しい	・浪費しやすい ・カードの残高が分かりにくい ・オートチャージにすると、いくら使っているか把握できなくなる ・一旦入金すると、現金に戻せないことが多い ・チャージ額に限度があり、大きな買い物には向かない
交通系	・切符の代わりに使える ・オートチャージにすると残高不足で改札を止められない	・交通費がいくらかかっているか意識しなくなる

	メリット	デメリット
流通系	・系列のスーパーやコンビニで使える ・買い物でポイントが貯まり、電子マネーに交換できる	・系列ごとに互換性がない ・ポイントにつられて、買いすぎる
サーバー型電子マネー	・インターネットでの支払いに使える ・コンビニで誰でも購入できる	・ID 番号を知られると誰にでも使われてしまう。 ・「悪質サイト」の被害に遭いやすい

◆クレジットカード◆

メリット	デメリット
・キャッシュレス…現金が無くても買い物ができる ・分割払いができる ・ポイント、各種サービス…ポイントや値引き、入会時の特典等の各種サービスが受けられる ・保険の付帯…海外旅行の損害保険など、カード会社によって様々な保険がついている ・紛失、盗難の対応…利用を停止すれば被害を最小限に抑えられる	・浪費しやすい…目に見える形でのお金の管理がしにくい ・年会費がかかるものもある ・残高管理が必要…指定口座の残高不足で支払を延滞すると、利息がつく ・分割やリボ払いには手数料がかかる ・使いすぎると返済できなくなることがある ・盗難や不正使用…盗難や不正にカード情報を読み取られるスキミングで悪用される可能性がある

オ スマートフォン決済

クレジットカードなどを登録し、スマートフォンを端末にかざして使う「非接触型決済（非接触 IC 決済）」と、画面に表示される QR コードやバーコードを読み取らせる、または店舗に表示された QR コードを読み取って使う「QR コード（バーコード）決済」の 2 種類があります。

どちらの場合も、スマートフォンがあれば手軽に利用でき、支払いも早く便利ですが、セキュリティ対策をしっかりとっておかないと、紛失した場合に不正に使われること等も考えられます。

【対策例】

- ・画面ロックを設定する(パスワード・指紋認証・顔認証)。
- ・紛失した場合は携帯電話会社・クレジット会社等へ直ちに連絡をする。

(2) お金を使う

ア はじめに

コンパクトディスク（CD）を買ったり、ゲームソフトを借りたり、あるいは食べ物を買ったり、家賃を払ったりと日常生活でお金を使う場面はたくさん考えられます。お金に関わる社会生活を「経済活動」と呼んだりしますが、経済とは、社会が生産活動を調整するシステム、あるいはその生産活動のことといわれています。この活動には、無償で行われるものも全くないわけではありませんが、原則的には有償、つまりお金の動きが伴います。

初歩的な段階としては、いろいろな活動をするために、それぞれがお金を用意（貯金）しなければならないという考え方で構いませんが、自分だけの活動ではなく、他人を巻き込んだ大きな経済活動をするとなると、さらに大きなお金が必要になってきます。

イ お金を使うときの意思決定

まず、自分が何かを買うという場面で意思決定の内容を考えてみましょう。ある品物を欲しいと思ったら最初に行うべき判断（意思決定）はその物が必要なものなのか、欲しいものなのかを冷静に見極めることです。つまり、①必要なもの（ニーズ）か、欲しい物（ウォンツ）かを見極めます。次になすべき意思決定は、②すぐ買うのか、同じようなもので安いものを買うのか、貯金して資金を準備してから買うのか、あるいはあきらめるかの決断です。

いつでも欲しいもの、必要なものを十分に買えるだけのお金を持っている人はごく少数でしょう。そのため、このような意思決定が必要となり、それぞれの選択肢について、メリット・デメリットを比較し、合理的な意思決定を行っていくことになるのです。

ウ 他人のためにお金を使う

これまでは自分のためにお金を使うことについて述べてきましたが、自分のためだけでなく、例えば震災の被災者のために寄付をすることか、赤い羽根の募金をするとか、他人のためにもお金を使うことを徐々に考えていく必要があります。

自分のためだけでなく、他人のため、社会のためにお金を使うことは、自分が困窮状況にあってもできないわけではありませんが、通常は自分の生活がきちんと成り立ってはじめて、取ることができる選択肢であると思われます。人間は社会生活の中で生きています。社会のためにお金を使うという大きな目標も、自分の生活を組み立てていく大きな動機付けになりうるものです。

（３） お金を得る

お金を使うためには、お金を得なければなりません。お金を得るためには、大きく分けて次の３つの方法があります。①（労働の対価などとして）お金を稼ぐ、②お金を借りる、③お金をもらう、の３つです。決して銀行や郵便局がお金をプレゼントしてくれているわけではないことをきちんと確認しましょう。

① お金を稼ぐ

お金を稼ぐ方法としては、次の３つの方法があります。

ア）体で稼ぐ（肉体労働などをして対価を得る）

イ）頭で稼ぐ（知的生産活動の対価としてお金を得る）

ウ）お金で稼ぐ（預金の利子、投資の配当金など）

② お金を借りる

お金を借りると自動的に利息が発生するわけではありませんが（参照民法４０４条）、商売としてお金を貸してくれるところからお金を借りると利息が必然的に発生します。つまり、やりくりのためにお金を借りて調達すると、借りた以上の金額を返済することになるということです。この利息の額をきちんと把握していないと、返す段階になってやりくりが破綻するという最悪の事態が発生する可能性があります。

従って、お金を借りる際には利息を十分に、しかも具体的に考えるようにしまし

よう。

クレジットカードで物を買う場合も、手数料が発生することがあり、お金を借りた場合の利息と同じ問題が発生する可能性があります。●本書 P30～32 参照

③ お金をもらう

お金をもらうにしても、対価がある場合、対価がない場合があります。対価のある場合としては、自分のかけた保険料の対価として一定の条件のある場合（入院など）に給付金を受け取る（もらう）ことがあげられます。また、対価のない場合として考えられるのは、まず、親、兄弟でもなければ、やりくりのお金をくれる人は基本的にいません。

しかし、一定の条件が整っていれば、まったくの他人から対価なくお金がもらえることもあります。たとえば、障がいがある場合の障害年金、生活困窮の場合の生活保護費などです。

■収入の例

賃金・工賃（平成 28 年度全国平均）		障害基礎年金（年額）
就労継続支援 A 型（賃金）	70,720 円	1 級 975,125 円
就労継続支援 B 型（工賃）	15,295 円	2 級 780,100 円

（４）物の値段に関心を持つ ●テキスト P10 補充

欲しいものを買いつけていけば、いずれ経済的に破綻してしまいます。物を買う時に、その物が、①必要なもの（ニーズ）か、欲しい物（ウォンツ）かの見極め、②すぐ買うのか、同じようなもので安いものを買うのか、貯金して資金を準備してから買うのか、あるいはあきらめるかの決断をすることが大事であることは、既に述べましたが、その前提として、物の値段について、一定の知識を持つことが不可欠です。

一般的にいうと、より多くの満足を得るためには同じものであればたくさん手元にあったほうがその目的にかないます。とすれば、物やサービスの値段に関心を持ち、同じ物であれば、より安い物を手に入れることに関心を持つことは、より多くの満足を得るためには必要なことです。そして、当然、少ない支出で生活を維持するためにも不可欠なことと言えるでしょう。物価の変動一般について勉強した後、同じ地域でも店によって、あるいは同じ店でも時期によって物の値段が違うということを、実例を持って知ることができれば参考になるはずです。

ア はじめに

40 代以上の人にとっては、その学生時代、インフレーションという現象は現実を経験できましたが、デフレーションという現象は教科書でしかお目にかかれないものと相場が決まっていた。ところが、現在ではまったく逆の現象も起きています。時代と場所によって、物の値段とその動きに対する実感はまったく異なってくる可能性があるということです。

イ 時代の推移による物価の変化（出典 総務省統計局「消費者物価指数」・「小売物価統計調査」）

総合的な物価指数でみると、明治6年から明治29年の23年間に物価は1,386倍になりましたが、明治29年から昭和57年の86年間では、4.88倍にしか上がっていません。そして、昭和57年から平成30年までの36年間ではさらに上昇幅が少なくなって、1.26倍となっています。

個別の動きを見てみると、東京都の例だと、まずお米（白米 10 kg）に関しては、昭和57年当時に比べると平成30年では1.12倍となっています。またトイレトーパー（1パック）に関しては、同期間で2.42倍となっています。明治の頃と比べると千倍以上の物価の高騰も見られる中で、ここ40年ほどは、それほど極端な値段の動きは無いことがわかります。

ウ 都道府県での物価の比較（出典 総務省統計局「小売物価統計調査」）

平成30年の総合指数で最も高いのは東京都、最も低いのは宮崎県となっており、東京都の物価水準は、宮崎県に比べて8.8%高くなっています。岩手県は47番目中19位で、富山県と同順位になっています。

個別の項目で見ると、東京都が最も高くなっているのは住居費と交通・通信費で、食料費だと石川県と福井県が、光熱・水道費だと北海道が、家具・家事用品費だと宮城県が、それぞれ最も高くなっています。

エ 私たちの町での物価の変化

同じ物、サービスの値段が同じ地域であっても違います。例えば正月用品の準備時期になると野菜が高騰する、端境期（はざかいき）に生鮮品が高騰するなど、時期によっても、また、店の違いによっても、物、サービスの値段は違ってきます。その状況を、実例をもって味わってみることも重要です。

オ 具体例

以下の数字は、盛岡地域のある時期の広告（チラシ）から調べた同じ物の値段の開きです。括弧の中の前の数字は最高値、次の数字は最安値、括弧の外の数字はその比較です。

- ア) みかん 20 個（398 円, 350 円）1.13 倍
- イ) ヨーグルト 1 個（168 円, 98 円）1.71 倍
- ウ) 味噌 750 g（198 円, 158 円）1.25 倍
- エ) キャベツ 1 個（178 円, 88 円）2.02 倍
- オ) トイレロール 18 ロール（398 円, 298 円）1.33 倍
- カ) ティッシュペーパー 10 枚あたり（2.68 円, 2.18 円）1.23 倍

（5）人生を 80 年、100 年というスパンで考える

ア はじめに

「人生わずか 50 年」といったのは、織田信長ですが、平均寿命は平成 30 年の数字で、男性で 81 歳、女性では 87 歳まで達しています。男女両方合わせた平均寿命は、世界で第 1 位となっています。

こうした中で、これまでと同じような人生設計でいいのかということを考えてみると、いろいろ不安なことが見えてきます。

イ 生活費そのものについて（出典 （公財）生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査（速報版）」、厚生労働省「平成 30 年国民生活基礎調査」・「平成 30 年就労条件総合調査」）

夫婦 2 人での老後の最低限の生活費の平均は、月当たり 22.1 万円となっています。これをもとにすると、年に約 265 万円必要になります。他方、高齢者世帯の公的年金・恩給収入の平均は年約 205 万円となっています。その差額は約 60 万円。

また、最低限の生活ではなく、夫婦 2 人でのゆとりある生活に必要なとされているお金は月当たり 36.1 万円、年間にすると約 433 万円で、年金収入との差は 228 万円になります。

となると、夫婦ともに 65 歳から年金を受給し、男性の平均寿命である 81 歳まで生きるとして、年金でカバーできない生活費は、最低の生活でも 1,020 万円、ゆとりある生活を目指そうと思ったら 3,876 万円になります。この額は長生きすればするほど増加します。

この不足分があるから会社は退職金を支給してくれるのだという考えもありますが、定年退職による退職金の平均額は高校卒の現業職で 1,159 万円、高校卒の事務職で 1,618 万円、大学卒で 1,983 万円となっています。これはかなりの額には見えますが、60 歳で退職してから 5 年間の生活費で費えてしまう分を考えると、65 歳からの生活に回せる部分は決して十分な額ではありません。

ウ 住宅について

30 代または、40 代で一戸建てを建てることができれば、住宅に関する人生双六は「あがり」というのがこれまでの常識だといえるかもしれません。自分が建てた念願のマイホームで人生の最後のステージを迎える。

現代でもこの夢は可能なのでしょうか。

残念ながら 3 つの理由で「あがり」といえない状況になってきています。一つ目の理由は、建物が物理的に人生のラストステージまで持たないということです（耐用年数）。人生の最晩年になって、修理をしないと住むことができないくらい（屋根など）家が老朽化する可能性は大きい。また、若いころの体力を前提にして作った家は、玄関前の長い階段など高齢になるととても体力的に無理なものになってしまう可能性もあります。さらに、家族の人数を考え予算の制約からかなりの郊外に家を建てた場合には、病院通いあるいは買い物の利便性から住み続けるには不便で、住み替えせざるを得ないという可能性もあります。

エ ライフスタイルについて

人生が長くなってくると、退職等してからも、夫婦それぞれが趣味を持ったり社会活動をしたり、あるいは一緒に旅行に出かけたりということが必要になってくるように思われます。このような準備もしておかないと退職後の長い期間は充実して過ごせないかもしれませんし、単身者であっても、趣味、自己投資、友達との交流など交際費などの準備も考えなくてはならないかもしれません。

オ 結論としては・・・

あまり収入が無くて、家族もごくわずかの固定したメンバーで、何十年か過ごす時期があり、その間に起こりうることを想定して、現役世代のころから準備を重ねないと、とてつもない大変な老後が待っているということになりかねない可能性を意識して、家計を考えるべきです。

(6) 人生にはライフプランが不可欠であることを認識する ■テキスト P36～37 補充

ア はじめに

ライフプランを日本語に直すと人生設計(図)となります。「人生一寸先は何が起るかわからないさ」と開き直っても、子供がいれば小学校にも通うだろうし、自分自身いつ病気になるかわかりません。起こるかどうかはわからないけれども起こりうることを想定して人生設計を立てないと、起こってしまってからあわててしまう、そんな事態は避けたいということです。

イ 人生に起こりうること

人生の3大支出と言われているのは、教育資金、住宅資金、老後資金です。このほかにも、自分自身で自分のために支出しなければならない大きな額の資金を考えると、婚約指輪の購入資金、結婚式の費用、病気の備え、失業した場合の備え、車の購入資金、車検費用、親族の葬祭費用などがすぐに挙げられます。これらは、数十万から数千万円必要なものばかりです。人生のある段階でこれらの費用が必要になったとき、十分な貯金を持っている人はどのくらいいるでしょう。たぶん、割合としては多くないのではないのでしょうか。

ここに、ライフプランを立てる必要が出てくるのです。

(7) 人生には貯蓄が不可欠であることを理解する ■テキスト P21～22 補充

ア はじめに(出典 総務省統計局「平成 30 年家計調査」)

2人以上の勤労者世帯における平均の貯蓄現在高は 1,320 万円となっています。この数字には、普通預金、定期預金のほかに学資保険など加入者が必ず受け取れる保険、有価証券も含まれます。多くの方の実感は、よそ様はこんなに貯金を持っているのかということかもしれません。確かに平均値であり、実数で言うと約 2/3 の世帯は、平均値以下の貯金しかないのですが、平均値としては紛れもない事実です。

イ 貯蓄にはどんな種類があるのか

これに関しては、「家計における金融資産選択に関する調査」(旧郵政総合研究所)が3つに分類しています。すなわち、

ア) ライフサイクル目的(生涯中における収入と支出の間のタイミングのずれに対応するための貯蓄のこと)

イ) 予備的動機(失業など収入面の不確実性、病気、予想以上に長生きすることなどのような支出の不確実性に備えるための貯蓄のこと)

ウ) 遺産動機(子供などに生前贈与や遺産を残すための貯蓄のこと)

ウ 将来への不安は？

生活困窮家庭を対象に行ったある調査によると（いわて生活者サポートセンター平成21年度実施）「今後の生活のうえで不安に感じていること」として、①貯蓄などの蓄えがないこと、②もしものときに借入先がないこと、③子供の教育資金、④老後の生活資金、という順番で挙げられました。

少し考えれば、これらの不安はすべて貯蓄があれば、乗り切ることができるものばかりです。

エ 何のために貯蓄しているのか

先ほどの「家計における金融資産選択に関する調査」によると、貯蓄の目的は、多い順に①老後資金、②住宅目的、③安心目的（特定の目的のためでなく、将来に備えるためという目的）、④病気目的、⑤教育目的、⑥（子供の）結婚目的、という順番になります。

世代によって目的の順位は異なりますが、老後目的はどの世代を通じても第1位となっています。将来のわが国の社会保障に対する不安がこの状況をもたらしているものと考えられます。

オ 貯蓄の必要性

以上のように、人生の一定の目的のため、あるいは人生で起こりうる不安に対処するため、貯蓄は不可欠なものであるといえます。

（８） 自分で得る収入以外のサービスを知る：税金について ●テキスト P5 補充

ア はじめに

毎月お給料をもらっても勤労者の場合、所得税、住民税が天引きされています。一生懸命働いて得た給料から相当の額が天引きされるのは残念な思いがするかもしれませんが、税金なんかなければもっと豊かに暮らせるのに、などとも考えてしまうこともあるかもしれません。

しかし、税金という仕組みが無ければわれわれの生活は豊かになるどころか、かえって大変貧しいものになってしまう可能性があるのです。

イ 税金の意味

毎年年末になると、来年度予算の概要が報道等で取り上げられます。その中身として、国の収入を見てもらうとかなりの部分を税金が占めています（もっともここ最近では、国債による収入のほうが税金より多くなっていますが…）。

つまり、国の活動費のもとになるのが税金です。

日本国憲法では、税金を納めることは国民の義務とされています。しかし、義務だからいやいや税金を払うのではなく、生活するために必要な公共サービスを受けたり、利用したい公共施設を建設・維持するためには税金が不可欠だから税金を納めるのです。例えば、公共サービスがまったく無く、隣町の親戚に行くために自分の費用で道路を作らなければならないとしたら大変な負担になり、現実的にそのような負担をすることは不可能であることがわかります。つまり、みんなの便益になるものをみんなが少しずつ負担して、より豊かな生活を送るための元手になるのが

税金です。

これ以外にも、所得税は高額所得者ほど負担が高くなる累進課税という制度が採られており、給料などでいったん支払われたお金を税金として徴収することによって社会に再配分する（再配分機能という）役割も持っています。

また、税金には、不景気のときに、国民の税負担を少なくして、景気の落ち込みを緩和させるという景気の調整機能も持っています。

（９） 自分で得る収入以外のサービスを知る：社会保障について

ア はじめに

将来の人生において起こることを予測することは誰にもできません。失業、倒産、病気、怪我、死亡など、個人が負っているリスクを国の力で回避しようという社会保障の制度を知っていれば、無用の労力、負担をしないですむことがあります。

個人の生活の支えという観点から、社会保障について考えてみましょう。

イ 社会保障とは

社会保障とは、個人的リスクである病気、怪我、出産、障がい、死亡、加齢、失業などの生活上の問題について、それらを原因として貧困となることを予防し、貧困者を救い、生活を安定させるために国家または社会が所得移転によって所得を保障し、医療や介護などの社会サービスを給付すること、またはその制度を指します。そして、社会保障は以下の４つの柱から成り立っています。

ア） 社会保険

各自が保険料を支払い、各種のリスクの保障をするというシステム。原則として強制加入の相互扶助制度です。

保険の種類としては、①健康保険、②公的年金制度、③労働保険制度（労災保険、雇用保険）、④介護保険の４つがあります。

イ） 公的扶助

生活に困窮する人に対し、国が最低限の生活を保障し、自立を助ける制度。この扶助は、生活保護という制度で実現されています。

ウ） 社会福祉

社会生活をする上で立場が弱かったり、ハンディキャップを持っていたりする人たちを援助する制度で、老人福祉、障がい者福祉、児童福祉、母子（父子）福祉という分野に分けられています。

エ） 公衆衛生

国民が健康に生活できるよう、病気の予防や早期発見をめざすシステム。感染症対策、食品衛生、水道、廃棄物処理の事務などがこれにあたります。

（１０） 保険（「10代から学ぶパーソナルファイナンス」日本FP協会を参考）

ア はじめに

保険とは、人生の中のさまざまな危険に対し、事前にお金（保険料）を出し合って現実には生じた損害に対してお金を渡す助け合いの制度を言います。

保険には、公的なものと民間で行われているものがあり、公的な保険には、①健康保険、②公的年金、③労働保険、④介護保険の4種類があります。

① 健康保険制度

病気などになったときにかかった費用の一部を公費で負担する制度。

給付される内容は、おおむね以下のとおりです。

給 付 の 種 類	給 付 の 条 件	給 付 額
療 養 の 給 付	病気、怪我で医療機関の診察、薬剤の支給、手術等を受けたとき	小学校就学後から 70 歳までは7割
入 院 時 食 事 療 養 費	医療機関に入院したとき	自己負担が1食 460 円
高 額 療 養 費	1 か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたとき	限度額を超えた額
傷 病 手 当 金 ※	療養のために仕事に就けず、その間の給料が支払われないとき	休業4日目から、1 年6か月間、休業1日につき標準報酬額の 2/3
出 産 手 当 金	出産日以前 42 日から出産日後 56 日までの間	休業1日につき標準報酬日額の 2/3
出 産 育 児 一 時 金	妊娠4か月以上で出産したとき	1 児につき 42 万円
埋 葬 料	本人や家族が死亡し、埋葬を行ったとき	5万円

※国民健康保険制度には無い

② 公的年金制度

一定の条件を満たせば、国から年金の支給を受けられるという制度。

国民年金の具体的な内容は以下のとおり（厚生年金、共済年金などにおいては、報酬比例部分等が加算されます）。

給 付 内 容	名 称	受 給 資 格 条 件	受 給 期 間	金 額
老 齢 年 金	老 齢 基 礎 年 金	加入期間が 10 年以上あること	原則 65 歳から死亡するまで	月 65 千円（満額）
障 害 年 金	障 害 基 礎 年 金	障害等級の1 級、2 級に該当すること	障害状態である期間	1 級：81.2 千円 2 級：65 千円
遺 族 年 金	遺 族 基 礎 年 金	18 歳未満の子供がいる妻または 18 歳未満の子供に該当する遺族	子供が 18 歳になった年度末まで	月 65 千円～

③ 労働保険制度

仕事上の怪我などの際に支給される労災保険制度と、失業時に支給される雇用保険の総称。

支給の条件としては、労災保険の場合、業務上の災害や通勤災害による休業、傷病、障害、死亡の場合であり、雇用保険は、就職の意思と能力があるのに失業状態にある場合です。

④ 介護保険制度

介護を必要とする人が、市町村で要介護の認定を受けることで介護サービス費用

の1～3割を負担する制度。

支給の条件としては、65歳以上で寝たきり、認知症など介護が必要な状態になった場合か40歳以上65歳未満で16種類の特定疾病により介護が必要な状態になった場合です。

イ 民間の保険

では、民間の保険にはどのような種類があるのでしょうか。理論上は無限の可能性がありますが、現行の保険の代表的なものは以下の通りです。

① 医療保険

医療保険・入院保険とは、入院、手術などによる家計負担をカバーする保険のことで、入院給付金や手術給付金を受け取ることができるほか、退院後の通院給付金や死亡保険金がついた商品など、さまざまな医療保険・入院保険があります。

② 生命保険

生命保険とは一般的に広い意味では、死亡や病気、ケガなど予期しないできごとで経済的に生活が困難になったり、思い描いていた生活が実現できなくなったりすることの無いようにするための経済的備えです。

③ 女性保険

女性特有の病気に備え手厚く保障するもの。女性保険は、女性特有の疾病以外のケガや病気にかかったときでも、入院給付金や通院給付金などが受け取れますが、女性疾病にかかったときには、通常よりも手厚い保障が受けられます。

女性には、妊娠や出産、子宮や卵巣にかかわる病気など女性ならではのリスクがあり、比較的若い時期から病気にかかる可能性が高くなる傾向があります。

例えば厚生労働省平成17年患者調査によると、乳がんは40代から、子宮筋腫も30代からリスクが高まります。女性だから背負うリスクに、できるだけ早い時期から備えておくのが安心です。

④ 海外旅行保険

海外旅行時のさまざまなトラブルによる損害を補償する保険。ケガや病気を補償するだけでなく、持ち物の盗難や破損の場合も補償されます。

⑤ 学資保険

学資保険（子供保険）は、子供の将来の教育資金を準備するための保険。子供の入学時にお祝い金、満期時に満期保険金を受け取れます。

さらに契約者である親が死亡したり高度障害状態になった場合、それ以降の保険料は払込免除になり、お祝い金や満期保険金はそのまま受け取れるタイプもあります。

また、子供の医療保険が一緒になったプランもあり、学資保険はまさに成長する子供をサポートするための保険といえます。

⑥ がん保険

がん保険は、「がん」を患った時に必要な経済的備えとなる保険。平成29年の厚生労働省人口動態統計によると、「がん」による死亡者数は、年間37.3万人で、男女ともに死因の第1位を占めており、日本人の約3人に1人が「がん」で亡く

なっていることがわかります。部位別の傾向として、男性は肺・胃・大腸、女性は大腸・肺・すい臓のがんが上位を占めています。

⑦ 個人年金保険

積立保険とは、貯蓄性が高いタイプの保険の総称で、個人年金保険が代表的。希望者は65歳まで雇用されるにしても、多くの企業の「定年退職年齢」が60歳のなか、公的年金支給開始年齢は65歳に引き上げられ、将来の生活への大きな影響が考えられます。これらのリスク、不足に備える保険です。

⑧ 医療系総合保険

医療環境の変化や医療技術の進歩により平均的な入院日数は短くなる一方、入院1日当たりの自己負担額は増大傾向にあります。従来の万一の保障に加えて、自己負担額にしっかり備えられる保険が医療系総合保険です。

⑨ 傷害保険

傷害保険はケガを保障するもので、この保険は国内外を問わず家庭内や職場内、通勤途中や旅行中などで交通事故をはじめとした様々な原因でケガをしたり命を失ったりというリスクに備えるための保険です。

⑩ レジャー保険

レジャー保険とは、ゴルフ、スキーなどの各種アウトドアスポーツなどのケガや損害賠償責任、持ち物の損害補償、不慮のアクシデントに備える保険です。

⑪ シニア保険

シニア保険とは、保険に加入することが難しくなる50歳代以上の方を中心に簡単な手続きで加入できる老後に備えるための保険。一般的に保険は健康な人しか加入できない、若い人でないと入れないというイメージがありますが、最近では告知書を提出せずに加入できる「無選択型保険」や簡単な質問をすることで加入条件を緩和して健康に多少不安がある方でも入りやすくした「引受基準緩和型保険」というタイプの商品も販売されています。

ただし、「無選択型保険」や「引受基準緩和型保険」は健康のリスクが高い人でも加入できるため、一般の保険に比べて保険料は割高になります。またシニア保険は医療保険以外にも葬祭費用を補償する保険などがあります。

⑫ 引受基準緩和型保険

「過去に病気になってしまった」などの健康上の理由から、医療保険に加入できなかった人が加入可能な医療保険。既往症がある方を対象に、告知項目を限定し、引受基準を緩和している（告知書の質問事項に該当する場合は引き受けられない）ため、保険料は一般の保険に比べて割高になります。

⑬ 自動車保険

自動車関係のアクシデントに備える保険。万が一のとき、自賠責保険で保障されない部分を中心に保障するものです。

⑭ バイク保険

バイクの所有者には、自賠責保険への加入が法律で義務付けられていますが、万が一のとき、自賠責保険で補償されない部分を手厚くカバーする保険です。

⑮ 留学（駐在員）保険

一般の海外旅行保険ではカバーしきれない「家主への損害賠償責任」や、「住宅内の家財や身の回り品の盗難・破損」、家族の死亡・危篤による「一時帰国費用」などの補償にも対応する保険。保険期間は最長1年までです。

⑯ 火災・地震保険

火災、地震の際の損害の保障を目的とした保険です。

⑰ 家財保険

家財の損害を補償する保険で、火災保険に付帯するものが大半です。家財というのはいわゆる生活関連の動産全般を指し、テレビ・パソコン・冷蔵庫・洗濯機などのAV機器や家電、テーブルやタンス、洋服などが該当します。

⑱ 所得補償保険

ケガや病気で働けなくなったとき（就業不能期間）に、保険金として設定した一定金額を月額で受け取れる保険。ケガや病気で働けなくなると収入が減り、様々な面で生活が圧迫され、支出が増えます。医療保険や傷害保険で医療費はカバーできても生活費までは賄いきれない場合もあります。そのような場合に備える保険が所得補償保険です。

この保険と遺族年金を組み合わせれば、生命保険の補償額をあまり大きくする必要は無いことがわかります。

⑲ ペット保険

ペット保険は、大切なペットに万が一の事態が起こったときのために備える保険です。

⑳ 共済

地方自治体、協同組合等が実施主体となった生命保険、損害保険類似の保障（補償）事業。掛け捨ての場合が多く、割戻しの制度などがある場合もあります。

㉑ 知的障がい者等が加入できる民間保険 ●本書 P88 参照

一般的な医療保険、損害保険、生命保険などに加え、権利擁護費用なども補償する障がい者向けの民間保険もあります。

（11）年金（日本年金機構のパンフレットから）

ア はじめに

年金とは、働いている若い間にお金（保険料）を出し合って、年をとったときなどにお金を受け取る制度。年金制度は、働いている世代みんなで、引退した世代を支えようという考えで作られた仕組みです。

イ 公的年金制度

国が運営する年金のことを公的年金といいます。公的年金は、「老齢」、「障害」、「死亡」という個人では避けられない3つのリスクに備える制度です。

年金制度には、全員が加入する国民年金制度、それに加え民間の事業所に使用される人が加入する厚生年金制度、国家公務員・地方公務員・私立学校教職員がそれぞれに加入する共済年金制度があります。

ウ 年金は将来の暮らしの大きな財源となるか（以下は日本年金機構の説明から引用）

年金制度自体複雑な仕組みで、制度が変わることもよくあるため、本当に年金を受け取ることができるか、国家財政がいつか破綻するのではないかなど、数々の不安があることは否定できません。

しかしながら、貯蓄をする場合との比較で、年金の利点が以下のとおり説明されています。

ア) 平均寿命まで生きるとしたら（老齢年金）

20 歳から 60 歳まで年金保険料（15 千円ほど）を一定の利息で複利計算し積み立てるとすると合計額は 1,600 万円ほどになります。

一方、年金をきちんと納め、平均寿命まで生きた場合の年金額は 2,600 万円になり、単なる貯金の額の 1.7 倍になります。

イ) 病気や怪我で障害が残った場合（障害年金）

当然ながら働くことが難しくなり、貯金の継続も困難となります。他方、きちんと年金を納めていると、障害が残り、働けなくなった場合でも年額でおおよそ 99 万円受け取ることができ、これは障害が残っている期間継続するものです。

ウ) 若くして亡くなってしまったら（遺族年金）

貯金だけをして年金を納めていなかった場合は残された家族は貯金を食いつぶして生活するしかありません。他方、年金をきちんと納めていた場合は、妻について 79 万円ほど、子供がいれば 22 万円ほどの加算がある年金を受け取ることができます。

エ 年金が必要な理由

貯金をきちんとして、その運用能力があれば、年金制度は必要ないかもしれませんが。しかし、まず、毎月必ずこつこつと貯金を 40 年間も継続できる人はあまり多くないといっても過言ではないように思われます。

また、冒頭に述べたように年金は支えあいの制度であり、だから自分のことだけでなく、ほかの人も考えて設計されている制度なのです。

さらに言えば、平均寿命が延びていること、子供の数が減っていること、リストラ、倒産、事故による怪我など将来の暮らしの予測は困難であること、サラリーマン世帯が増えて定年と同時に収入の途が断たれる家庭が多くなっていることも年金制度が必要な理由です。

オ 年金を受け取るためには

原則として、10 年間年金を納めていることが必要となります。この 10 年には、保険料免除期間や、学生等の特例期間は参入できますが、滞納している期間は参入されません。

(12) お金を借りる時の金利

ア はじめに

金利、利息といって、普段の生活でどのくらい意識している人がいるでしょうか。

お金を借りたとき、毎月いくらずつ返せばいいのかということに注意しても、総額でいくら返済することになるのかを意識している人は少ないように思われます。この、借りたお金と返済金の総額との差が利息なのです。金利・利息の意義とともに、その負担感を実感してみましょう。

イ 金利、利息、利子

ほぼ同様の意味で使われますが、厳密に言うと、利子は経済学で、利息は法律学で使われる傾向があります。また、金利は割合を示し、利子は実際のお金をさすというふうに使い分けることもあります。

ウ 金利はどのようにして決まるか

これについては、5つの要素を考える必要があります。

ア) まず、お金を貸すためのコストという点。お金を貸すためにお金を借りた場合の利息、事務経費、などによって金利は上下します。

イ) 次に、お金を借りる人の信用の度合いによっても異なります。高い信用があれば、返済が行われない可能性も低くなるので、金利も低めに設定されます。他方、信用が低ければ、返済が行われない場合を想定して、金利は高めに設定されます。

ウ) 担保（借金が返済されない場合に備えて自分の財産などで保証すること）があれば、一般的には金利は低めに設定されます。

エ) 需要と供給のバランスによっても金利は変動します。借りたい人が多くなり、貸したい人が少なくなれば金利は上昇します。反対に、借りたい人が少なくて、貸したい人が多くなると金利は下がります。

オ) 法律によって金利が決められており、その上限を超えられないという意味で金利の設定に影響しています。

エ 金利の種類

金利には、契約期間一定のままの固定金利と、一定の期間ごとに見直しをする変動金利の2種類があります。

オ 金利負担

ア) 金利 3%で 50 万円を 5 年間借りた場合、総返済額はいくらになるか。

正解は、539,060 円。

イ) 金利 10%で 50 万円を 5 年間借りた場合、総返済額はいくらになるか。

正解は、637,411 円。

ウ) 金利 18%で 50 万円を 5 年間借りた場合、総返済額はいくらになるか。

正解は、761,802 円。

カ クレジットカードの手数料

クレジットカードを利用した場合、支払いは後払いとなり、口座から自動的に引き下ろされます。新しいお金のところでも触れていますが、この場合、支払回数や支払い方法により一定の手数料がかかります。クレジットカードはキャッシュレスで買い物ができる便利なものですが、使い方によっては、お金を借りる（＝借金をする）ことと同じであるということを忘れてはいけません。

- ア) 一括払い：翌月（または翌々月）に口座から支払う。手数料はない。
- イ) 分割払い：翌月（または翌々月）から口座から支払う。手数料がかかる。
支払い回数を指定できる。
- ウ) リボ払い：翌月（または翌々月）から口座から支払う。手数料がかかる。
支払い回数が長くなる。

キ 具体例

ア) 分割払いの返済例

15 万円のパソコンを 10 回払いで購入（手数料は 7.00%）し、2 か月後に、
5 万円のデジカメを 5 回払いで購入（手数料は 3.78%）した場合。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
購入	15 万円		5 万円								
支払		16,050	16,050	16,050	16,050	16,050	16,050	16,050	16,050	16,050	16,050
				10,378	10,378	10,378	10,378	10,378			
支払額		16,050	16,050	26,428	26,428	26,428	26,428	26,428	16,050	16,050	16,050

⇒合計 20 万円の品物を 21 万 2,390 円で購入していることになる。

イ) リボルビング払いの返済例

1 月に 15 万円のパソコンを、3 月に 5 万円のデジカメをリボ払いで購入し、
月に 1 万円のリボ払いで支払うことにした場合。

月	購入	支払い	手数料	元金充当	残元金
1	150,000				
2		10,000	924	9,076	140,924
3		10,000	1,737	8,263	132,661
4	50,000	10,000	1,943	8,057	174,604
5		10,000	2,152	7,848	166,756
6		10,000	2,055	7,945	158,811
7		10,000	1,957	8,043	150,768
8		10,000	1,859	8,141	142,627
9		10,000	1,758	8,242	134,385
10		10,000	1,657	8,343	126,042
11		10,000	1,554	8,446	117,596
12		10,000	1,450	8,550	109,046
13		10,000	1,344	8,656	100,390
14		10,000	1,238	8,762	91,628
15		10,000	1,130	8,870	82,758
16		10,000	1,020	8,980	73,778
17		10,000	910	9,090	64,688
18		10,000	798	9,202	55,486
19		10,000	684	9,316	46,170
20		10,000	569	9,431	36,739
21		10,000	453	9,547	27,192
22		10,000	335	9,665	17,527
23		10,000	216	9,784	7,743
24		7,838	95	7,743	0
合計		227,838	27,838	200,000	

⇒合計 20 万円の品物を 22 万 7,838 円で購入していることになる。

(13) 預金と貯金の違いを知る

ア 預金と貯金の違い

預金は、都市銀行、地方銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などにお金を預けることを言い、貯金は、郵便局、農業協同組合（ＪＡバンク）、漁業協同組合（ＪＦマリンバンク）にお金を預けることを言います。

なお、郵便局がゆうちょ銀行と組織改変されてからは、ゆうちょ銀行にお金を預けることは、預金というようになりました。

イ 金利設定

銀行などにお金を預けた場合の金利設定はどのようなになっているのでしょうか。普通預金であれば、0.01 から 0.05%、定期預金の高いものでも 0.2%程度となっています。

ちなみに 0.02%の利息の普通預金の場合、540,000 円以上預けていないと、年間の利息が ATM の 108 円の手数料を超えないことになります。

(14) 銀行が破たんしたらどうなるか

ア はじめに

金融機関が倒産などした場合に預金者などを保護する制度が用意されています。但し、全額が保護されるわけではなく、一定の制約があります。

イ 具体的制度

機 構	主 な 補 償 の 対 象	主 な 補 償 の 内 容
預 金 保 険 機 構	日本国内に本店のある銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合などに預けた預金。外貨預金は対象外。	預金者一人当たり1つの銀行ごとに合算され、元本 1,000 万円とその利息を条件に払い戻しを保護すること。
投 資 者 保 護 基 金	日本にある証券会社に預けたお金	投資家一人当たり最高 1,000 万円まで補償。
生命保険契約者 保 護 機 構	生命保険など	破綻時の責任準備金等の 90%まで補償。
損害保険契約者 保 護 機 構	自動車保険、火災保険など	破綻後3か月間は保険金を全額支払いし、3か月経過後は 80%まで補償。

2 金銭感覚

(1) はじめに

金銭感覚というと、一般的には、お金に関する認識や使い方など金銭面に関する生活感覚と定義されます。確かに、言葉自体は理解しうる内容ではありますが、実際はどのようなことなのかと考えると、非常に曖昧で、捉えがたいもののようにも思われます。認知行動療法でいう「自動思考」のように、理屈で考えるというよりは、直感

的に頭に浮かんで来てしまうものであるがゆえに、実体は捉えがたい面があります。

しかしながら、個別の問題に関し、どちらが金銭感覚のある行動といえるかという形で問題を絞り込んでいくと、想像以上に明確に答えが出てくるようです。

そこで、本書では、お金に関するいくつかの問題を提示しながら、それをつなぎ合わせ、金銭感覚について記述していくこととします。

(2) 具体的検討

これからいくつかの命題を示し、金銭感覚があると一般的には評価される方に○をつけていく。

- お金の話題を人前で話すのを好まない (○好む、好まない)
- お金と仲良しだという感覚を持っている (○いる、いない)
- 「金は天下の回りもの」でお金を所有しているという意識が少ない (少ない、○多い)
- 物の値段の高い、安いがわかる (○わかる、わからない)
- セールになっている物が買いなのか待ちなのかわかる (○わかる、わからない)
- 底値について敏感である (○敏感、鈍感)
- 節約についてのアイデアをたくさん持っている (○持っている、持っていない)
- 宵越しの金は持たない (○持つ、持たない)
- 欲しいものをぱっと買う (買う、○買わない)
- 支払いに関して現金のほかに複数の手段を持っている (○いる、いない)
- 計画的にお金を貯めて買い物をする (○する、しない)
- 毎月一定額は貯金できている (○できている、できていない)
- お金を借りたらきちんと予定通り返済できる (○できる、できない)
- 世の中の動き、物価の動きに敏感である (○敏感、無関心)
- お金の使い方にポリシーがある (○ある、ない)
- 代々にわたって裕福な家庭だ (○その通り、違う)
- 税金、相続等お金にまつわる制度には関心がある (○ある、ない)

このように具体的命題に関しては、比較的明確に金銭感覚のあるなしが区別できるような気がします。となれば、これらの最大公約数が、当面、養うべき金銭感覚となるのではないのでしょうか。

(3) 金銭感覚とは

上記の検討を経て、金銭感覚とは、「お金に関して、親和性を持ち、日常生活においても積極的に話題に取り上げ、自分の生活レベルから、物の高い安いを感覚的に判断でき、しかも収入を使い切ることなく、貯蓄行動もきちんととれ、金銭管理がしっかりしていること、そういう教育を受け続けていること」といえるのではないのでしょうか。

《第3章 金銭管理》

1 お金の管理 ■テキスト P16～20 補充

(1) はじめに

お金の管理について考える前提として、お金の収支にはどのようなものがあるのか簡単に把握しておきましょう。

(2) 日常的な収入と支出

ア 1日の生活の中での支出

朝起きてから最初にお金を使う場面は、通勤の交通費でしょうか。そして、お昼代、日用品のちょっとした買い物、病院代、薬代、のどが渴いたときの飲み物代、飲み会の会費などの娯楽費、帰りの交通費、ちょっとした買い物、など数え上げられないほどのいろいろな支出が考えられます。

イ 月単位での支出

- ア) 水道代
- イ) 電気代
- ウ) ガス代
- エ) 灯油代
- オ) 衣料費（洋服、下着、などなど）
- カ) クリーニング代
- キ) サプリ、コンタクト費用などの衛生費
- ク) ガソリン代
- ケ) 交通費
- コ) 学校費用（授業料、教材費、給食費、塾費用などなど）
- サ) 受信料（NHKなどの費用、インターネットのプロバイダーの費用など）
- シ) 通信費（固定電話代、携帯電話代など）
- ス) 新聞・雑誌代
- セ) 保険料（医療、生命、学資、自動車、火災など）
- ソ) 小遣い
- タ) 交際費（町内会費、冠婚葬祭、交友関係のある人との飲み代など）
- チ) 公租公課（国民健康保険、国民年金、介護保険料などなど）
- ツ) その他（散髪代、美容院代、タバコ代、宗教関係の支出などなど）

ウ 年単位の日常的な支出

- ア) 授業料の一括払い
- イ) 公租公課（固定資産税、自動車税など）
- ウ) 帰省費用
- エ) 車関係費用（車検費用、定期点検費用、年払いの保険料など）
- オ) 季節の節目のクリーニング代

力) その他(所属している団体の年会費などなど)

(3) 非日常的な支出

ア 1日の生活の中での支出

普段はお弁当なのにお弁当を忘れて買いたしする場合の支出、自転車がパンクしたときの修理代、1日の中でも非日常的な支出は発生しうるものです。

イ それ以外の非日常的な支出

ア) ローンで買ったものの支払い(住宅、車、その他)

イ) リース費用の支払い(車のリースなども広まってきました)

ウ) サラ金、キャッシングなどの支払い

エ) 滞納したものの分割払い

オ) 怪我、風邪引き、入院などの非日常的な病院代

カ) 災害に伴う出費

キ) 失業に伴う、貯金の切り崩しによる生活費の出費

(4) お金(家計)の管理とは

ア はじめに

家計管理の目的は個人とその家族がより豊かで充実した日々を送ることにあります。入ってくるお金を有効に使うことで、家族や個人の目標に向かって少しでも貯蓄ができ、私達は今後の生活を不安なく暮らすことができます。

もちろん、家計を管理する時は、個人の取り組みだけではなく家族全員の取り組みとして行うことが大切であり、その時だけということではなく、中長期的視点で行うことも不可欠です。

また、お金の出入りを把握するために、結果を数字としてきちんと表すことも大切になってきます。

イ 収入・支出の把握

家計管理の基本。家計改善がここから始まります。

ア) 一体的な取り組みで

家族がばらばらにお財布を持って好き勝手にお金を使っているのは、家計管理・家計改善にはなりません。家計改善に結びつくのは、家族の収入支出を一元的に管理するタイプが一番です。個計(個別ばらばらな家計)にしないで、家族一体となった取り組み(家計)が大切です。

イ) ライフプランを意識して

今の家計収支がプラスであればすべて大丈夫というわけには行きません。

中・長期的な視点からの、つまりライフプランを意識した家計管理が大切です。

ウ) はっきり数字に表して

「大体収入は10万円」という大まかなものでなく、具体的な数字をきちんと把握・記録するようにすべきです。

(5) 小遣帳・家計簿をつける

ア はじめに

毎日の支出を記録することは、大変な労力を要する作業に見えます。実際そうなのですが、家計を改善するためには実態がわからないとその対策の立てようがありません。闇雲に食費を節約して体を壊すなどもってのほかです。そうならないためにもどこに無駄があるのか、きちんと支出を把握する必要があります。支出のみならず、収入もきちんと把握していないと、無駄な出費につながる可能性があります。

イ 小遣帳・家計簿をつける具体的意味

以下のような点が挙げられます。

- ア) 支出を把握できる
- イ) 収入を把握できる
- ウ) 無駄な支出を後からチェックできる
- エ) お金の使い方を考える材料になる
- オ) 最低生活費を知ることができる
- カ) (家計に関する目標を立てた場合) 目標に対する達成度を確認できる
- キ) お金の使い方に関する自分の行動を把握できる
- ク) 昔何をしていたかを知ることができる(自分史)

ウ 家計簿のタイプ

決まったつけ方はありません。自分が一番つけやすいと思えるものを選択するのが一番です。代表的な家計簿としては以下のようなものがあげられます。

- ア) レシート貼り付け型
- イ) 預金通帳を家計簿代わりとするやり方
- ウ) いわゆる本形式の家計簿
- エ) 貸借対照表型の家計簿
- オ) パソコンで自分が作った書式による家計簿
- カ) パソコンソフトとして提供されている家計簿
- キ) 毎月の支出から、将来の家計を予想する家計簿

エ 家計簿の活用法

ア) 収入の分析

毎月なんとなく黒字になっているが実際にどのような収入があるかをきちんと押さえて、どこからの収入の割合が大きいのかなどを把握できるようになります。

イ) 支出の分析

実際生活にはどのくらいかかっているのか、どの支出の割合が大きいのか、大して使っていないと思っていたものが意外に大きな負担になっている、などのことを把握できるようになります。

ウ) 無駄遣いの分析

仕事の途中の飲み物は、たまにしか飲んでいないから、1,000 円も使っていないだろうと思っていたが、毎月 2,000 円以上の出費になっていた、気晴らし

だから大して使っていないだろうと思っていたパチンコに毎月 30,000 円使っていたなどの事実を明らかにできます。殊に、依存的な傾向がある方（コントロールができなくなっている方）は、勝ったこと（よいこと）は覚えています。が、負けたこと（悪いこと）は忘れる傾向があるので、記録が非常に重要になってきます。

エ) 節約箇所の分析

無駄が見えてくれば、節約の箇所も見えてくるし、節約のセオリーに沿ったやり方の場合、どこから手をつければいいのか、その家計への影響はどの程度なのかも見えてきます。

オ) 貯蓄を増やす方法の分析

貯蓄をする場合考えておいてほしい事があります。「給料等をもらって、定額を貯蓄するタイプ」と「必要なものや欲しいものを買って、月末に残額を貯金するタイプ」があります。どちらのタイプが貯蓄として残るか、貯まるかという「給料等をもらって定額を貯蓄するタイプ」と言われます。

いざという時に備えて、給料等をもらったら定額を毎月貯蓄し、残りでやりくりする、余ったら貯蓄しようなどという考えは無駄な努力だということを覚えておきましょう。

(6) 家計簿の費目

ア 収入

家族の一人一人の収入金額を記入。各種年金、工賃、給料、児童手当も収入に計上します。

ボーナスは、臨時収入として別に記入してください。

イ 支出

- ・ 食費・・・日常の食材費、調味料、酒、菓子、果物など
- ・ 家賃地代・・・年払い、隔月払いであっても月平均の金額を記入する。
- ・ 駐車場代
- ・ その他の住居費・・・トイレトーパー、シャンプー、洗剤、食器、布団など
- ・ 水道代・・・水道料金、下水道料金。隔月払いの場合は月平均で記入する。
- ・ 電気代
- ・ ガス代
- ・ 灯油代
- ・ 被服費・・・衣服、下着、靴下など
- ・ クリーニング
- ・ 病院代
- ・ 薬局・・・診察に伴う薬代、薬局で買う薬、栄養補助食品、衛生用品、コンタクトレンズ、介護用品など
- ・ ガソリン代・・・ガソリン代、カー用品、オイル代、点検代など
- ・ 交通費・・・バスや電車代、定期代、高速代など

- 固定電話
- 携帯電話
- 学校費用…授業料、教材費、給食費など
- 部活等
- 塾や習い事
- 仕送り、養育費
- 受信料等…NHK や衛星放送などの費用、プロバイダー接続料など
- 新聞、雑誌
- その他レジャー、娯楽費…家族旅行費、休日に出かけた費用、趣味にかかった費用、ペット費用など
- 小遣い…家族ごとに記入する。
- 交際費…冠婚葬祭、町内会費など
- その他…散髪代、美容代、宗教関係の支出など、小遣いに計上していないもの
- 国保、年金…国民健康保険税、国民年金、介護保険料など
- 固定資産税
- 自動車税
- 生命保険
- 自動車保険
- その他保険…火災保険、地震保険、学資保険など
- 住宅ローン
- 教育ローン
- 車ローン
- その他ローン
- 預貯金…普通預金、定期預金、投資信託、国債購入など

(7) 簡単家計簿 ●テキスト P18～20 参照

ア はじめに

まず、今月の収入と支出（見込）から、生活費の計画を立てます。

ア) 今月の収入を把握します。給料、障害年金、児童手当など、今月はどのくらいの収入があるか把握します。

イ) 固定支出（毎月決まって出て行くお金のこと）と、変動支出（毎月決まった日に払うけれど額が決まっていないお金のこと）を把握します。

ウ) 今月の収入から、今月支払う固定支出を引き出します。すると、1 か月のやりくり額（＝流動費）が決定します。1 か月のやりくり額から1 週間のやりくり額を割り出します。

イ やりくり額を封筒で管理する。

ア) 封筒を準備します（準備する枚数は、週間プラス2 枚）。例えば、1 か月が5 週ある場合は7 枚準備する。

イ) 1 枚目の封筒に固定支出の額を入れます。

ウ) 次に、1週間のやりくり額を、それぞれの週の封筒に入れて管理します。週に使えるお金はこの封筒の中のお金のみ。(封筒のお金は週ごとに財布に入れ替えて使ってもいいです。)

エ) 残りの1枚には、その週の余ったお金を入れます。

☆やりくりのコツ①…その週に封筒の中身があまったら、面倒くさがらずに7枚目の封筒に移します。もし、途中で封筒のお金が無くなってしまっても、他の封筒のお金には手をつけないことが大原則。ただし、やむを得ない事情があったときは、やりくり額を見直す必要があります。

ウ レシートを貼る。

できるだけ、レシートはその日のうちに貼るのが理想。そのときに、レシートがない支出について、メモ欄に忘れずに記入します。

エ 1週間のレシートから、支出項目ごとに計算し、やりくり額との差を出す。

レシートやメモを元に計算します。やりくり額と1週間の支出合計の差を計算します。

オ 無理・無駄がなかったか、振り返る。

1週間後、支出合計の差より、無駄な使われ方がなかったか振り返ります。1か月後、固定支出の実際に支払った金額を記入します。そして、支出合計を計算し、無駄な部分や無理があった部分を振り返ります。

1年の振り返りをし、固定支出や家計の優先順位を見直します。そして、ライフイベントを考慮しながら、500円玉貯金するなど無理のない具体的な目標を決めましょう。

☆やりくりのコツ②…1週間単位なら、ちょっと我慢すれば次週の生活は新しい封筒でスタートできます。1日使えるお金はいくらなのかを意識することも上手にやりくりするコツです。

また、どんなに我慢してがんばってもうまくいかない場合は、固定支出の見直しが必要なのかもしれません。あるいは、お金を使う優先順位が間違っているのかもしれません。

家族間でもよく話し合い、これからの生活について計画を立てましょう。

(8) 家計改善の方法 ■テキスト P21～23 参照

ア はじめに

家計改善に魔法のような取り組み方があるわけではありません。

改善の方法は、当たり前すぎるのですが、

①収入を増やす、②支出を減らす、③貯蓄する、という3つの方法につきます。

① 収入を増やす

収入を増やす方法としてはどのようなものがあるでしょうか。これまた当たり

前すぎるのですが、

ア) これまでの仕事以外にアルバイトなどの仕事を増やすあるいはパートの勤務時間を増やす、

イ) 給料の高い仕事に転職する、

ウ) これまで仕事をしていなかった（家族の）人に働いて収入を得てもらう、

エ) これまで得ていなかった手当、補助金などをきちんと手続きをすることによって得る、

オ) 生活費を出していなかった人により多く生活費を家計に出してもらう、

カ) 親など世帯以外の人に援助してもらう、

キ) 不用品を処分して現金収入を得る、

などが考えられます。

② 支出を減らす

支出を減らすことはほぼ節約と同じ意味ですが、これは多様な手段を考えるより、どの程度支出を減らす必要があるかという点から考えることが必要になってきます。

つまり、毎月 10 万円以上も赤字の家庭が、節約に努めても、赤字の燃え盛る炎の勢いは大して変わらないでしょう。これに対し、数千円とか数万円の赤字であれば、節約に努め家計収支の黒字化を図ることによって、家計改善が可能となるでしょう。

では、毎月 10 万円も赤字の家庭はどのようにしたらよいのでしょうか。こういう場合は、一言で言うと、「暮らし向きを変える」必要があります。

暮らし向きを変えるとはどのようなことでしょうか。たとえば、

ア) 持ち家を市営住宅、雇用促進住宅などの安い賃貸住宅にする、

イ) 車の保有台数を減らす、

ウ) 車の保有自体をあきらめる、

エ) 所有しているものを点検し、売却できるものは売却する、

オ) 携帯電話をあきらめる、

カ) 保険の内容を洗いなおす（解約する）、

などが考えられます。

他方、節約に関しても、普段使っているもの（電気代など）の支出を少なくするだけでなく、買い物の際にも、

ア) 同じ商品・サービスならばできる限り安い金額で購入するようにする、

イ) ちょっと我慢してレベルの低い商品・サービスを選択する、

ウ) 自分に必要だと思われる商品・サービスすら買わない、

などの方法が考えられます。

③ 貯蓄する

貯蓄することと家計の改善を図ることがなかなか結びつかない方もいるかもしれませんが、貯蓄ができる家計イコール家計改善が進んだ家庭というイメージがあ

るかもしれません。ここで考えておくべきことは、日常的な支出のほかに非日常的な支出がいつ発生するとも限らず、そのときに、貯蓄がなければ、一気に家計の悪化が進むということです。貯蓄は、こういう事態に陥らないための保険という意味合いもあるということになります。

若干厳しい言い方になりますが、「収入＝支出がバランスの取れた家計」ではなくて、「収入＝支出＋貯蓄（貯金）」という形でなければ、バランスの取れた家計とはいえないのです。

（９）節約する

ア はじめに

節約で削らなくてはならないのは、家計の「無駄」の部分、体で言うところの贅肉です。必要な部分を削ぐのではなく、不要な部分だけを落とし、家計をスリム化することなのです。

イ 実情を知る

まず、自分達の生活の実態を知ること。そのために家計簿をつけることが必要になります。

ウ 目標を設定する

家計簿で把握された実情をもとに目標を立ててみましょう。目標を立てる際には、短期的な目標（例えば 1 か月で食費を 3,000 円抑えるなど）、年間の目標（例えば光熱費を 5%削減するなど）、ある程度中期的な目標（例えば、旅行貯金をためて、3 年後にディズニーランドに家族で行くなど）、長期的な目標（例えば、住宅貯金を実践して住宅の頭金をためるなど）とレベルの異なるいくつかのものを設定してみることが、動機づけを高めるといわれています。

エ 検討する

節約できるところはどこかを、家族で話し合います。毎月出て行く支出の中で、削減できるところを捜します。まず、固定費を見直します。生命保険料や、車の保険など入ったときのままのものがないかといった見直しをかけることで、大分節約できる場合があります。

また、携帯電話も同様です。月々の契約を見直し、プランを変えることで費用をおさえることができます。

車の買い替え時であったなら、大きな車ではなく生活にあった車を検討します。燃費から車検などかかる費用が抑えられ、その時々でそのよさがわかるでしょう。

子どもにかかる塾などの教育費に無理がないか、親子で話し合う必要があります。

食にかかるお金は、変幻自在です。夫や妻の昼食を弁当にしたり、外食を控えるだけでも節約できます。おやつを手作りにすれば安心感も加わります。これに加え、日々の買い方に工夫を凝らすことで大分費用を変えることができます。チラシを重要な情報元にし、値段を研究し、1 日分につけられる金額を把握して、財布のひもをしめる。

水道光熱費も、やりくりで節約できます。家族を巻き込んで一丸となって取り組

むべきです。

家族それぞれの小遣いは、節約時期に照らし合わせ検討の余地がないか、よく話し合ひましょう。タバコの値段が上がったのを良い機会ととらえ、禁煙できれば財布にも体にも安心です。

オ 日常生活での工夫と節約

日常生活の中で、工夫と、節約できるところでの節約を長期間続けていくと、それが大きな成果となります。

(例／試算)

禁煙した場合	昼食を弁当にした場合
タバコ 1 箱 450 円 450 円／日×30 日=13,500 円／月 13,500 円／月×12 ヶ月=162,000 円／年 20 歳から 80 歳まで喫煙すると想定 162,000 円／年×61 年=9,882,000 円	外での昼食（外食）1 食 750 円 750 円／日×20 日=15,000 円／月 15,000 円／月×12 ヶ月=180,000 円／年 20 歳から 60 歳まで外での昼食を続けると想定 180,000 円／年×41 年=7,380,000 円
合計 17,262,000 円の節約が可能	

カ 底値帳

地域におけるある物の最低価格を「底値」といいます。いろいろな商品の底値を記載した底値帳を持っていると、節約生活の有力な武器となり得ます。

新聞をとっている場合はチラシで、とっていないくてもウェブチラシ、あるいは店備え置きチラシで底値かどうかをチェックしてから買い物をすると節約になります。もちろん安い店を探しての移動費用も含めて検討しないといけません、一定の時間をかけて（3か月ぐらい）底値帳を作ってみることは有効な取り組みです。

●テキスト P22～23 で活用

○支援者から与える練習問題

① 3 年後、親子 3 人が 2 泊 3 日でディズニーランドと東京観光をする場合、1 か月どれくらい貯蓄すればいいか？

* ディズニーランド入場券：7,500 円

* 宿泊料金：（ディズニー付近ホテル）20,000 円、（都内ホテル）10,000 円

* 新幹線往復（盛岡～東京）30,020 円

* はとバス観光 5,700 円

* その他滞在費 15,000 円

$88,220 \text{ 円} / \text{人} \div 36 \text{ か月} \approx 2,460 \text{ 円} / \text{人} \Rightarrow 2,460 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = \underline{7,380 \text{ 円} / 1 \text{ か月}}$

② 15 年後、自宅を建てるための頭金（1,000 万円）を貯めるためには 1 か月どれくらい貯蓄すればいいか？

$10,000,000 \text{ 円} \div 15 \text{ 年} \approx 670,000 \text{ 円} / 1 \text{ 年} \Rightarrow 670,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} \approx \underline{56,000 \text{ 円} / 1 \text{ か月}}$

～節約のアイデア～（参考）

●節約チェック テキスト P39 掲載

（平成21年いわて生活者サポートセンター調査の際、家計改善が進んだと回答した家庭においてとられていた節約術ベスト10）

- 第1位 同じ商品・サービスならできる限り安い金額で購入するようにした。
- 第1位 麦茶やウーロン茶などは自分で作るようにした。
- 第3位 風呂の残り湯を掃除、洗濯にフル活用するようにした。
- 第3位 車の運転の際、急発進、急加速をやめるようにした。
- 第5位 底値を調べて、底値で買うようにした。
- 第6位 食材は定価で買うのはもったいないので、タイムセールの値引き品を利用する。
また買ったものは小分けをして冷凍、使い切るメニューを工夫し、無駄を出さないようにした。
- 第7位 ちょっと我慢して、レベルの低い商品・サービスを選択するか、あきらめるようにした。
- 第8位 水道については、きちんと蛇口を閉める癖をつけ、使用時間を短くするようにした。
- 第9位 「入るを量りて、出するを為す」を心掛けるようにした。
- 第10位 熱いものはきっちり冷ましてから冷蔵庫に入れるようにした。

2 人生でかかる費用 ●テキスト P2～5

ライフプランを立てる上でも、人生上の出来事（ライフイベント）のそれぞれでどのくらいのお金がかかるかを押さえておくことはとても重要なことです。

番号	項 目	内 容	費 用	出 典、参 考
1	出 産 費 用	健診費用 10万程度 マタニティ用品費用 5万程度 出産準備品費用 10万程度 出産費用 平均50万程度	75万円程度	民間調査
2	保育園費用	年間費用平均	253,656円	平成27年地域 児童福祉事業等 調査結果の概況
3	幼稚園費用	公立年間費用平均 私立年間費用平均	233,947円 482,392円	平成28年子ども の学習費調査 （文科省）
4	公立小学校 費 用 （年平均）	学校教育費 60,043円 学校給食費 44,441円 学校外活動費 217,826円	322,310円	同上
5	私立小学校 費 用 （年平均）	学校教育費 870,408円 学校給食費 44,807円 学校外活動費 613,022円	1,528,237円	同上

番号	項 目	内 訳	費 用	出 典、参 考
6	公立中学校 費 用 (年平均)	学校教育費 133,640 円 学校給食費 43,730 円 学校外活動費 301,184 円	478,554 円	同上
7	私立中学校 費 用 (年平均)	学校教育費 997,435 円 学校給食費 8,566 円 学校外活動費 320,932 円	1,326,933 円	同上
8	公立高等学 校 費 用 (年平均)	学校教育費 275,991 円 学校外活動費 174,871 円	450,862 円	同上
9	私立高等学 校 費 用 (年平均)	学校教育費 755,101 円 学校外活動費 285,067 円	1,040,168 円	同上
10	習いごとの 費 用 (月平均)	未就学児 小学 1 年生 小学 2 年生 小学 3 年生 小学 4 年生 小学 5 年生 小学 6 年生 中学生	8,687 円 11,676 円 12,368 円 11,683 円 12,935 円 16,564 円 16,392 円 20,597 円	民間調査 習い事人気ベス ト 3 : 水泳、ピ アノ、学習塾
11	国 立 大	4 年間の費用	539.3 万円	平成 30 年日本 政策金融公庫調 査
12	私立大(文 系)	4 年間の費用	730.8 万円	同上
13	私立大(理 系)	4 年間の費用	826.7 万円	同上
14	大学生の生 活費	4 年間の費用	605.0 万円	平成 19 年全国 大学生協連調査
15	施 設 に 入 っ た ら	一定限度までに負担額は抑え られる仕組み。その額は施設毎 に異なるが、58,000 円など。	58,000 円	
16	アパートを 借りるとき	礼金、敷金、前家賃、仲介手数 料が取られることがある。 30,000 円のアパート、礼金 1 か月、敷金 2 か月、前家賃、仲 介手数料であれば、予め 15 万 円の用意がなければならない。	150,000 円 (一例)	

番号	項 目	内 訳	費 用	出 典、参 考
17	結 婚	結納・会場費 17.9 万円 両家の顔合わせ等 5.9 万円 婚約指輪 36.5 万円 結婚指輪 24.4 万円 挙式、披露宴 357.5 万円 新婚旅行 61.2 万円 新婚旅行土産 10.5 万円	513.9 万円	民間調査
18	生 活 費 (一人暮らし)	食料費 25,490 円 住居関係費 47,720 円 被服履物費 2,580 円 交通通信費等 32,860 円 小遣い、交際費等 8,280 円	116,930 円	平成 30 年人事 院標準生計費調 査
19	携帯電話費 用(月平均)	ガラパゴスケータイ(ガラケー) スマートフォン	3,364 円 9,251 円	民間調査
20	ペットの費 用(年平均)	犬 猫	339,488 円 171,216 円	民間調査
21	平均入院費 用(3 割負 担、1 ケ月 あたり)	脳内出血 脳梗塞 肺炎 高血圧性疾患 胃がん 子宮がん 統合失調症 気分障害	199,472 円 183,471 円 124,399 円 112,295 円 184,091 円 179,749 円 111,960 円 115,949 円	平成 27 年医療 給付実態調査 (厚労省) 等
22	車の維持費	ガソリン代、オイル交換代、自動車税、任意保険、12 か月点検、車検代金、タイヤ代、高速料金、駐車場代など	40~50 万円	民間調査
23	定年退職後 にかか る 生 活 費 (2 人 世帯)	最低限度の生活費 22.1 万円／ 月 (265 万円／年) 高齢者世帯の平均年金年収 205 万円	毎年 60 万円 は、貯金を切り 崩さないと生活 できない。	令和元年度生活 保障に関する調 査(速報版) 平成 30 年国民 生活基礎調査
24	葬 儀 費 用 (全 国 平 均)	葬儀一式 122.2 万円 寺院費用 44.6 万円 飲食接待費用 22.1 万円	188.9 万円	平成 26 年日本 消費者協会調査

3 ライフプランを考える ☛テキスト P36～37 補充

ライフプランとは、お金やリスクに備えた人生の設計図のことを言います。この設計図を作るためにはまず、人の一生の中で、年齢とともに生活の内容が大きく変わる生活上の局面（ライフステージ）について考える必要があります。

一般的には出生から始まり、就学、成人、結婚、出産、マイホーム購入など、生活の変化を伴うようなライフイベントがあり、そのそれぞれで必要なお金やリスクが変化するため、様々な準備をすることが必要となります。

障がい者のライフステージを考える場合には、一般的なライフイベントによる変化以外に、障がいの程度によっても個別に変わること、さらには本人と親の年齢も関連付けて考える必要があります。

障がいのある子を持つ親の中には、障がいのあることに起因するトラブルを回避するため、想定しうる限りの不安要素を自ら取り除き、一生涯守り続けようとする人もいます。

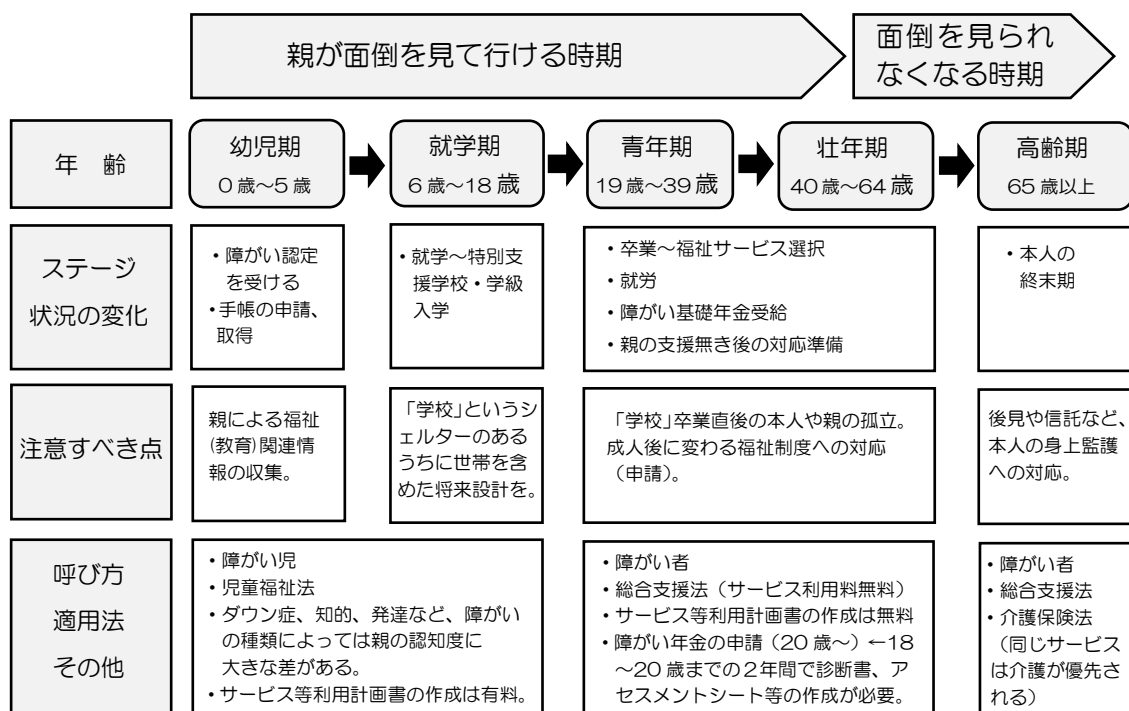
しかし、現実的な問題として、障がいのある子どもを、親だけで一生涯守り続けていくことは本当に可能なのでしょうか。

例えば、高齢になって体力的に自分だけでは支援が難しくなったとき、本人の生活支援は誰がどうやって担っていくのでしょうか。

つまり、「親亡き後」を考えるのは当然必要なことではありますが、それ以上に重要なのは、もっと前の段階、「親の支援無き後」を考慮しなければならないということなのです。

(1) 障がい者のライフステージ

はじめに、本人の年齢の変化と大まかな生活の基盤の変化を見てみましょう。

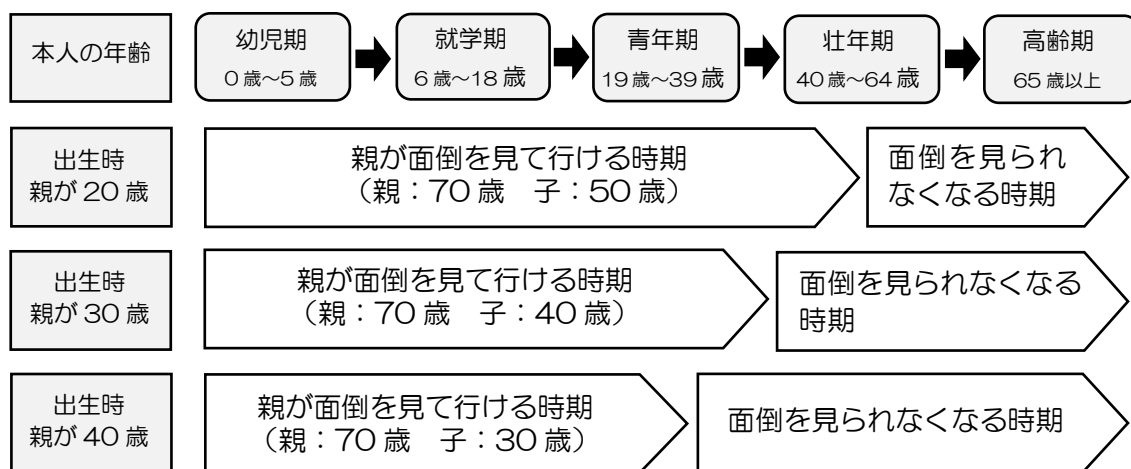


これをみると、18 歳を境に生活面や適用制度などが大きく変化し、20 歳になるまでの間に障害基礎年金の受給手の準備も必要となってきます。

障がい者のライフプランを考えるときは、一般的なライフイベントごとではなく、年齢で区切ったライフステージごとに考えるのが望ましいことがうかがえます。

(2) 障がい者のライフステージと親の関係

次に、親が面倒を見られるのは 70 歳まで、と仮定した場合の本人と親の関係をみてみましょう。



これを見ると、親の出産年齢が高ければ高いほど、子の面倒を見られる期間が短くなること、また、40 歳で出産した場合では、親が 70 歳のときに子は 30 歳となり、体力的に大きな差が生じることがわかります。

(3) ライフプランを考えるための要素とリスクの整理

ア 要素の整理

障がい者のライフプランを考える際に大きなポイントとなるのは、本人の年齢や障がいの程度だけでなく、親の年齢と生活状況等も加味することです。

要素	どんなことに関係があるか
- 本人の年齢 - 本人の障がいの程度 - 本人の経済状況	- 受給できる福祉サービス、手当、年金 - 将来設計への影響（軽度なら自立、重度なら入所支援等） - 本人の生活基盤設計（支援、経済的側面） - 成年後の生活資金の工面 - 親亡き後の生活（資金、身上監護等）
- 親の年齢 - 親の経済状況	- 親の収入＝本人の生活の糧となる時期 - 本人に残せる資産及び管理の問題 - 親が監護できる年齢の限界

イ リスクの整理

ライフプランを考えるときには様々なリスクについても考える必要があります。障がい者を取り巻くリスクについては、「病気で入院した」「人の物を壊した」といったものだけでなく、生活上必要な支出も含めて「リスク」ととらえ、整理する必要があります。

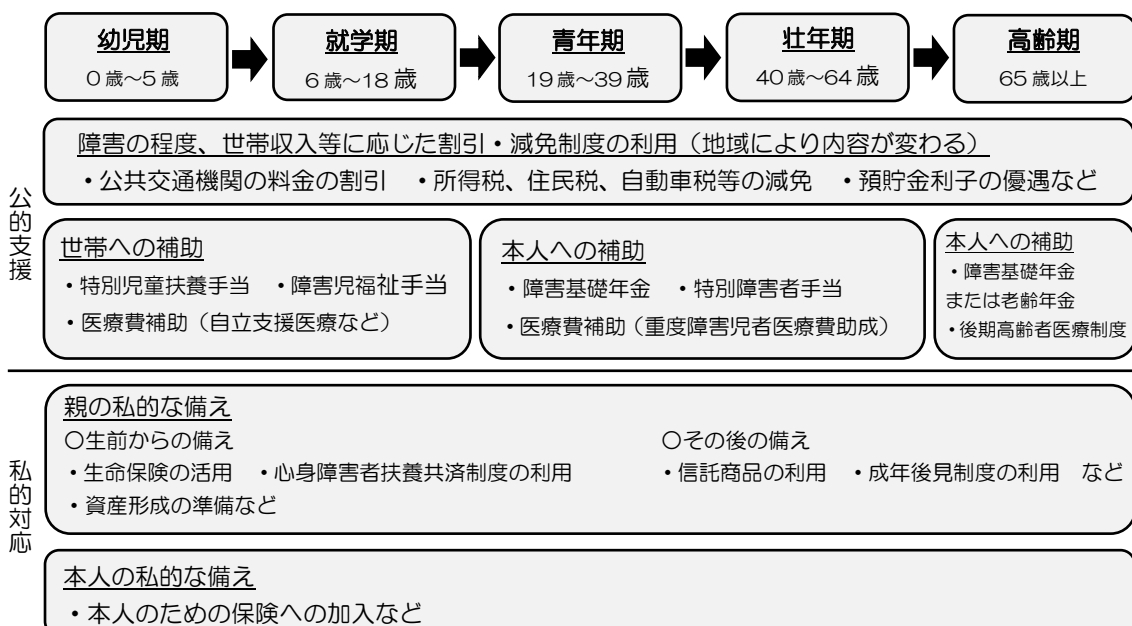
ここでは本人の成年を境に「幼児期／就学期」と「青年期以降」に分けて整理してみます。

	幼児期／就学期	青年期以降
主なポイント	・本人の生活基盤は親の収入が全て。 ・支出は学校関連や放課後活動などが主体。	・本人の収入により生活基盤を築く。 ・家賃、医療費の自己負担など、生活費が主体。
主な収入要素と経済的支援制度	・親の収入／児童手当／特別児童扶養手当 ・地域独自の福祉手当 ・各種税制優遇策、減免制度等	・給料（工賃）／障害年金（障害基礎年金／福祉手当 ・GH・CH※の家賃補助 ・各種税制優遇策、減免制度等
想定される支出要素（リスク）	・生活費（食費、衣料費） ・教育費 ・習い事（学用品等を含む） ・福祉サービスの利用者負担 ・余暇活動費 ・ケガ／病気の入院 ・個人賠償事故	・生活費（食費、光熱費、衣料費等々） ・家賃 ・通信費（携帯電話など） ・福祉サービスの利用者負担 ・余暇活動費 ・ケガ／病気の入院 ・個人賠償事故

（※GH：グループホーム、CH：ケアハウス）

（４） ライフステージに合わせたプランの概要を整理する

ここまでの内容をふまえて、ライフプランの概要を完成させます。それに合わせて個別のサービスや金融商品等を検討すると無駄を減らすことができます。



各種支援制度等については、「第5章 教材・支援制度」の章を参考にしてください。

(5) 収入と支出のシミュレーション

これまで見てきたように、本人のライフステージによって収入や支出が大きく変わります。そして、ライフプランを考えるには、本人の生活収支の確認が必要不可欠になってきます。

ここでは、毎月の収支バランスを確認するためのシートを紹介します。

ライフプランを考える際には、ライフステージが変わるごとに、収支のバランスを確認することが大切です。

〈家 計 把 握 一 覧 表〉					
収 入 の 部		支 出 の 部			
収入（1か月）は・・・？		支出（1か月に使うお金）は・・・？			
・会社の賃金	円	・食費1	円	・交通費	円
・施設や作業所の工賃	円	・食費2	円	・日用品費	円
・福祉手当	円	・家賃	円	・医療、薬剤費	円
・障害基礎年金	円	・光熱水費	円	・福祉サービス利用料	円
・その他補助	円	・衣類、クリーニング代	円	・保険、税金	円
		・趣味、遊び	円	・貯金	円
		・理美容代	円	・その他（毎月支払うもの）	円
		・通信費	円		
収入合計 _____ 円		支出合計 _____ 円			
・生活保護費などは「その他補助」に書きます。		・「食費1」には、自宅で使う食材費やGHなどにかかる食費を書きます。 ・「食費2」には、外食にかかる費用を書きます。 ・「通信費」には、携帯電話料金やインターネット代などを書きます。 ・「日用品費」には、トイレトペーパー等の日用消耗品を書きます。 ・「その他」には、新聞・雑誌などで、毎月必ず支払うものを書きます。			

次のページでは、この表を使った障がい者の生活費のシミュレーションの実例を紹介します。

これは、岩手県内で、グループホームを利用しながら生活をしている単身の女性Aさんと、アパートで一人暮らしをしている男性Bさんの例ですが、生活のスタイルや、地域などによってもかかる費用は異なってきますので、あくまでも参考としてください。

シミュレーションの例 ～グループホーム入居の女性Aさんの場合～

収入の部		支出の部	
収入（1か月）は・・・？		支出（1か月に使うお金）は・・・？	
・会社の賃金	100,000 円	・食費1（1食260円）	23,400 円
・施設や作業所の工賃	円	・食費2（酒代）	2,000 円
・福祉手当	円	・GH家賃	25,000 円
・障害基礎年金	64,875 円	・光熱水費	13,000 円
・その他補助	10,000 円	・衣類、クリーニング代	15,000 円
		・趣味、遊び	円
		・理美容、化粧品代	2,000 円
		・通信費（携帯）	10,000 円
		・交通費（バス、電車）	5,000 円
		・日用品費	2,000 円
		・医療、薬剤費	3,000 円
		・福祉サービス利用料	円
		・保険、税金	円
		・貯金	円
		・その他（毎月支払うもの）	円
合計	174,875 円	合計	100,400 円
		残額	74,475 円

シミュレーションの例 ～一人暮らし男性Bさんの場合～

収入の部		支出の部	
収入（1か月）は・・・？		支出（1か月に使うお金）は・・・？	
・会社の賃金	円	・食費1	20,000 円
・施設や作業所の工賃	円	・食費2（酒代）	20,000 円
・福祉手当	円	・アパート家賃	18,100 円
・障害基礎年金	64,400 円	・光熱水費	3,000 円
・生活保護費	64,000 円	・衣類、クリーニング代	円
		・趣味、遊び	円
		・理美容代	円
		・電話、携帯代	14,000 円
		・交通費	円
		・日用品費	3,000 円
		・医療、薬剤費	円
		・施設利用負担金	4,500 円
		・保険、税金	円
		・貯金	円
		・その他（こづかい）	10,000 円
		・その他（たばこ）	10,000 円
合計	128,400 円	合計	102,600 円
		残額	25,800 円

具体的な数字を目の当たりにすると、「ここの支払いはこうしたほうがいい」、「こういう使い方は自分ならしない」など、自分の金銭感覚に基づいた、実践的な話し合いができるのではないかと思います。

この2例は、理想的な例ということではなく、実際にこういう方がいらっしゃるというものですので、いろいろな活用方法を検討してみてください。

《第4章 金銭管理支援の実践》

1 実践活動

(1) はじめに

大きな目標としては、知的障がい、精神障がい、発達障がいを抱える方が、ここで提唱する実践活動を通じ、将来に向けて自立した生活が送れるようになることにあります。

自立とは通常、経済的自立、社会的自立、精神的自立の3つが備わった状態といわれます。しかしながら、障がい者においては何よりも、これら3つが備わった状態や単なる居住場所のみによる「自立」ではなく、何をどこまで自分自身でコントロールできているか、また、その量や人間関係のパイプの多さのみを問題とするのではなく、地域での自立生活を送る主体であるという自己認識を持つこと、すなわち、「自己決定による自立」が不可欠の要素となると考えられます。

とすれば、支援者が、これらの障がい者に対し生涯支援を継続し、その中で障がい者が生活を組み立てるのではなく、一定期間の試行を経て、それぞれが可能な生活に軟着陸するというような観点での支援策となるような実践活動が望ましいものとなります。

また、悪質商法などのトラブルに遭わない「自己防衛力」を養うだけでなく、望ましい生活を思い描いて（漠然としたレベルであっても）、そのイメージあるいは実際上の必要性から、お金をこう使いたいという思いを周囲に伝え、サポートを活用しながら、生活する術を具体的に学んでいくことに資するような実践活動が望ましいでしょう。

さらに、現時点での金銭管理を含むお金に関わる生活を、正常な形に持っていくだけではなく、将来を見据え、将来設計に資するような内容で、すなわち、今のくらしを乗り切ればそれで良しというのではなく、現在のくらしを、将来のくらしを支えるという点から成り立たせる、そういう取り組みが障がい者の中に自発的に生まれてくるような支援につながる実践活動を検討すべきものと考えます。

こういう実践活動は、支援者（指導者）からの指導（知識）の定着化を図るという側面とともに、障がい者それぞれの持つ能力を伸ばし、引き出すことの中から解決を図るというアプローチ（カウンセリングでいう解決志向アプローチに近い考え方）も意識しながら検討、実践を積み重ねるよう努めることとします。

(2) （支援）学校、施設などでの具体的実践活動

ア 日常的な実践活動

ア) 教科書にとどまらず、ゲームなどの教材等を用いた、座学としての金銭感覚養成、金銭管理教育、トラブル対処法の習得

イ) 支援員が同行しての買い物、模擬店活動など家庭科（生活科）の教育実践の一環として、ソーシャルスキルトレーニングの考え方に基づく、金銭感覚養成、金銭管理教育、トラブル対処法の習得

- ウ) ロールプレイングの考え方を応用し、寸劇の台本等を活用した、学校・施設の活動の一環としての悪質商法対処法等の習得
- エ) お小遣い帳、家計簿の記帳活動
- オ) お小遣い帳、家計簿の分析、グループ間での講評活動
- カ) 買い物以外のいろいろなサービスを利用する場面を想定・設定しての学校あるいは施設での金銭感覚養成、金銭管理教育、トラブル対処法の習得
- キ) 人生ゲーム風に作成されたゲームなどを通して、一生涯にかかるお金とその準備の仕方の習得
- イ 非日常的な実践活動
 - ア) 文化祭などの学校行事の際の、模擬店での買い物等を通じた金銭感覚養成、金銭管理教育、トラブル対処法の習得
 - イ) 寸劇の台本などを活用し、文化祭等の学校行事、施設公開等の行事の際に、自分たちが身につけた内容を発表する活動を通じたトラブル対処法の習得
 - ウ) 文化祭などの学校行事の際の、模擬店で店の運営を担当する中での、簡単な帳簿記帳活動を通じた金銭感覚、金銭管理の実践習得
 - エ) これらについてのグループでの講評・検討会
 - オ) 老人ホームなどの地域の施設に出向いて、自分たちの活動を紹介する中で、トラブル対処法を定着、発表する実践活動

以下、コラムの形で、今回の研究会メンバーが報告書の原稿などで実践した教育・指導例を紹介します。今後の展開のアイディアの一助・参考になればと思います。

報告書・副読本を使つての実践例 1

- ☆ 対象: 特別支援学校(中・軽度の知的障がい)の生徒(高校生)
- ☆ 実践内容: 副読本を活用しての授業
- ☆ 実践結果: 実際にこれまで体験したこと、例えば、菓子の値段については、具体的な知識もあり、お金を使うことにも抵抗感がないが、親が支払っている電気代、日用品、ガソリン代などになると、値段が想像できない、思っている以上に高いという印象を持つ生徒が多数いた。同様に、これまで経験のない契約トラブルなどに関しては、「怖い」との印象が先行してしまい、具体的な対処法を身につけるといふところには簡単には授業を進められなかった。
- ☆ 感想: 年齢が若いと経験も少ないため、金銭管理の実践に関してもイメージすることが難しく、その結果、実践的な知識が少ない場合が多いことが予想される。このような副読本などを使って、イメージトレーニング、シミュレーションなどができるようになれば、社会に出てからのトラブルも少なくなるのではないかと考えられた。

報告書・副読本を使っての実践例 2

- ☆ 対象: 中程度の知的障がいの方複数
- ☆ 実践内容: 家計簿の記入の呼びかけ
- ☆ 実践結果: 家計簿の記入することの意味、具体的な記入内容の理解が難しかった。仮に家計簿記帳に取り掛かることができて、一定期間継続することに苦勞を感じ、継続できない方もいた(動機づけを長期にわたり維持することが難しい方がいた)。
- ☆ 感想: リマインダー(毎日家計簿を記入しましょうと呼びかけをするような仕組みのこと)のようなものを使って、記帳を習慣づけるのも奇異な感じがした。そこで、例えば貯蓄残高などの数値化しやすいものを、視覚化(スケーリング)して、動機づけを高めるような工夫が効果を上げるのではないかと考えている。

報告書・副読本を使っての実践例 3

- ☆ 対象: 知的障がいをもつ施設利用者一般
- ☆ 実践内容: 副読本を使っての学習会
- ☆ 実践結果: 相談先一覧など、一つの表に多数の情報が掲載されているものに対しては、視覚的な印象が先行し、「わかりにくい」との印象を持つ方がいた。金銭学習に必要なことが整理されて収録されているため、障がい(能力)の程度に応じて、活用できることが分かった。
- ☆ 感想: 現在の生活に不自由を感じていないためか、金銭管理に関しては、自宅通所者の意識が低いということが分かった。金銭管理の具体的な状況に遭遇していなくても、副読本等を活用し、これから人生で起きうることをイメージして、金銭管理を身につけるようにできれば、望ましいのではないかと。

報告書・副読本を使っての実践例 4

- ☆ 対象: 特別支援学校の生徒(障がい問わず)
- ☆ 実践内容: 副読本の抜粋を使っての授業
- ☆ 実践結果: 人生で必要になるお金の具体的な数字に関心が高いようだった。学校を出てすぐに、なんらかの形で自分の力で生活をつくらなければならない生徒にとっては、これだけお金がかかってしまうのかという不安が先に立ったようだった。簡単な計算などの例題は難くこなすことができて、これから自分で立ち向かう生活の厳しさを目の当たりにして、生徒の自覚も高まったようだった。
- ☆ 感想: 学校にいる間は、現実の金銭管理、生活設計等をする機会は少ないものだが、金銭をめぐる現実を、資料によってとはいえ、体感することができたのは、有意義な経験だったのではないかとと思われる。

報告書・副読本を使っての実践例 5

- ☆ 対象:グループホームを出て夢のアパート暮らしを予定している知的障がいの男性
- ☆ 実践内容:アパートに住むようになってからの生活設計の検討
- ☆ 実践結果:今までは体系だって考える素材がなかったため、個別対応で生活設計を考えることが多かったが、生活で必要になるお金、ライフプランなどに従って、体系(網羅)的に検討できる素材ができて検討が進めやすかった。
- ☆ 感想:自立のためには、就職することが必要になる場合も多く、給与、税金、社会保険等一度にいろいろなことを検討しなくてはならない。こういう項目がまとめて記載してある資料があると、役立つと思われる。

報告書・副読本を使っての実践例 6

- ☆ 対象:特別支援学校の生徒(一般)
- ☆ 実践内容:副読本の抜粋、DVD を活用してのトラブル防止の授業
- ☆ 実践結果:騙しのテクニックについては知識のない生徒が多かった。世間でいろいろニュースなどになっていても、実際のところ、必要な人たちには届いていない情報が多くあった。
- ☆ 感想:手口が分かって安心につながったという感想が多かった。困ったときの相談先が書いてあるのも安心につながるという感想もあった。

報告書・副読本を使っての実践例 7

- ☆ 対象:施設利用の知的障がいの方一般
- ☆ 実践内容:資料を使っての人生設計
- ☆ 実践結果:具体的な設計までは至らなかったが、表とかイラストなど視覚的な資料があると、理解の促進になることが分かった。一生をイメージできる資料は、自分の現在地を確認することにもつながったようだ。
- ☆ 感想:理解してもらい、イメージしてもらいというレベルにはとどまっているが、スモールステップを積み重ねて、だんだんに人生設計にまでつながるようになればと思っている。

報告書・副読本を使っての実践例 8

- ☆ 対象:ホームを出て近々自立を考えている方(中程度の知的障がい)
- ☆ 実践内容:支援員が講師となり、副読本を用いて、月2回の勉強会を実施
- ☆ 実践結果:副読本の内容について、文章のみでは、理解しにくい部分があった。この状況に関し、支援員が、用紙などに記入しながら、補足的に説明を加え、事例として理解してもらえるように努めたところ、理解が進んだ。
- ☆ 感想:このような本の存在自体が一つの安心感につながる。利用した方も支援員からのアドバイスで、副読本を常に手元において、折に触れ目を通すようにするとのことである。

(3) 家庭での実践活動 ■テキスト P12～13 参照

ア はじめに

知的障がい、精神障がい、発達障がいを抱える家族がいる場合には、親などの支える側の家族は、ややもすれば、障がいを持った家族が外部と接触を持つのを控えさせ、金銭管理の面でも、本人には一切任せず、家族の側で取り仕切ってしまう場合がないとはいえません。

こういう生育環境で育った障がい者は、お金とはどういうものなのか、あるいはほとんど金銭感覚、金銭管理を身につけないで、社会とのかかわりを持つ場面に、否応なく入らざるを得ないことになります。

この場合に、引き起こされる事態は、例えば、悪質商法の餌食になってしまうとか、もらった年金を1回で使ってしまうとか、とんでもなく高い値段にもかかわらず何の疑問も持たず商品を買ってしまうとか、障がい者本人をめぐる経済状況が、かなり厳しくなることは想像に難くありません。

かかる事態を避けるためにも、学校、施設とかかわる前の幼少期に、金銭を巡る実践活動を家族の指導で行うことが、障がい者が遭遇するトラブルを防ぐのみならず、引いては障がい者の自立につながる大きなポイントとなってきます。

イ 具体的実践活動

家庭でできる実践活動としては、まず、金種を教える、簡単な足し算、お釣りを判別するための引き算に関する計算を教える、買い物と一緒に連れて行き買い物の実際を見せる、買い物をさせてみる、一人でお使いに出すなど、段階を踏んで、いろいろな活動が考えられます。

これらの実践活動を十分に経験させ、金銭感覚、金銭管理を一定レベルで身につけさせることは、非常に重要かつ有効な実践活動となります。

2 指導実践の工夫

(1) 基本的考え方

障がい特性からいって、長足の進歩を求めることは難しいものと考えられます。小さな成功体験を積み重ねることで、金銭感覚、金銭管理、トラブルへの対処といった知識なりノウハウを定着させるという手法が不可欠です。

また、単発的な指導、その場限りの実践ではなく、指導、実践、当事者の気づき、支援者側のよりよい実践のように、いろいろなことがスパイラル状に回っているという認識を前提に、繰り返し実践活動ができるようなものとなることを心掛けることも重要であると考えられます。

また、お金をめぐる話題のみに集中するのではなく、例えば、断る練習、上手な頼み方など、コミュニケーション能力の向上・改善にも意を払います。

さらには、障がい特性に応じたというような大くくりな指導実践ではなく、その人ごとにとにかくのカスタマイズされた実践を心掛けることも必要となって来るでしょう。

本人の想像もつかないような空理空論ではなく、本人の体験を活用するような指導実践を心掛けること、指導者からの一方的な説明にならないよう、双方向性の交流、あるいはピアカウンセリング、グループワークのような手法も取り入れ、関心が長続きするようにすることも場合によっては必要となるでしょう。

(2) 具体的な工夫

まず、理解を促進させるために、文章には振り仮名をつける、国際図書館連盟などの指針を参考にして、分りやすい内容にすることが必要となります。

また、障がい者にとっては、文章のみ、理屈のみでは馴染みにくかったり、関心を持続しにくいことが考えられるので、絵に描いたり、イメージを伝えるようなイラストを多用することも有効であると考えられます。場合によっては、マンガを使ってみたりして、関心が持続、継続することへの配慮は不可欠なものとなります。

具体的な知識を理屈のみならず、本人の体験に置き換えて周囲の障がい者も共有することは、一層の理解の促進につながる可能性が大きく、本人の成功体験のみならず、失敗体験も非常に重要な教科書（参考）となるものと考えられます。

いつ、どこで、何を、どのようなやりかたで、どうなったら終わりなのか、終わったら次に何があるのか、を具体的に示す「構造化」の考え方は、実践活動指導の際には、傍らにおいて、留意すべきものと考えられます。

また、今回の研究会の調査研究過程で、講演をいただいた江國泰介氏が活用している福祉川柳なども参考となるでしょう。

次に、理解したことの定着のためには、周りの刺激を少なくして、集中できること、理論と実践の繰り返し、さらには、その中から指導方法の変更など連関的に実施することも重要な点になってきます。

また、先述の福祉川柳を日常的に復唱などすることも定着のためには有効な手段となるでしょう。

(3) トラブルにつながる兆候について

研究会の議論の中で、指導、指導の定着、実践、振り返りという円環的な取り組みのほかに、トラブル等に巻き込まれている障がい者本人の状況を見て、支援者・教員等がいち早く問題に気づくことができれば、被害の拡大を防止することにつながるのではないかとということで、トラブルにつながる兆候のようなものを取りまとめました。

以下は兆候とそれに関わる可能性があるトラブルの実例です。

ア セールスマンから連絡が入り、本人が電話口で困っている様子を見せるようになった（投資商法など、悪質商法のターゲットにされている）。

イ 中学校の同窓会などに行ったら、これまではあまり付き合いのなかった友達から電話がかかってくるようになった（金銭の貸し借りの問題に巻き込まれている）。

ウ タ方、施設から早く帰るようになった（キャバクラ嬢との同伴出勤など、風俗に入れ込んでいる）。

- エ 携帯などのメールアドレスを頻繁に変えるようになった（架空請求、有料サイトの請求に付け狙われている）。
- オ 携帯の機種を頻繁に変えるようになった（架空請求、有料サイトの請求に付け狙われている）。
- カ 恋人ができるなど生活に変化が生じ、隠し事が増える（プレゼントなどに浪費している）。
- キ 見慣れない段ボールや商品が部屋に置かれている（次々商法に狙われている）。
- ク 訪問者や電話に対し、そわそわしている（多重債務の状況に陥り、支払いが遅れている）。
- ケ 急に節約を始める（デート商法に引っかかって、貢がされている）。
- コ なかなか言い出せずに困っている様子がある（悪質商法などに引っかかっている）。
- サ 突然、本人あての郵便物が増える（カモリストに載り、悪質商法から付け狙われている）。

3 関係機関の連携

これまでも、自立支援協議会、各種の連絡会議等において、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者の金銭管理支援の問題は、取り上げてこられたと思われます。

これまでの経緯も踏まえて、この報告書では、①家庭においては、就学前、就学後も踏まえ、日常生活の中で、金銭問題から障がい者を隔離せず、買い物あるいは日常の支払いに当事者を関与させることにより、基礎的な知識・感覚を身につけさせ、②就学時には、その状況を学校の教員等と共有することにより、指導の相乗効果を目指した連携を行う、③学校から施設等への移行にあたっては、支援調整会議で、「個別支援計画」の中に、金銭管理にかかわる部分を設け、学校での状況を施設においても把握しつつ、それぞれの状況に応じた支援計画を樹立できるような連携を実施する、④施設相互においては、交流行事、あるいは行事の共同開催等を通じ、それぞれの施設の持つノウハウが広くいきわたり、実践されるような連携を行う、⑤障がい関係の支援機関のみならず、金銭管理を巡っては本事業の目的にあるよう、消費生活の相談窓口も重要な資源であるので、これまでの協議会の枠組みを超えた連携も必要となってくるでしょう。

縦割り、横割りにならないという視点から、連携が拡大し、実質的なものとなるよう期待します。

《第5章 教材・支援制度》

1 教材の紹介

- ・ お金セット UCHIDA
- ・ お金模型セット UCHIDA
- ・ お金模型シートセット マグネット製 UCHIDA
- ・ 計算機付キャッシュレジスター・お金セット UCHIDA
- ・ 食べ物模型セット〈ファストフード店〉 UCHIDA
- ・ ハンバーガー模型〈5個組〉 UCHIDA
- ・ たべもののセット UCHIDA
- ・ 食育・学習教材フードモデル UCHIDA
- ・ DVD「相談する勇気～悪質商法に負けないぞ!～」 千葉県消費生活センター
- ・ 学級ですぐ使える表・カード・算数
学級ですぐ使える表・カード・国語
～障害児教育用ファックス資料集～（上下セット） 学研
- ・ わくわく教材
「幼児教育・特別支援教育に買い物遊びプリント教材」
- ・ プリント教材「お金」
すぐ使えるプリントビデオクリップ 特別支援教育デザイン
- ・ 「ハカセといっしょに消費者の時間へ GO」 東京都消費生活総合センター
- ・ ウェブサイト「ネット社会の歩き方」
- ・ 障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック（内閣府）
- ・ やってみよう！自立支援ワークブック
- ・ 「見えないお金」の物語（公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会）
- ・ 断る力の磨き方 ～心の隙間を狙う悪質商法～（東京都消費生活総合センター）

一例として紹介しましたが、この他の資料については、岩手県立県民生活センター（019-624-2586）にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

また県民生活センターでは、貸出用のDVD教材とゲーム教材を揃えています。

以下に、金銭管理等と関連すると思われるものを抜粋し掲載しますので、こちらもご活用ください。

○ DVD教材

番号	タイトル	時間 (分)
1	子どもとインターネット（有害サイトの実態と家庭でできる防止策）	20
2	ご存知ですか？ 投資商法～知っておきたい投資信託の基礎～	42

番 号	タ イ ト ル	時 間 (分)
3	やさしい信託のはなし ～信託の仕組みと役割～	25
4	それでもお金借りますか ー多重債務の落とし穴ー	27
5	ネットのトラブル、ブルブル ーインターネットに振り回されないためにー	19
6	悪質商法の視点 ～次の狙いはあなたかも～	24
7	法六津探偵の金融犯罪を防げ	28
8	初めての金融ガイド 金融取引の基礎知識 ～トラブルの予防のために～	33
9	若者の契約トラブル しまった！こまった！だまされた！？ ～ネットトラブル・マルチ商法～	25
10	まさにとめぐみのおこずかいを考えよう	16
11	DVDで学ぶ！ クレジットカード	17
12	気にかけて 声かけて トラブル撃退！ 悪質商法捕物帳	24
13	知りたいけど聞けなかったお金の話 ～金融商品を選ぶ、その前に～	27
14	ネット世界の歩き方(小学校中学年、高学年向け)＊講義用資料CD付	18
15	インターネットの危ない世界、君も体験！サイバーの罠	45
16	いっこく堂の消費者トラブル見守り隊！	38
17	ケータイ安全教室 小学生向け（27分）・中高生向け（35分）・保護者・教員向け（42分）	104
18	金融犯罪 シャットアウトTV	25
19	もしあなたが消費者トラブルにあったなら Aネットショッピングの落とし穴 Bおしゃれのリスク Cもうけ話	23
20	いま詐欺はオレオレだけじゃない。～未公開株等詐欺にご注意を!～	3
21	みえる？みえない？みえてきた！！ 契約、クレジット、消費者トラブルのコト	19
22	みえてくる！悪質商法の手口 ～狙われる高齢者～	29
23	情報セキュリティ対策の基礎知識	95
24	気いつけられ！ 悪質商法 ～こんな手口にご用心～	43
25	なのの消費生活ものがたり	33

番号	タ イ ト ル	時 間 (分)
26	小学生のためのケータイ、ネット教室 ～こんなトラブルに気をつけて～	30
27	中学生も消費者です 契約トラブルや権利と責任を学ぶ	16
28	ネットと上手に付き合おう！ ケータイトラブルから身を守る	23
29	ケータイ、パソコンその使い方で大丈夫？	22
30	阿藤快のあっ、と撃退！悪質商法 お年寄りを守るご近所の力	22
31	青空球児、好児のお年寄りの安全生活術 だまされるな！振り込め詐欺、悪質商法	22
32	インターネット×リアル よりよいコミュニケーションを築いていくために	88
33	ちびまる子ちゃんと学ぶ大切な3つのお話	37
34	高めよう！「見守り力」	40
35	山田花子の消費生活サポーター劇場	28
36	これで安心！金融商品のご購入 「投資信託」編／「変額年金保険」編	25
37	相談する勇気 悪質商法に負けないぞ！	25
38	事例に学ぶ情報モラル 2014 年度版 正しく使おう！インターネット	45
39	消費者トラブル惨英傑？	25
40	回復します消費者被害 守ります消費者の利益	26
41	家族で防ごう！金融犯罪	35
42	高めよう！「見守り力」 ～高齢者、障がい者の消費者被害を防ぐために～	40
43	電話で詐欺のお話し その電話、本当に大丈夫？	5
44	だまされない方法教えます！ 消費者トラブル撃退 虎の巻	46
45	中学生向け「考えてみようSNSやスマホとの付き合い方」 (DVDとワード指導案2枚セット、冊子見本有り、A・B2枚1組)	30
46	こんなとき、あなたならどうします？ ～高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ごう～	42

番号	タ イ ト ル	時 間 (分)
47	みんなで考えよう 食の安全安心	34

○ ゲーム教材

番号	タ イ ト ル
1	消費者アクションゲーム
2	おうち de こづかいゲーム

2 寸劇台本の紹介

学校行事、施設のイベント等でご活用いただくよう、寸劇台本を収録します。

(1) 点検商法

●テキスト P28 点検・実験商法補充

～登場人物～

○主 婦（お人よし）；

○販売員（狡猾）；

○向かいの主婦；

（自宅を訪問）

販売員：「どこかだまされやすい、間抜けな主婦がいるうちがないかな。この家なんかよさそうだ、よし」

販売員：「ごめんください」

主 婦：「はい、なんでしょう」

販売員：「いいお宅にお住まいですね。住んでいる方のセンスが分かりますよ。〇〇って言う地名もいいですね。なんか高級感がありますね。ところで、お宅を建てられて何年ですか？」

主 婦：「18年ですけど、何の御用です？」

販売員：「あ、申し遅れました。私、市役所のほうから来ました、シロアリの点検です。このごろ、民間の業者であくどいのがいるので、シロアリの点検も市役所のほうの仕事になったんです。お宅の床下を拝見していいですか？」

主 婦：「床下なんてのぞいたことなんかないわ」

販売員：「床下は意外に風通しが悪く、湿気もあって、シロアリには格好のすみかなんです。柱が腐っているなんてこともありますからね。では、ちょっと拝見しますね」

主 婦：「え、じゃあ、お願いします」

（点検後）

販売員：「奥さん、このデジカメ映像を見て。シロアリが巣くって、柱が腐りかけていますよ」

主婦：「エー」

販売員：「でも、今の状況なら、この床下送風機を設置して、薬を散布すれば腐敗の進行を防止できます。柱が腐っているお宅は送風機を設置する義務があると建築基準法と市のシロアリ防止条例に決められているんですよ。ご存知でした？柱が腐れて建物が倒壊したら、お隣にも迷惑がかかるでしょ。国民の義務なんですよ」

主婦：「そうなんですか、じゃ仕方ないですね。おいくらですか」

販売員：「向かいの〇〇さんには黙っててくださいよ。特別にお安くして18万6千円で」

主婦：「月賦でもいいんですか」

販売員：「もちろん結構です。わが社の提携クレジット会社とローン契約をお願いします」（数日後）

向かいの主婦：「ピンポーン、××さん、回覧です」

主婦：「あら、〇〇さん、ありがとうございます」

向かいの主婦：「じゃ、よろしくおねがいします」

主婦：「え、ちょっとまって、〇〇さん、お宅もしかして最近床下送風機つけました？」

向かいの主婦：「よくご存知で、もしかしてみてました？うちは5万6千円もしたんですけど、思い切ってつけてしまいました」

主婦：「18万じゃないの、エ〜〜だまされた」

【解説】

点検商法というのは、点検名目で、家庭を訪問し、消火器、送風機、浄水器などの設置あるいは交換の義務があると思わせて、高額の商品を購入させるという商法です。

このような商法に対しては、高額商品の契約をしないことが一番です。仮に契約しても特定商取引法によるクーリング・オフ、すなわち、一定期間は契約者が無条件に解約することができるという制度を使って、被害を最小限に止めることができます。

このクーリング・オフは、ご自身で内容証明等を使って業者に通知するという形で権利を行使することもできますが、まず、各地の消費生活センター等に相談することが安心できる解決につながります。

（２）オレオレ詐欺

●テキスト P26 オレオレ詐欺補充

～登場人物～

○老婦人；

○孫風の若い娘；

○弁護士（偽）；

○警察官（偽）；

○ほんとの孫；

（電話で）

老婦人：「もしもし」

若い娘：「もしもし、おばあちゃん、わたしわたし」

老婦人：「どうしたの？あわてて、キャサリンかい？」

若い娘：「そうよ、キャサリンよ。あのね、今事故起こしちゃって、相手の人に軽い怪我な
んだけど、怪我させちゃったの。車もだいぶ壊しちゃったの。でもね、相手の弁
護士さんがね、今なら示談金 50 万で手を打ってくれるって言うてるの」

老婦人：「え、事故を起こしちゃったのかい。相手の弁護士さんも来ているのかい」

若い娘：「警察の人も立ち会っているから、事情を説明してもらうからね」

老婦人：「警察の人もいるのかい」

警察官：「あー、所轄の警察官の〇〇です。お宅のお孫さんが、交差点で出会い頭に前方不
注意で、相手の車にぶつけてしまって、相手の運転者もどうやら鞭打ちのような
んですよ。相手の方は会社の重役の方なんですがね、それで、顧問弁護士さんも
すぐ来てくれて、結構なご提案をしてくれているんですがね。どうします？」

老婦人：「どういうご提案ですか」

警察官：「今、弁護士の先生と代わりますからね」

弁護士：「エー、国選弁護士の〇〇と申します。事故にあわれた方は年収 5 千万円の会社の
要としてご活躍の方なんですがね、お孫さんもまだお若いし、このままでは刑務
所に入ることに也成了りかねないんです。将来に傷がついてもお困りでしょうから、
この場で示談して差し上げようかとお提案しているんですよ。今すぐ振り込んで
いただけるのであれば、50 万円でこの一件をなかったことにして差し上げようか
と思ひましてね」

老婦人：「そんなにえらい方に怪我をさせてしまって申し訳ありません。今すぐ、年金を下
ろして、振込みをさせていただきます」

（年金を下ろし、銀行で振り込み手続を終えたおばあちゃん。銀行の外に出てくると）

老婦人：「あれ、キャサリンじゃないかい、事故にあったんじゃないのかい？だいじょうぶ
かい？」

キャサリン：「おばあちゃん何言ってるの、（ちょっと声をひそめて）最近ボケたと思っ
たけど、ここまでとはね。（元に戻って）大丈夫よ、事故なんかあっていないわ」

老婦人：「だまされた！」

【解説】

既に、ニュースなどで見たことがあるかもしれませんが、オレオレ詐欺とは、身内の
ふりをして、お宅に電話をして、寸劇のように非常に困った状況にあることを信じ込
ませ、仕送りの不足金、事故を装った示談金、あるいは、女性の場合は中絶費用などの名
目で、お金を振り込ませるとする詐欺の手口です。

これらの手口に対する対処法としては、①相手から名前を名乗らせる、②全く身内に
ない名前を言って、つまり、お孫さんの名前が実際には花子であれば、わざと芳子とい
うふうに問い掛けて、その誘いに乗って、相手が「そうよ芳子よ」といってきたら、詐
欺だと判断する、③仮に銀行から振り込んだ後に気づいたら、夜中であっても銀行に電
話して、預金を引き出せないように手続（預金凍結）をしてもらうなどの方法が考えら
れます。

(3) 架空請求

●テキスト P26 架空請求詐欺補充

～登場人物～

○20代の青年；

○架空請求業者；

○銀行員；

(自宅でパソコンで遊んでいて、面白そうなサイトを見つけた〇〇君)

青 年：「このサイト、なんかいい情報がありそうだな。まず、住所、氏名を打ち込まないとページを開けないのか。めんどくさいけど、よさそうだから、打ち込んでみようか」

(手続を終えて、サイトのページを開くと・・・)

青 年：「ヤベー！エッチサイトだ。こんなのに登録したのが親にばれたら大変だ。キャンセル、キャンセル」

(数日後、郵便ポストに電子消費者契約料金未納最終通知書というタイトルの葉書が舞い込みます)

青 年：「電子消費者契約料金未納、何だ、これ？この前間違えてみちゃったエッチサイトのことかな？裁判の取り下げ、明日が期限？やばい、すぐ電話しなくちゃ」

(自宅に戻り、はがきの電話番号に電話する〇〇青年)

青 年：「もしもし」

業 者：「こちらは、法務省認可債権管理センターです」

青 年：「電子消費者契約料金未納最終通知書ってのはがきが来たんですけど」

業 者：「はがきに書いている番号と担当者のお名前をお願いします」

青 年：「HH893、××と書いてあります」

業 者：「△△町の〇〇さんですね。うちも困っているんですよ。最近こういう未納の方が多くて。今、こちらの国選弁護士に依頼して、裁判手続を進行中ですから、ご承知おきください」

青 年：「待ってくださいよ。何が最終通告書ですか。これが初めての通知ですよ。しかも何の料金のことかさっぱりわかんないよ」

業 者：「何の料金かどうかは問題じゃない！あんたの心の中によく聞いてみな。明日が裁判の取り下げ期限だ！裁判なんかになったら、面倒なのはあんたにも分かるよな」

青 年：「いったいどこの裁判所に訴えてるんですか」

業 者：「△△の裁判所に決まっているだろ。でもな、おれたちも全く話し合いに応じないわけじゃないんだ。どうだ、今すぐ3万円振り込んだら、明日訴えを取り下げてやる。どうする？」

青 年：「3万円でほんとに取り下げてくれるんですか？本当にそれだけでいいんですか？」

業 者：「そうだ、おれたちも無理な金額は言わないんだ。そんな人の道に反することはしない。情けもちゃんとあるんだ」

青 年：「じゃ、ほんとに3万でいいんですね。取り下げてくれるんですね。じゃ振り込

みます」

(電話を切って、振込みに行く青年。銀行の窓口で、振込みを終え・・・)

青 年：「(これで安心だ。裁判を取り下げてもらえるな。ところで、△△に裁判所ってあったっけ？窓口のお姉さんに聞いてみよ。) すみません。△△の裁判所ってどこでしたっけ」

銀行員：「△△に裁判所？もともと△△町には裁判所はありませんし、一番近いのは、◆◆ですね」

青 年：「ガビーン、だまされた」

(4) SF 商法

☛テキスト P28 SF 商法補充

～登場人物～

○悪徳業者；

○老婦人 A；

○だまされる老婦人 B；

A：「(新聞広告を見ながら) 新規開店ですって、先着 200 名様に食パン 3 斤プレゼント。先着 200 名様以外でも、トイレットペーパー 3 つで 90 円ですって。これは数量限定なし。これは、B さんを誘っていかなくちゃ。会場は役場のとなりね」

(会場にて)

業 者：「本日は、皆様ようこそおいでくださいました。今日おいでになった方は本当にお徳ですよ。こんなチャンスはめったにないんですよ。わが社の開店記念で大プレゼント大会をこれから行いますからね。ルールは簡単です、一番早く手を上げた人がプレゼントを手にするんです。では、まず、これほしい人」

A など：「はい。(B は一歩出遅れる)」

業 者：「じゃこの方にプレゼント。次は、これほしい人」

A など：「はい。(B は一歩出遅れる)」

業 者：「あなたにプレゼント。次は、これです、これほしい人」

A など：「はい。(B は一歩出遅れる)」

業 者：「そこのお嬢さん、反射神経がすばらしいですね。どう見ても 40 代の反射神経ですね。(適宜テレフォンカード等をあげる) では、次は本日最大の掘り出し物です」

(意気込む B)

業 者：「これほしい人 (布団)」

B：「は、はい」

業 者：「では、あなたに、本当は 100 万円するもんだけど、今日は開店記念で特別に布団セット 50 万円、クレジット手数料 25 万円で OK です」

B：「がーん」

(5) 福祉商法

～登場人物～

○一人暮らしの裕福な老人 Z；

○訪問販売員 A；

○寄付募集人 B；

○郵便局員；

○近所の人；

A：「Z さん、いらっしゃいますか？慈善販売協会の A と申します」

Z：「はい、ちょっと待ってくださいね。年よりは動きが遅くてすみませんね。（玄関に出てきて）何の御用ですか」

A：「ご立派なお宅にお住まいですね」

Z：「いえ、いえ、たいしたことありませんが・・・」

A：「申し遅れました、私、慈善販売協会の A と申します。最近大きな地震が多いですよ。インド洋のほうであった地震の寄付に当てるため、靴下の販売をしています。3足で2千円なのですが、このうち1,000円が、地震の被災者の方々の寄付となります」

Z：「私は、靴下は間に合っているから、結構ですよ」

A：「確かに、こういう暮らし向きの方は、物にはご不自由はしてらっしゃらないでしょうけれど、地震の被害にあった方々は、毎日の食事にも事欠く状況なのです。寄付という事で何とかご協力いただけないでしょうか」

Z：「しょうがないですね。分かりました」

A：「ありがとうございます」

（家を出てから）

A：「しめしめ、ひっかかったぞ」

（翌日）

B：「ごめんください」

Z：「はい、なにか？」

B：「まだまだ、寒さが続きますね。お一人暮らしでいらっしゃいますか？」

Z：「えー、妻にも先立たれてしまいましたからね」

B：「立派なお宅ですね。このお宅には、長いこと住んでいらっしゃいますか？」

Z：「生まれてからずっとですね」

B：「ア、そうですか。ところで、〇〇小学校で不審者が学校に侵入しないようにする設備を作るに当たって、寄付を募集しているのはご存知でしょうか。卒業生の方々が対象なのですが・・・」

Z：「確かにいまは、子供の安全をきちんとしなくてはね」

B：「一口500円で、2口以上お願いします。それにしても立派なお宅ですよ」

Z：「そんなに立派でもないけど、じゃ10口お願いしようかな」

B：「ありがとうございます」

（外に出てから）

B：「しめ、しめ」

（翌日）

郵便局員：「小包です」

Z：「はい、ハンコですね」

郵便局員：「はい、じゃお願いします」

Z：「何じゃろうな？慈善販売センターからの小包。全く心覚えがないな。開けてみよう。

手紙が入っているぞ。何々、中越地震の被災者に寄付をするために、地域の資産家にご協力をお願いしている。同封の衣料用乾燥剤を2日以内に返送しない限りは、購入の意思があるとみなし、代金 5,000 円を振り込んでほしい。このうち、3,000 円が中越地震の被災者に寄付されますだと」

（ちょうどその時、隣人が訪問してくる）

隣 人：「今度の老人会は出席ですか？」

Z：「そのつもりですが、ところで、最近地震、事件が多いせいか、何やかやと名目をつけて、寄付の依頼がまいこむね」

地元の方：「うちにも結構来ているけど、あれはみんな福祉商法って言う詐欺だよ」

Z：「福祉商法って何？もしかして私もだまされた？」

（6）紹介屋商法

～登場人物～

○リストラされた中年；

○業 者（アコギ職員）；

会社にリストラされ、消費者金融からの支払が滞ってしまった〇〇さん、リストラは親戚には内緒だったもので、姪から届いた結婚式の招待状が、請求書に見えてしょうがありません。

中 年：「姪の結婚式に出席したら、5万は包まないとカッコつかないよな。といっても収入はなし、しかも、延滞しているから、サラ金なんか貸してくれるわけないよな。ああいうところは、信用情報とかいって、どこから借りてて、遅れているかどうかもすぐわかるしな」

（しばらく大通りを歩いていると）

中 年：「何、ローンズアコギだって。ブラックOK、即日融資、今となってはこういうところに頼るしかないかな？」

（ローンズアコギに電話する中年）

業 者：「ローンズアコギ、〇〇です」

中 年：「もしもし、あの、5万円ほど融資してほしいんだけど」

業 者：「何にお使いですか」

中 年：「姪の結婚式があって・・・」

業 者：「あ、そうですか、一応うちでも信用情報を取りますから、お名前、生年月日、住所を言っていただけますか？」

中 年：「名前、生年月日、住所・・・」
業 者：「しばらくお待ちください」
（しばらくして）
業 者：「〇〇さん、あんたね、ブラックになっているよ。しかも結構延滞しているじゃない。これじゃうちもちょっと貸すわけには行かないね」
中 年：「でも、電信柱には、ブラックOKって書いてましたよね」
業 者：「ブラックにも程度があるんだよ」
中 年：「そこを何とかありませんか？」
業 者：「ま、姪の結婚式にお祝いをやりたいて言うのは、人の道として立派なことだ。その気持ちに免じて、うちの系列店を紹介してやるからな。そこでは、100%借りられるから大丈夫だ。但し、うちからの紹介といわなければ、それも無理だ。そこで、まず、紹介料3万円振り込んでもらおう」
中 年：「5万借りるのに、紹介料3万円ですか？」
業 者：「そうだ」
中 年：「そんなお金ないですよ」
業 者：「じゃ、しょうがないな。1万円でもいいよ。今すぐ振り込めよ」
（振込みを終えてアコギにまた電話すると）
業 者：「ローンズアコギです」
中 年：「〇〇さんいらっしゃいますか」
業 者：「うちにはそういうものはおりません」
中 年：「でも、あなたさっきの〇〇さんと声同じですよ。本当は、〇〇さんでしょ」
業 者：「しょうもない言いがかりつけるんなら、警察に通報するぞ！（がちゃん）」

（7）アポイントメント商法

●テキスト P27 アポイントメントセールス補充

～登場人物～

○20 歳代の男性；

○業者1（女性）；

○業者2（男性）；

（業者へ電話）

男：「あの、もしもし。あの昨日、キャンペーンに当たったというはがきが届いたんですけど・・・」

1：「おめでとうございます。このキャンペーンは全国の15万人が対象なんですけど、抽選で選ばれた人だけにはがきを送らせてもらっているんですよ。本当にラッキーですね。はがきに書いてある整理番号を言っていただけますか？」

男：「えっと、MK1121051です」

1：「〇〇君ですね。〇〇君、海外旅行に興味ある？」

男：「韓国なんか行ってみたいな。でもおかねがないし・・・」

1：「今ブームだものね。このキャンペーン中なら会員になれば、旅行がただでいける特典

が付くんですよ。韓国だって簡単にいけるわ」

男：「どうすれば会員になれるの」

1：「簡単な申込書に記入するだけでオッケーよ、今△△にいるから出てこない？時間はあまり取らせないわ」

（△△にやって来た〇〇くんが販売員と落ち合います）

1：「来てくれたのね。うれしいわ。早速だけど、この書類に記入してくれる」

男：「（書類に目を通し、驚く）会員になるのにキャンペーン対象の英会話カセットを買う必要があるの。お金がかかっちゃうの？そんなこと何も聞いてないよ。しかも50万円も」

1：「会員になれば、海外旅行もただみたいなものだし、いろいろなプレゼントも付くわ。絶対お得よ」

男：「そんなお金ないよ、困ったな、どうしよう」

1：「今は、サラ金で簡単にお金が借りられるわ。ちょっと借りて、後でゆっくり返していけば、海外旅行はあなたのものよ」

男：「そうか。でもサラ金って、利息が高いでしょ」

1：「この世の中じゃ、サラ金なんてみんな使っているし、利息だって払える程度の高さよ」

男：「じゃ、サラ金から借りて、会員になろうかな・・・」

（数日後、〇〇君は会員登録を済ませ、業者に電話をかけます）

男：「韓国の旅行の申込みをしたいんですけど」

2：「あ、残念です。韓国の旅行は昨日でいっぱいになってしまいました」

男：「他のただの海外旅行はないのですか？」

2：「当面予定はありません。50万円の韓国旅行ならあるけどね」

男：「え・・・（絶句）」

【解説】

アポイントメント商法とは、海外旅行が当たった、海外の宝くじが当たったなどと勧誘目的を隠して、喫茶店などに呼び出し、その場で高額商品などを契約させるという商法です。

これもクーリング・オフで対処することで、被害を最小限に止めることができます。

（８）先物取引商法

～登場人物～

○小学校の退職教師；

○業 者；

（退職者であることを新聞で調べて、業者が元校長の〇〇の家を訪問します）

業 者：「ごめんください。〇〇先生おいででしょうか」

教 師：「私が〇〇でございますが、どちら様ですか？」

業 者：「私、××の△△と申します。私は、ブランド物の名刺ケースを使っております

が、弊社の社員は男性、女性ともブランド物を使っております」

教師：「藪から棒に何のことですか、ブランドとか何とか」

業者：「うちの社員は、みんなかなりの高給をもらっているということをちょっとだけ、いや、そんなつもりは・・・」

教師：「なかなかユニークなお嬢さんだ。ところで何の御用です」

業者：「先生、これからの生活設計はどのようにお考えですか？確かに共済年金はかなりの額でしょうけど、それだけで十分ですか？一説には、老後のためには、3,000万円の蓄えがないとやっていけないという統計もあります」

教師：「確かにそんなことを読んだことがあるような気がするな。それがあなたの訪問と何の関係があるのですか？」

業者：「先生、先物取引というのはご存知ですか？石油などというのは、確かに相場も読めないのですが、食料関係、しかもあまり天候に影響されないとうもろこしはかなりの利ざやが稼げるものなのですよ」

教師：「先物ですか、いくら私が経済の素人でも、先物は素人が手を出すべきものではないものであることは分かっていますよ。まあ、お引き取りください」

業者：「そこまで、おっしゃるなら、今日は失礼しますが、この資料だけは、どうかおかせてください」

（業者が、帰ってから）

教師：「とうもろこしで 2,000 万円儲けた A さん、同じく 1,200 万円儲けた B さん、何だ近くにもこんなにいるんだ・・・」

（数日後、突然自宅の電話がなります）

業者：「〇〇先生ですか？資料を読んでもういただきました」

教師：「ええ、手元に資料があるとつい読んでしまうのが、教職というものの悪い癖でして・・・」

業者：「先生、とうもろこしがここ 10 年来の低い相場なんです。いま 500 万でも買い玉を立てておけば、1,000 万円以上は絶対に保証します」

教師：「いまが買い玉の時期ですか、しかも 10 年来の相場で・・・」

業者：「先生、結構専門用語ご存知で」

教師：「いや、ばれてしまいましたか、ハハハ。じゃ 500 は大変だから、200 くらいで玉を立ててもらえますか」

業者：「かしこまりました」

（2 週間後）

業者：「〇〇先生ですか、実は大変なことになりまして、相場が竜のごとくに暴れてまして、追い玉を立てないと、とんでもない損害になってしまいます」

教師：「追い玉ですか、でいくらです？」

業者：「300 ですね」

教師：「分かりました」

(9) 送りつけ商法

～登場人物～

○家の主；

○近所の住民 A、B；

○郵便局員；

家 主：「今日のラウンドゴルフの A さんは、ナイスショットだったね」

A ：「いえいえ、そんなこともないですよ。まあ、家に戻ってから毎日 300 回は素振りしているんですが・・・」

(ピンポン)

B ：「おや、お客さんのようですよ」

家 主：「はい、どなた？」

郵便局員：「小包です。はんこをお願いします」

家 主：「はいはい」

郵便局員：「ありがとうございました。すごいですね、紳士・淑女録ですか…」

家 主：「紳士・淑女録。はて…？」

(居間に戻って・・・)

家 主：「わけのわからない本が届いてしまいましたよ。紳士・淑女録だって」

A ：「開けてみたらいいんじゃない」

家 主：「そうだね」

(開封してみると)

家 主：「手紙が入っているよ。なにに・・・あなたのお名前が収録された紳士・淑女録です。お開けになった場合には、購入の意思があるものとして、7日以内に2万5千円振り込んでいただくようお願い申し上げますだって。えー、2万5千円払わなければならないの？Aさんが開けるなんて変なこというから、2万5千円も送らなくちゃならなくなったじゃないの。どうしてくれるのよ」

A ：「何いってるの。そうだねっていったのは、あんたじゃないの。人のせいにしないでよ」

B ：「まあ、まあ、そういがみ合わないで・・・」

家 主：「小包を開けたら本当に払ってしまわなければならないのかな・・・」

B ：「なんか、前に県民生活センターの講演会で、送りつけられた本なんかは、処分してしまっても構わないって聞いたことがあるような気がするよ。センターに聞いてみたら」

家 主：「そうしてみようかな」

(10) デート商法

●テキスト P27 デート商法補充

～登場人物～

○業者 A (女性)；

○業者 B (男性)；

○男性C:

(電話が・・・)

C:「もしもし～」

A:「私、私、オボエテル?かなり、昔に一緒に飲んだじゃない～忘れたの?」

C:「えっ誰だれ～?でっとうしたの??」

A:「○○ですっ!もう、忘れないでよ!」

A:「今から会えないかな～。××君に話したいことがあるんだ」

C:「(心の声:最近彼女と別れたし・・・) うーん。少しぐらいだったらいいよ」

A:「ありがとう。じゃー○○デパートの前ねっ!待ってるね!」

C:「オッケー!」

(デパートの前・・・)

C:「(心の声:あの子かな・・・。スゲーカワイイ!でも会ったことないな・・・。)」

A:「○○君～!元気～!ひさしぶり～」

C:「おっおう!でっとうしたの?○○ちゃん」

A:「うーんあのね。一緒に飲んだのは、5か月くらい前だけど、あれ以来○○君のことが
なんとなく気になって」

C:「また、うまいことって。でも、僕も、○○ちゃんのこと忘れていなかったよ」

A:「どこいこっか?」

C:「別にどこでも構わないけど。君の好きなところでいいよ」

A:「じゃこのデパートちょっとぶらぶら歩こうか。実を言うと、私のデザインした指輪が、
ここで展示されてるの。○○君に是非見てもらいたくて」

C:「いいよ。どれどれ～」

(展示会場に移動する)

A:「これなんだ～。○○君を思ってデザインしたんだよ～」

C:「えっほんとに!きれいだね～」

A:「でもね、これが売れないとデザイナーをクビになるんだ・・・。どうしよう(シクシク)」

C:「○○万円かー。カードで買えばいいかー。最近、パチンコで勝ってるし、なんとかなるか!」

A:「アリガトウ!○○君に話して良かった!○○君大好き!」

(10日後・・・)

C:「○○ちゃん元気かなー。電話してみよう!」(ピッピッピ)

B:「○○だな!!俺の女に手を出しやがって!」

B:「慰謝料払えや!払わねーと、お前ん家に乗り込むぞ!コラ～!」

C:「ど、どうしよう。ガーン」

【解説】

魅力的な異性が、自分への恋愛感情を利用して契約をさせる手口がデート商法です。デート商法の手口そのものを理由に解約を認める法律はありません。

この事例の場合は、電話で販売目的を告げずに呼び出している為、特定商取引法の訪問販売（アポイントメント商法）にあたります。

そこで、申込書面もしくは契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。

ただし、デート商法の場合、クーリング・オフ破りとして、8日間のクーリング・オフ期間が過ぎるまでは、恋人のふりを続け、クーリング・オフ期間が過ぎてから連絡不能になるケースがあるので、注意が必要です。知り合った矢先に高額な契約を勧めることなどは、真の恋人であれば不自然ということ、またこのような手口が存在することを知っておく必要があります。

（11）次々商法

●テキスト P27 次々商法補充

～登場人物～

- 一人暮らしの老婦人；
- セールスマンA；
- セールスマンB；
- セールスマンC；

（住宅街を見慣れないセールスマンがうろついていきます）

セールスマンA：「この家は、北側に窓がないからたぶん押入れは北側にあるな、ヨシ。」

表札は・・・、一人住まいのバーちゃんか、ヨシ」

セールスマンA：「（ピンポン） ごめんください」

老婦人：「はい、はい、どちら様？」

セールスマンA：「環境衛生コンサルティングアドバイザー研究所の〇〇です」

老婦人：「なに、なに、えらく難しい、えらそうなところの方だごと」

セールスマンA：「毎日暑い日が続いていますが、夏バテはしていないですか？」

老婦人：「は、おかげさんで、ところで何の御用？」

セールスマンA：「しけた布団で寝ていらっしゃるご高齢の方に、健康的な環境を提供するために、無料で布団の乾燥サービスをしているんです。しけた布団を使ってらっしゃると疲れも取れないので、乾燥サービスのために回っているものです」

老婦人：「どこからこられたのですか？」

セールスマンA：「（ちょっと詰まって）東京の銀座からです。ところで、無料ですから布団の乾燥をやってみませんか」

老婦人：「無料だば、たのむかな・・・」

セールスマンA：「はいかしこまりました」

その日は無料のサービスを提供し、世間話をしてセールスマンは帰りました。いろいろ面白いことを話してくれるので、老婦人さんは結構 A さんを気に入ってしまいました。

ところが、A は帰り際に、住居表示の板にサインペンでKというマークを書いていたことには老婦人は気がついていませんでした。

（また、ある日）

セールスマンA：「こんにちは、オーバーちゃん元気、変わりない？」

老婦人：「おかげさんで」

セールスマンA：「ところで、何回も乾燥してても、布団自体を良くしないと本当の安眠は得られないですよ。この布団如何ですか」

老婦人：「おらほにはもう布団が5組もあるから、いらねーな」

セールスマンA：「この布団はいままでの布団とは全然違うよ。環境衛生コンサルティンググアドバイザー研究所が5年がかりで開発した新製品だからまず使ってみて。本当は30万するんだけど、おばーちゃんだけ特別価格で10万円だから」

老婦人：「オラ、年金暮らしだから、そったに払えね」

セールスマンA：「ナニ、クレジットくめば、月5千円でいいんですよ」

老婦人：「だば、いろいろおもしれはなしっこもしてくれるあんただから、今回だけお付き合いで買うよ」

セールスマンA：「ありがとうございました」

（また、ある日）

セールスマンB：「ここのうちは、Kマークがあるぞ。ヨシ」

セールスマンB：「（ピンポン） こんにちは、衛生環境アドバイザーコンサルティング研究所からきました△△です」

老婦人：「なんだべ、この前の人と同じような、違うような・・・」

セールスマンB：「布団の湿気でお困りではないですか」

老婦人ト：「この前、高い布団買ったから、大丈夫だ」

セールスマンB：「布団を代えても、押し入れが変わらなければ、結局はしけてしまいますよ」

老婦人ト：「確かに、んだな」

セールスマンB：「このスノコを敷けば、布団は床につかないので、湿気の問題は起こりません。5千円するんですけど、この地区は重点地区なので、3千円で如何ですか」

老婦人：「3千円くらいなら、なんとかなるかな。だば、買います」

セールスマンB：「ありがとうございます」

（家を出てから）

セールスマンB：「ちょろいもんだ。やっぱりKマークだ」

（また、ある日）

セールスマンC：「（ピンポン） こんにちは、環境保全衛生研究所の◆◆です」

老婦人：「なんだべ、また似たようなのが来たぞ。なんでがんすか？」
セールスマンC：「この辺を悪い業者が回って、布団を売りつけているという噂を聞いた
ものですから、ちょっとお邪魔しました」
老婦人：「環境衛生何とかって言うところか？」
セールスマンC：「そこです。もしかして布団買いました？」
老婦人：「10万で買ったども」
セールスマンC：「それは、この前、国の研究で粗悪品と分析結果が出たんです。うちで
は、市の検査を通ったすばらしい布団を扱っているんです。いまなら、
50万円のものを15万でお分けできるんですけど」
老婦人：「そったに布団なんかいらね」
セールスマンC：「粗悪な布団で寝てると、体に悪いですよ」
老婦人：「だって、スノコもしいているから大丈夫だ」
セールスマンC：「スノコだけではだめなんです。布団がたくさんあるなら、防湿シート
は如何ですか。これも国の検査を通ったものだから安心ですよ。二間
（にけん）分で5千円です」
老婦人：「いらねな」
セールスマンC：「セールスマンにはノルマというものがあって、これを売って帰らない
と、怖い課長からすんごくおこられるんですよ。助けると思って何とか
お願いしますよ」
老婦人：「わけくて、めんこいあんたが怒られるのか。かわいそうだな。そこまで言うん
なら買うよ」
（セールスマンが帰ってから）
老婦人：「大分前に、布団乾燥機と枕を買って、布団も2組買って、防湿シートも買って、
スノコも買ったっけな。そういえば、なんだか請求書、きてらっけな。なんぼだ
べ、枕4千円、乾燥機1万円、・・・・・・ありゃ、合計9万8千円だ。おらの
年金の額を超えてしまった。ガー——ン」

【解説】

悪質業者は、仕事を効率的に行うために、日中に高齢の方が一人しかいないとか、そもそも高齢者の独り暮らしの家庭などの、ターゲットにしやすい家庭の玄関、門柱などに業者だけが分かるような印をつけたり、シールを貼ったりすることがあります。このしるしなどのことを「カモマーク」などと呼ぶことがあります。

カモとは、ネギを背負ってくるカモのことです。

一軒一軒あたるよりは予めターゲットを絞って訪問すれば、その成果も上がりやすいということで、同じ業者に限らず、同じような手口を使う業者の共通の道具として活用される場合があります。

家に帰ったら、つけた覚えのない印、シールなどがいないか確認してみることも必要かもしれません。

3 相談窓口、支援制度一覧

☎テキスト P31～35 掲載

(1) 相談窓口（岩手県ホームページから転載（令和元年9月1日現在））

※受付時間等については、祝日・年末年始を除く場合があります。

【24時間ダイヤル】

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
精神科救急受診	岩手県精神科救急情報センター	019-624-6791	24時間受付
育児、非行、虐待など18歳未満の子ども	虐待通告専用ダイヤル	189	
いじめなど	24時間子供SOSダイヤル	0120-078-310 019-623-7830	
暮らしの中で困っていること	よりそいホットライン(岩手・宮城・福島専用)	0120-279-226	
障がいに関する相談	岩手県障がい者110番相談室(虐待相談)	019-639-6533 090-2277-3456(土日・祝・夜間)	
生活安全に関する相談	警察安全相談室	#9110 019-654-9110	

【相談内容・分野別】

分野	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間等
心	心の悩みについて	盛岡いのちの電話	019-654-7575	月～土 12:00～21:00、日 12:00～18:00
		自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00～翌日8:00
		岩手自殺防止センター	019-621-9090	土 20:00～24:00
		岩手大学人文社会科学部 こころの相談センター	019-621-6848（面談予約） ※電話相談はおこなっていません	月～金 10:30～12:30
		ソーシャルサポートセンターもりおか	019-652-8221	月～金 11:00～18:00
	性別や性指向について（LGBT）	岩手県男女共同参画センター	019-601-6891	火・金 16:00～20:00
心と身体 の健康・ 病気	心と身体の健康について	県央保健所	019-629-6574	月～金 9:00～16:30 （盛岡市保健所：9:00～16:00）
		中部保健所	0198-22-2331	
		奥州保健所	0197-22-2831	
		一関保健所	0191-26-1415	
		大船渡保健所	0192-27-9922	
		釜石保健所	0193-25-2710	
		宮古保健所	0193-64-2218	
		久慈保健所	0194-53-4987	
		二戸保健所	0195-23-9206	
	盛岡市保健所	019-603-8309		
	心の健康、うつ病やアルコール問題について	こころの相談電話 （岩手県精神保健福祉センター）	019-622-6955	月～金 9:00～21:00
	医療について	県民医療相談センター	019-629-9620	月～金 9:00～12:00、13:00～16:00
	薬について	くすりの情報センター	019-653-4591	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00
	難病について	岩手県難病相談支援センター	019-614-0711 メール iwanan@io.ocn.ne.jp	月～火・木～土 10:00～16:00
	小児慢性特定疾病について	岩手県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター	019-637-7878 メール iwanan.shoman@dune.ocn.ne.jp	月～金 10:00～16:00
	認知症について	いわて認知症電話相談	0120-300-340	月～金 9:00～17:00
		岩手県基幹型認知症疾患医療センター	019-652-7411	月～金 9:00～16:00
震災	震災による不安や悩みについて	災害時ストレス健康相談	019-629-9617	月～金 9:00～16:30
	被災された方の生活の再建に向けたさまざまな相談について	久慈地区被災者相談支援センター	0194-53-4981	月～金 10:00～15:00
		宮古地区被災者相談支援センター	0120-935-750	月～金 9:00～17:00
		宮古地区被災者相談支援センター 山田サブセンター	080-6012-5702	月～木 9:00～16:00、金 9:00～15:00
		釜石地区被災者相談支援センター	0120-836-730 080-5734-5494	月 8:30～14:30、火～金 8:30～15:30
		釜石地区被災者相談支援センター 大槌サブセンター	080-5734-5496	月～木 8:30～15:30、金 8:30～14:30
		大船渡地区被災者相談支援センター	0120-937-700 0192-27-9921	月～金 9:00～17:00
		被災によって生じた法的問題について	震災法テラスダイヤル	0120-078-309

分野	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間等
労働	職場のメンタルヘルス不調者への対応について(担当者からの相談のみ対応)	岩手産業保健総合支援センター	電話:019-621-5366 FAX:019-621-5367 メール:iwate@iwates.johas.go.jp	月～金 8:30～17:15 FAX・メール(24時間)
	治療と仕事の両立支援について			
	働くうえでのさまざまな悩みについて	働く人の悩みホットライン	03-5772-2183	月～土 15:00～20:00
		岩手労働局総合労働相談コーナー	0120-980-783 019-604-3002	月～金 9:00～17:00
	仕事について	ジョブカフェいわて	019-621-1171	月～土 10:00～18:00
法律	自立と就労について	もりおか若者サポートステーション	019-625-8460	月～金(第2・4金を除く) 10:00～16:00
	法律問題について	岩手弁護士会法律相談センター	019-623-5005(面談予約)	月～金 9:00～17:00(面談予約受付)
		岩手県男女共同参画センター (女性のための法律相談)	019-606-1762	毎月第3木 10:00～15:00(予約制)
	多重債務、成年後見、相続について	岩手県司法書士会総合相談センター	019-623-3355(面談予約) 0120-823-815(電話相談)	面談時間:水 10:00～12:00 電話相談:火・木 10:00～13:00
経済	法制度、相談機関などの情報について	法テラス岩手	0503383-5546	月～金 9:00～17:00
	商品・サービスの契約に関するトラブル、多重債務について	岩手県立県民生活センター(消費生活相談)	019-624-2209	月～金 9:00～17:30 土・日 10:00～16:00
	多重債務などのお金の悩みについて	お金の悩みホットライン	0120-979-874	月～金 9:00～18:00 (発信地域は岩手県内限定)
	貸金業務について	日本貸金業協会岩手県支部	①019-651-2767 ②0570-051-051 (相談・紛争解決センター)	①第3木 9:30～12:00、13:00～17:30(電話相談) 11:00～15:00(面談相談・要予約) ②月～金 9:00～17:00(電話相談のみ)
	銀行について	銀行とりひき相談所	019-622-1842	月～金 9:00～17:00(土日祝日、12/31～1/3を除く)
	経営について	岩手県商工会議所連合会	019-624-5880	月～金 9:00～17:00
		岩手県商工会連合会	019-622-4165	
		岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363	
		岩手県中小企業再生支援協議会	019-604-8750	
子ども・青少年	育児、非行、虐待など18歳未満の子どもについて	虐待110番・子ども家庭テレフォン	019-652-4152	毎日 9:00～21:40(年末年始を除く)
		岩手県福祉総合相談センター(児童相談)	019-629-9604～9605	月～金 8:30～17:15
		岩手県一関児童相談所	0191-21-0560	月～金 8:30～17:15
		岩手県宮古児童相談所	0193-62-4059	(児童虐待は24時間受付)
	いじめや体罰、不登校や親による虐待など子どもの人権について	子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
	18歳までの子どもからの相談	チャイルドライン	0120-99-7777	16:00～21:00(12/29～1/3除く)
	学校生活について	ふれあい電話	0198-27-2331	月～金 9:00～17:00
	子育てについて	すこやかダイヤル	0198-27-2134	月～金 10:00～17:00
		すこやかメール相談	kosodate@pref.iwate.jp	24時間受付
	発達について	コスモスダイヤル	0198-27-2473	月～金 9:00～17:00
	少年の悩み、非行、犯罪被害について	ヤング・テレホン・コーナー	019-651-7867 少年サポートセンター 0800-0007867 0197-65-2400 県南少年サポートセンター 0800-0002400	月～金 9:00～17:45
	青少年について	青少年なやみ相談室	019-606-1722 メール nayami@aiana.jp	9:00～16:00(月・木のみ 9:00～20:00) メール 24時間受付
	ひきこもりについて	岩手県ひきこもり支援センター	019-629-9617	月～金 9:00～16:30
生活	不登校、ひきこもりについて	青少年自立支援センター「ボランの広場」	019-605-8632	火・金・土 10:00～16:00
	生活保護について	各市福祉事務所、各広域振興局保健福祉環境部	P.79参照	
	生活福祉資金について		019-637-4496(岩手県社会福祉協議会)	
	日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などについて	各市町村社会福祉協議会	019-637-8863(岩手県社会福祉協議会)	
	暮らしの中で困っていることについて	各自立相談支援機関	P.79～80参照	
	男性の悩みについて	岩手県男女共同参画センター(男性相談)	019-606-1762	第2・第4土 10:00～13:00(予約制)
	女性の就労について	岩手県男女共同参画センター (女性のための就労支援相談)	019-601-6891	月・水・木 9:00～16:00
	女性の悩みについて	アンの家Anne'sハウス(女性相談)	0198-41-3310	10:00～15:00(祝日・年末年始を除く) 女性弁護士:毎月第2火曜 13:30～15:30(予約制)
	家族・夫婦間の悩み、配偶者・恋人の暴力について	岩手県男女共同参画センター	019-606-1762	月・水・木・土・日 9:00～16:00 火・金 13:00～20:00
	配偶者の暴力、離婚について	岩手県福祉総合相談センター(女性相談)	019-629-9610	月～金 9:00～16:00
	DV、セクハラ、ストーカー被害など女性の人権について	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
	高齢者の悩みについて	シルバー110番	0120-84-8584 019-625-0110	月～金 9:00～17:00
	ひとり親家庭などの自立のための就業について	ひとり親家庭等就業・自立支援センター	019-654-9838	月～金 9:00～16:00

分野	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間等
障がい	発達障がいについて	岩手県発達障がい者支援センター	019-601-3203	月～金 9:00～17:00
	身体障がいについて	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9613	月～金 9:00～16:30
	知的障がいについて	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9613	月～金 9:00～16:30
	精神障がいについて	岩手県精神保健福祉センター	019-629-9617	月～金 9:00～16:30
	障がいに関するさまざまな相談について	岩手県障がい者110番相談室	019-639-6533	月～水・金・第3土 10:00～15:00(第3金を除く) 木 15:00～20:00
人権	人権問題について	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金 8:30～17:15
生活安全・ 犯罪被害	暴力団による不当な要求行為などの被害について	暴力団相談専用電話	0120-244-893	月～金 9:00～17:00
	犯罪被害について	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金 10:00～17:00
	性犯罪被害について	岩手県警察本部	0120-797-874 #8103	24時間受付
		はまなすサポートライン	019-601-3026	月～金 10:00～17:00
	法制度、相談機関などの情報について	犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714 03-6745-5601	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
	自賠責保険の請求、賠償額の計算など交通事故について	岩手県立県民生活センター(交通事故相談)	019-624-2244	月～金 9:00～17:30
生活	生活保護について	盛岡広域振興局	019-629-6582 内線6580～6582 6591、6593	月～金 8:30～17:15
		県南広域振興局	0197-65-2732 内線101、102、103	
		沿岸広域振興局	0193-25-2713 内線215～219	
		宮古保健福祉環境センター	0193-64-2213 内線256～259	
		県北広域振興局	0194-53-4982 内線213、217、358	
		二戸保健福祉環境センター	0195-23-9202 内線226、227	
		盛岡市	019-651-4111 内線6310～6343	
		宮古市	0193-62-2111 内線1211、1212、 1216～1218	
		大船渡市	0192-27-3111 内線185、189	
		花巻市	0198-24-2111 内線467,510,511	
		北上市	0197-72-8215	
		久慈市	0194-52-2119	
		遠野市	0198-62-5111 内線13,14	
		一関市	0191-21-2111 内線8353、8372、 8373、8382、8383	
		陸前高田市	0192-54-2111 内線201、211	
		釜石市	0193-22-0177 内線218～221	
		二戸市	0195-23-1313 内線254,263,264	
		八幡平市	0195-74-2111 内線1116～1119	
		奥州市	0197-24-2111 内線1260～1262、 1228、1230	
		滝沢市	019-656-6518	
生活	暮らしの中で困っていることについて	盛岡市 盛岡市くらしの相談支援室	019-626-1215	8:30～17:00(月～金)
		宮古市 くらしネットみやこ相談室	0193-65-7046	9:00～17:00(月～金)
		大船渡市 ここからセンター	0192-27-0001	8:30～17:00(月～金)
		花巻市 生活支援相談窓口	0198-22-6708	8:30～17:15(月～金)
		北上市 暮らしの自立支援センター きたかみ	0197-72-6074	9:00～17:00(月～金)
		久慈市 生活あんしん相談室	0194-61-3741	8:30～17:00(月～金)
		遠野市 遠野市自立生活相談窓口	0198-68-3194	8:30～17:15(月～金)
		一関市 いちのせき生活困窮者自立相談支援センター	0191-23-6020	8:30～17:00(月～金)
		陸前高田市 ふれあい総合相談所	0192-54-5151	8:30～17:15(月～金)
		釜石市 くらし・しごと相談所	0193-27-8188	
		二戸市 くらしの相談窓口	0195-43-3588	
		八幡平市 はちまんたい暮らしの支援室	0195-74-4400	
		奥州市 くらし・安心応援室	0197-47-4546	8:30～17:00(月～金)
		滝沢市 滝沢市自立相談支援窓口	019-684-1110	8:30～17:15(月～金)

分野	相談内容	相談窓口	電話番号等	受付時間等
生 活	暮らしの中で困っていることについて	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 いわて県央生活支援相談室	019-637-4473	8:30～17:15(月～金)
		西和賀町 あんしんサポートセンター西和賀	0197-84-2161	8:30～17:15(月～金)
		金ケ崎町 くらし・安心応援室	0197-47-4546	8:30～17:00(月～金)
		平泉町 いちのせき生活困窮者自立相談支援センター	0191-23-6020	
		住田町 ここからセンター	0192-46-2300	
		大槌町 くらし・しごと相談所	0193-41-1511	8:30～17:15(月～金)
		山田町、岩泉町、田野畑村 宮古圏域くらしサポートセンター	0193-65-8815	8:30～17:30(月～金)
		普代村、野田村、洋野町 生活あんしん相談室	0194-61-3741	8:30～17:00(月～金)
		軽米町、九戸村、一戸町 くらしの相談窓口	0195-43-3588	8:30～17:15(月～金)

【関係団体】

	活動内容等	団体名	電話番号	所在地
1	研修会、自閉症児者の支援活動	岩手県自閉症協会	019-681-8967	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
2	機関誌発行、家族相談会等	岩手県精神保健福祉連合会	019-637-7600	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
3	会員への情報提供、知的障がい児（障がい者）のスポーツ交流等	岩手県知的障害者福祉協会	019-637-2700	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手内
4	宿泊研修、音楽療法、会報発行等	岩手県ダウン症候群父母の会	019-661-9727	盛岡市
5	当事者、家族会支援等	岩手県精神保健ボランティア連絡会	019-629-9616	盛岡市本町通 3-19-1 県精神保健福祉センター内
6	断酒会事業開催	岩手県断酒連合会	090-9033-1598	久慈市

(2) 支援制度概観 凡例：○；該当、△；一部該当

※支援制度は、市町村によって異なる場合があります。その制度が実施されているかどうかは、市町村の福祉（障害）担当課にお問い合わせください。

支援制度 \ 手帳の種類	療育手帳 A	療育手帳 B	精神保健 福祉手帳1級	精神保健 福祉手帳2級	精神保健 福祉手帳3級
障害基礎年金	△	△	△	△	△
障害厚生年金	△	△	△	△	△
特別障害給付金			△	△	△
特別障害者手当			△		
在宅重度障がい者家族 介護慰労手当			△		
障害児福祉手当			△		
特別児童 扶養手当	○		△		
児童扶養手当			△		
心身障害者扶養共済	○	○	○	○	△
自立支援医療	△	△	○	○	○
重度心身障がい者 医療費助成	○		△		
後期高齢者医療	△	△	△	△	
自立支援給付	△	△	△	△	△
地域生活 支援事業	△	△	△	△	△
日常生活用具の給付	○		△		
車いすの貸し出し	△	△			
車いす同乗自動車の 貸し出し	△	△			
お出かけ送迎サービス	△	△	△	△	△
青い鳥はがきの配布	○				
鉄道運賃の割引	○	○	△	△	△
バス運賃の割引	○	○	○	○	○
タクシー運賃の割引	○	○	△	△	△
福祉タクシー券	○	○	○		
航空運賃の割引	○	○			
フェリー旅客料金の割引	△	△			

手帳の種類 支援制度	療育手帳 A	療育手帳 B	精神保健 福祉手帳1級	精神保健 福祉手帳2級	精神保健 福祉手帳3級
有料道路運行料金の割引	○				
所得税の障害者控除	○	○	○	○	○
住民税の障害者控除	○	○	○	○	○
相続税の障害者控除	○	○	○	○	○
贈与税の非課税	○	○	○	○	○
少額貯蓄利子の非課税	○	○	○	○	○
自動車税・自動車 取得税の減免	△		△		
NHK受信料の免除	△	△	△	△	△
携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○
NTT番号無料案内	○	○	○	○	○
公共施設利用料の減免	△	△	△	△	△
公営住宅の入居	△		△	△	△
住宅整備資金の貸付	○				
障がい者スポーツ大会	○	○	○	○	○
職場適応訓練	○	○	○	○	○
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○

(3) 制度の内容

※支援制度は、所得制限があるものや、所得状況により給付額等がかわるものもあります。詳細はそれぞれの手続窓口にお問い合わせください。

番号	支援制度	内 容	手 続 窓 口
1	障害基礎年金	一定の障がいと要件を満たす方 1級 年額 975,125 円 2級 年額 780,100 円 (平成31年度) <u>※年金は受給対象者が成人してから支給される制度設計となっているため、相談支援員は、支援者が成年に達する6か月程度前をめぐり、事務に取り掛かるなど、予定を立てて年金取得事務に取り組むことが必要。</u>	市町村年金担当課など
2	障害厚生年金	一定の障がいと厚生年金の被保険者等の要件を満たす方	日本年金機構年金事務所

番号	支 援 制 度	内 容	手 続 窓 口
3	特別障害給付金	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない方を対象 1 級 月額 52,150 円 2 級 月額 41,720 円	市町村年金担当課など
4	特別障害者手当	20 歳以上で、日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者を有する方に対して支給される手当 月額 27,200 円	市町村障がい担当課など
5	在宅重度障がい者 家族介護慰労手当	20 歳以上 65 歳未満の在宅重度障害者と同居し、常時介護をしている方に対して支給される手当 月額 5,000 円	市町村障がい担当課など
6	障害児福祉手当	20 歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障害を有する児童に対して支給される手当 月額 14,790 円	市町村障がい担当課など
7	特 別 児 童 扶 養 手 当	心身に障がいがあるため介護を必要とする 20 歳未満の子供を養育している父・母又は養育者に支給される手当 1 級 月額 52,200 円 2 級 月額 34,770 円	市町村障がい担当課など
8	児 童 扶 養 手 当	親が重度の障害を持つ児童の監護者である親または父母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当	市町村児童担当課など
9	心 身 障 害 者 扶 養 共 済	心身障害者を扶養している方が、生存中に毎月一定額の掛け金を納付することにより、親が万一死亡または重度障害となった場合、残された障害のある方に対して終身一定額の年金を支給し、生活の安定を図ることを目的とした制度 月額 20,000 円の支給 (2 口まで加入できる)	市町村障がい担当課など

番号	支 援 制 度	内 容	手 続 窓 口
10	自 立 支 援 医 療	精神・神経疾患で継続して通院治療が必要な方に対して、通院医療費を公費で助成する制度	市町村障がい担当課など
11	重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者に対して、医療費の自己負担分を助成することによって、医療の受診を容易にし、その生活の安定と福祉の増進を図る制度 助成額 自己負担額から、1 月当たり入院で 5,000 円、入院外で 1,500 円を除いた額	市町村年金担当課など
12	後期高齢者医療	一定以上の障がいのある方は、65 歳から後期高齢者医療の障害認定を受け、1 割の自己負担部分以外を助成する制度	市町村健康保険担当課など
13	自 立 支 援 給 付	介護の支援を受ける介護給付、生活や就業の訓練を受ける訓練等給付及び障害児の療育の支援を受ける障がい児童通所給付の 3 つのサービス	市町村障がい担当課など
14	地 域 生 活 支 援 事 業	相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、各種のサービス	市町村障がい担当課など
15	日常生活用具の給付	障害者手帳の交付を受けている在宅の方などの日常生活の利便を図り、より快適にするための頭部保護帽などの用具の給付制度。購入前に窓口に相談することが必要。	市町村障がい担当課など
16	車 い す の 貸 し 出 し	身体の不自由な方に対し無料で車いすを貸出す制度	市町村社会福祉協議会など
17	車いす同乗自動車 の 貸 出 し	車いすを利用している在宅の方に外出のお手伝いとして福祉車両を無料で貸出す制度（ガソリン代などは自己負担）	市町村社会福祉協議会など
18	お 出 かけ 送 迎 サ ー ビ ス	車いす等を利用している在宅の重度障害者で、一般の交通機関の利用が困難なため、病院への通院に不便をきたしている方を送迎するサービス（月 2 回まで）	市町村社会福祉協議会など

番号	支 援 制 度	内 容	手 続 窓 口
19	青い鳥はがきの配布	重度の知的障がい者で、希望した者に対し、オリジナル封筒、はがきを無料で配布する制度（年 20 枚限度）	郵便局
20	鉄道運賃の割引	旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の標記のある手帳の交付を受けている方に対し、運賃の 5 割を割り引く制度	JR など
21	バス運賃の割引	障がい者及び介護者がバスを利用する場合に、運賃を割り引く制度（運賃 5 割、定期 3 割）	バス会社
22	タクシー運賃の割引	障がい者がタクシーを利用する場合に、運賃を割り引く制度（1 割）	タクシー協会など
23	福祉タクシー券	市町村が契約するタクシーを利用する場合に、タクシー料金の一部を助成する制度	市町村障がい担当課など
24	航空運賃の割引	手帳を持った障がい者、介護者に対し航空運賃を割り引く制度。割引率は路線により異なる	航空会社
25	フェリー旅客料金の割引	手帳を持った知的障がい者がフェリー運賃の割引を受ける制度	旅行会社など
26	有料道路運行料金の割引	知的障がいの方を載せて有料道路を運行する場合、登録した 1 台に限り通常料金の半額に割り引く制度	市町村障がい担当課など
27	所得税の障害者控除	申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合に年末調整や確定申告において、一定額（27 万円から 75 万円）の控除を受けられる制度	税務署、市町村税務担当課など
28	住民税の障害者控除	申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合に年末調整や確定申告において、一定額（26 万円から 53 万円）の控除を受けられる制度	税務署、市町村税務担当課など
29	相続税の障害者控除	相続人が障がい者のときは、85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円（特別障害者の場合は 20 万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれる制度	税務署

番号	支 援 制 度	内 容	手 続 窓 口
30	贈 与 税 の 非 課 税	特定障がい者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がい者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち障害の程度が重度の方の場合は 6,000 万円まで非課税になる制度。	税務署
31	少額貯蓄利子の 非 課 税	預貯金や公社債等について、額面又は元本 350 万円を限度として利子等が非課税になる制度	金融機関など
32	自動車税・自動車 取 得 税 の 減 免	障がいのある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は、自動車税・自動車取得税が免除される制度 ※福祉タクシー券の交付と減免を同時に受けることはできない	広域振興局税務 担当課など
33	NHK 受信料の 免 除	一定の収入要件のもと、受信料の全額または半額の免除が受けられる制度	市町村障がい担 当課など
34	携帯電話料金の 割 引	会社により異なる	販売店など
35	N T T 番 号 無 料 案 内	障害手帳を準備して、0120-104174 にかけて、無料で番号案内が受けられる制度	0120-10417 4
36	公共施設利用料 の 減 免	障がい者及び介護者が施設利用の際に手帳を提示することにより、料金が減免される制度	各施設
37	公営住宅の入居	低廉な家賃での入居	市町村役場など
38	住宅整備資金の 貸 付	障がい者の専用居室等を増築・改築するための資金の貸付制度	市町村障がい担 当課など
39	障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会	障がい者の方への理解や健康増進などを目的とした大会への参加が可能になる場合がある。	県・市町村障が い担当課など
40	職 場 適 応 訓 練	知事が職場適応訓練を事業主に委託し、期間終了後は引き続き雇用してもらうことを担った制度	公共職業安定所 など
41	生活福祉資金の 貸 付	一定の貸付種目に限り、一定限度額まで貸し付けを受けられる制度	市町村社会福祉 協議会

番号	支 援 制 度	内 容	手 続 窓 口
42	就 学 前 教 育	市町村によっては、知的障がい等の幼児に対し特別な指導を行う施設を設置している場合がある。	市町村障がい担当課、教育委員会など
43	就 学 奨 励 費 の 支 給	世帯の所得によって、学用品費、通学用品費、給食費などの一部を支給する制度	市町村教育委員会
44	障 が い 者 の 高 等 教 育	特別支援学校は、小学部・中学部・高等部が併設されているが、高等特別支援学校は高等部単独で設置されている。	盛岡峰南高等支援学校
45	教 育 相 談	障がいのある子供の教育について設けられている相談窓口	市町村教育委員会
46	おもちゃ図書館	障がいのある児童の健やかな成長を助言するため、必要なおもちゃを備え、遊びの方法を助言するとともに貸し出しを行う施設が設置されている場合がある。	市町村教育委員会など
47	日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 (あんしんねっと)	障がいを持った方が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理を行う事業 福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等預かりサービス	市町村社会福祉協議会（基幹社協）
48	成 年 後 見 制 度	判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度 判断能力が不十分となったときに備えて、予め任意後見人と契約を結んでおく任意後見制度もある。	家庭裁判所、公証人役場など
49	貸 付 自 粛 制 度	各信用情報機関に登録することにより、一定期間、信用情報機関加盟会社などからの借り入れをできなくする制度	CIC など信用情報機関、日本貸金業協会、消費生活センター

番号	支 援 制 度	内 容	手 続 窓 口
50	相談支援事業所	相談支援専門員が在籍し、障がいを持つ方やその家族の相談に応じている。またその要望を聞き、各種サービスの紹介や必要に応じた連絡調整を行い、サービスの利用計画書の作成なども行っている。	盛岡市の場合、「太田の園」などがある
51	障がい者が加入できる保険等	一般的な医療・損害・生命保険に障がい者向けの補償（権利擁護費用など）をプラスしたものなどを扱っている民間の保険 「ぜんちのあんしん保険」 「生活サポート総合保障制度」 「CO・OP共済 たすけあい」	ぜんち共済株式会社、全国知的障害児者生活サポート協会、日本コープ共済生活協同組合連合会

平成 26 年度研究会メンバー

知的障がい者への金銭管理支援の在り方研究（盛岡地域知的障がい者支援者）チーム

所 属	役 職	氏 名
共同生活事業所 みたけの園	副 所 長	中 島 透
地域生活支援センター「歩夢」	副 所 長	今 野 真 起 子
太田の園 地域生活支援センター	サービス管理責任者兼地域生活支援員	大 川 原 恵 梨 子
盛 岡 市 社 会 福 祉 協 議 会	日常生活自立支援事業専門員	畠 山 里 和 子
社会福祉法人 岩手更生会 共同生活援助・共同生活介護事業所 キ ッ ク オ フ	サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	岸 里 篤

精神障がい及び発達障がい者への金銭管理支援の在り方研究（北上市自立支援協議会） チーム

所 属	役 職	氏 名
相 談 支 援 事 業 所 萩 の 江	相 談 支 援 専 門 員	川 村 護
岩手中部障がい者就業・生活支援センター	副 所 長	小 田 島 守
相 談 支 援 セ ン タ ー さ く ら	相 談 支 援 専 門 員	高 橋 美 香 子
北上地区精神障がい者家族会「北和会」	相 談 員	酒 勾 節 雄
自 立 生 活 支 援 セ ン タ ー 北 上	相 談 支 援 専 門 員	田 村 修 子
北上地区精神障がい者家族会「北和会」	会 長	及 川 芳 幸
岩手県発達障がい者支援センターウィズ （ ア ド バ イ ザ ー 参 加 ）	発 達 障 が い 支 援 係 長	田 代 拓 之
北上市役所 保健福祉部福祉課 （ ア ド バ イ ザ ー 参 加 ）	上 席 主 任 保 健 師	小 原 美 佳 子
北上市役所 保健福祉部福祉課 （ ア ド バ イ ザ ー 参 加 ）	主 査	及 川 千 明

特別支援学校金銭管理指導改善研究チーム

所 属	役 職	氏 名
岩手県教育委員会事務局 学校教育室	主 任 指 導 主 事	清 水 利 幸
岩手県立盛岡みたけ支援学校	教 諭	吉 田 和 則
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	教 諭	米 倉 圭 一 郎
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	教 諭	清 水 誉 俊
岩手県立盛岡青松支援学校	教 諭	佐 藤 謙 成

事務局

所 属	役 職	氏 名
特定非営利活動法人いわて生活者サポ ー ト セ ン タ ー （ 事 業 受 託 者 ）	事 務 局 長	藤 澤 俊 樹
岩 手 県 立 県 民 生 活 セ ン タ ー	主 事	吉 田 英 恵
岩 手 県 立 県 民 生 活 セ ン タ ー	消 費 者 教 育 推 進 専 門 員	中 村 晴 彦

（※役職は平成 26 年度当時のもの）

—出典・参考文献等—

「上手に使って豊かな暮らし」…多重債務者問題からみた社会福祉の在り方研究会

「やりくりべたでも大丈夫！封筒7枚！簡単家計管理術」…ライフマネー研究会

「めざせ！カッコいいおとなセミナー」資料…ライフマネー研究会

「家計のやりくり、これで安心！～家計の管理で悩んだときに～」

…岩手県消費者信用生活協同組合 NPO法人いわて生活者サポートセンター

「障がいのある人のライフプラン設計の考え方セミナー」資料…ぜんち共済株式会社

あとがき

本書を作成するに当たり、特別支援学校の先生方や福祉作業所の指導員の皆さんと、障がい者の自立に向け意見を交わしたことで、人を育んでいくことの難しさ、また、難しいからこそそのやりがいを肌で感じることができました。指導者にとって願いや思いを持つことは、教材開発のための様々なアイデアや工夫につながり、効果的な指導に結びつくということも分かりました。

本書の中には、障がいを持つ方一人一人が、自立した人間として成長していくための礎になってほしいという願いがこもった「お金」に関するたくさんの知識が詰まっています。

「お金」について考え、「お金」をどのように使っていくかは、その人の生き方に関わる大事なものです。

学校、家庭、施設などを問わず、日常生活の中で本書を御活用いただき、障がいを持つ皆さんの「ひとり立ち」に少しでも役に立てばと願っています。

知的障がい者等金銭管理支援ガイドブック

平成28年3月

（改訂：令和2年2月）

制作／著作：岩手県立県民生活センター

共著：特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター

～福祉川柳～

- プライドが じゃましてできない「おつりをもらう」
- 手にしたら すぐにも使う 無計画線超特急！
- あれば あるだけ 1円も 残さず使う 完全主義！
- 緊急用Suicaのチャージは菓子に化け！
- お金はあるけど 使い道 ないのはさびしい 無趣味さん！
- 給料の すべてが 小遣い おれだけセレブ
- 友におごらせ 親にはせびり ひたすら貯金の 自称「堅実」！
- 通勤着 ぼろぼろでもいい ゲームが欲しい！
- 身の丈を 知らずに はまった ブランド志向！
- 100 均一で 月に1万 100 アイテム！
- 「勧められると 断れない」これではサギの いいえじき！
- 「本日限り」そのまま信じて 買いあさり
- ほとんどの新聞取ってた 单身くん！
- 結婚サギ、キャッチセールス、デート商法…撲滅しよう悪の手を！
- 私のお金 手にする前に 家族が持とう お金のスタンス
- できた時 ほめて教える 我慢の感覚
- ぜいたくの パターンできたら 変えるのたいへん！
- 範囲と期間と金額を 決めて渡そうおこづかい
- アパートに行ったつमりの生活を、はじめておこう実家の中で！
- レシートが 教えてくれる あなたの生活
- 無理はしないで おおらかに いつも許しと ほめ言葉
- できたなら いつでも会わせて あなたの いいひと
- 人生イベント、活かしてつくろう 良い習慣！
- 貯めると 切られる生活保護、貯めてもOK基礎年金

出典:「地域生活相談室 おあしす 室長 江國泰介氏講演会(H26.6.27 合同研修会)資料」より